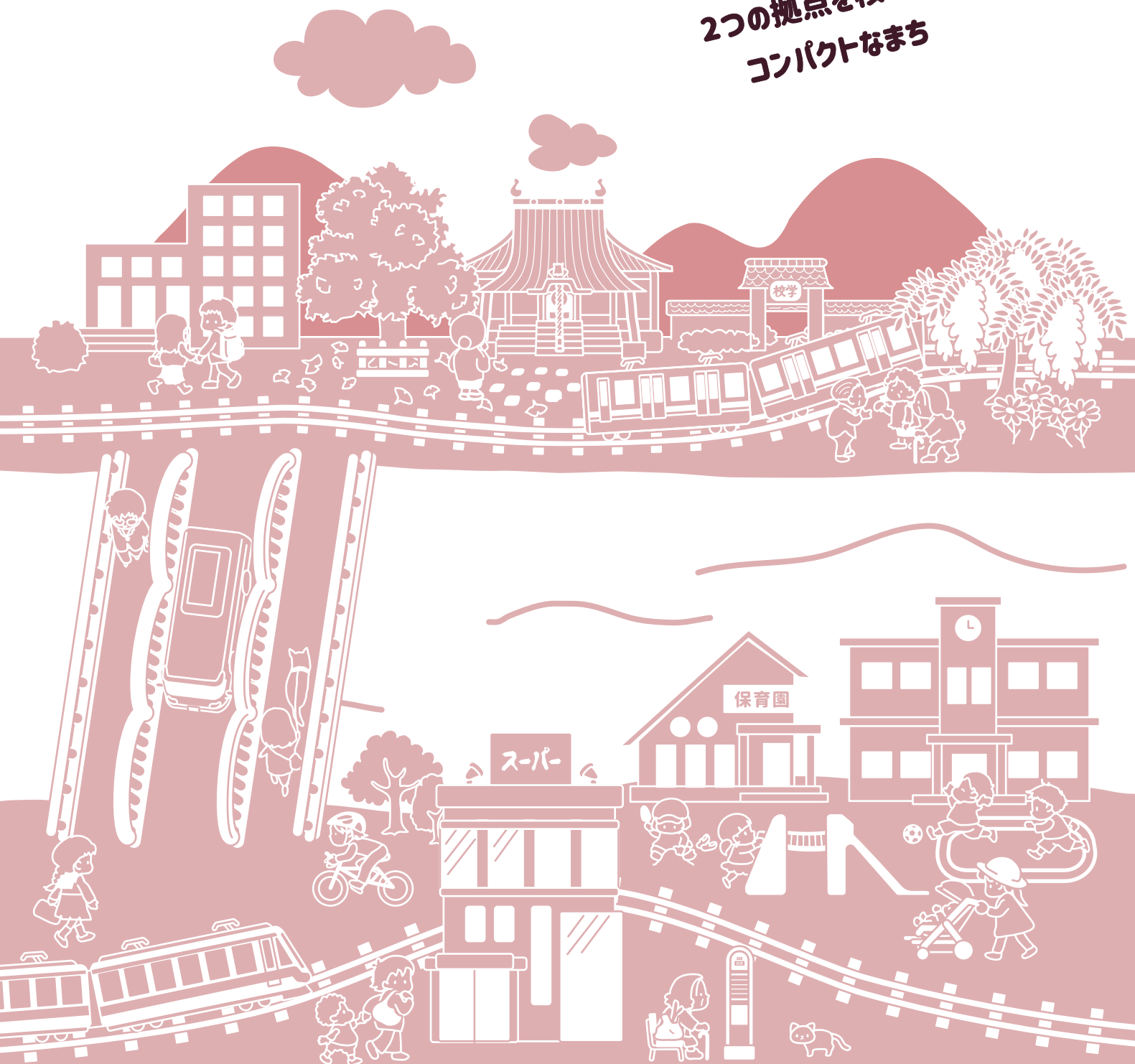


足利市 立地適正化計画

2つの拠点を核とした
コンパクトなまち



はじめに

現在、急速な人口減少や少子高齢化に伴い、全国の都市で社会保障費の増加や労働人口の減少による経済の縮小に加え、人口密度の低下による都市のスポンジ化、公共施設の老朽化による維持管理費の増加、さらには、多様化・激甚化する自然災害への対応など、様々な課題が山積しており、都市としての活力が低下していくことが懸念されています。

そこで、このたび、将来の足利の姿を見据え、人口規模に応じた複数の拠点の形成を図り、拠点間を公共交通でつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能なまちづくりを推進していくため「足利市立地適正化計画」を策定しました。

本計画では、本市の歴史・文化・自然環境等の地域特性を踏まえ、河北地域と河南地域のそれぞれに中心拠点を配置し、各拠点に医療・子育て支援・商業等の必要な都市機能を集積・集約することで、歩いて健康に暮らせるまち、利便性の高い暮らしができるまちを形成することで、都市のサービス水準や人口密度の維持・向上を図ります。さらに、2つの中心拠点と各地域拠点を公共交通でつなぎ、地域の連携を強化し、人・モノ・情報の交流を促進させることで、持続可能なまちづくりを進めます。

また、渡良瀬川に沿って発展してきた本市の状況に応じた防災・減災対策に取り組み、災害リスクの低減を図ることで、安全安心に暮らし続けることができるまちを目指します。

今後、市民の皆様や事業者の皆様との連携のもと、本計画の目的や理念を共有しながら、足利ならではの特色や魅力を活かした個性あふれるまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、熱心にご協議いただきました足利市立地適正化計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4(2022)年3月

足利市長

早川尚秀



目 次

第1章. 立地適正化計画について	1
第1節. 立地適正化計画とは.....	1
第2節. 立地適正化計画制度の背景と目的	1
第3節. 立地適正化計画で定める事項.....	3
第4節. 計画の位置付け	4
第5節. 計画期間.....	5
第6節. 対象区域.....	5
第2章. 本市の現況・課題.....	6
第1節. 本市の現況について.....	6
第2節. 本市の都市構造上の課題について	30
第3章. 上位・関連計画.....	31
第1節. 上位・関連計画の整理.....	31
第4章. 立地適正化計画に関する基本的な方針	39
第1節. まちづくりの方針（ターゲット）	39
第2節. 目指すべき都市の骨格構造.....	41
第3節. 課題解決のための誘導方針.....	42
第5章. 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定	43
第1節. 都市機能誘導区域とは.....	43
第2節. 都市機能誘導区域の設定.....	44
第3節. 誘導施設とは	50
第4節. 誘導施設の設定	50
第6章. 居住誘導区域の設定.....	53
第1節. 居住誘導区域とは	53
第2節. 居住誘導区域の設定.....	54
第3節. 居住誘導区域外の考え方.....	68
第7章. 公共交通軸の設定.....	69
第1節. 公共交通に関する基本的な考え方	69
第2節. 公共交通の現況・課題.....	70
第3節. 公共交通軸の設定	73
第8章. 誘導施策.....	74
第1節. 誘導施策の体系	74
第2節. 都市機能誘導に係る施策.....	76
第3節. 居住誘導に係る施策.....	78
第4節. 公共交通に係る施策.....	87

第9章. 防災指針.....	89
第1節. 防災指針とは.....	89
第2節. 災害リスク分析と課題の抽出.....	90
第3節. 防災まちづくりの将来像・取組方針.....	113
第4節. 具体的な取組・スケジュール・目標値.....	114
第10章. 計画の評価・検証.....	116
第1節. 評価指標及び目標値の設定.....	116
第2節. 計画の進捗管理.....	117

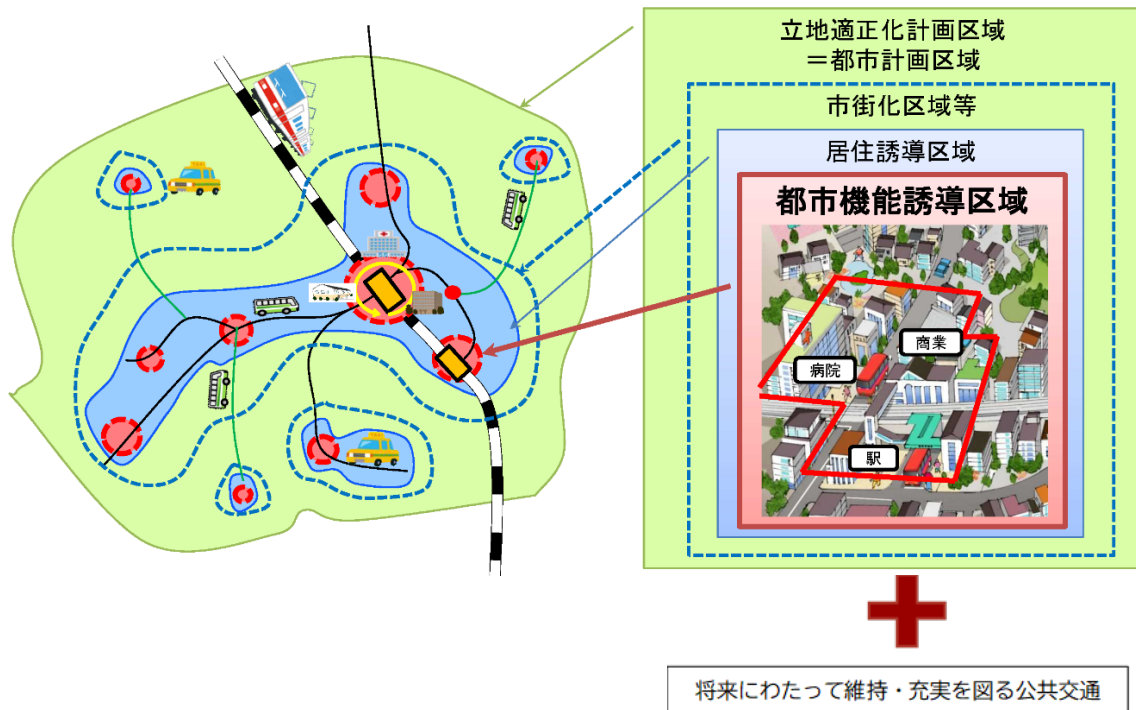
本文中で「*」のついた用語は、巻末資料の用語集で解説しています。

第1章. 立地適正化計画について

第1節. 立地適正化計画とは

立地適正化計画制度は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地を誘導し、公共交通ネットワークと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク*」のまちづくりを進めるための包括的なマスタープランとして、平成26(2014)年8月に都市再生特別措置法*の改正に伴い制度化されました。

立地適正化計画では、概ね20年後の都市の姿を展望し、都市機能や居住を誘導するための基本的な考え方や具体的な区域を設定するとともに、それらを誘導するための施策等を定めます。



資料：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）

図 1-1 立地適正化計画のイメージ

第2節. 立地適正化計画制度の背景と目的

急速な人口減少と少子高齢化に伴い、人口密度が低下し、地域活力の低下や都市機能の衰退による生活利便性の低下等、都市経営に関する問題は全国的に大きな課題となっています。人口減少下においては、拡散した都市機能や居住を集約することで、各種サービスを効率的に提供するとともに、公共交通を核としたネットワーク化により人・モノ・情報の交流を促進することで、持続可能なまちづくりに取り組むことが必要となっています。

このような背景のもと、平成26(2014)年8月に都市再生特別措置法*が改正され、今後都市が目指すべきまちづくりの方向である、都市機能や居住機能を集約した複数の拠点をつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進するための「立地適正化計画制度」が創設されました。

また、近年多様化・激甚化する自然災害により、本市でも令和元年の東日本台風では床上浸水や土砂崩れ等の被害が出ており、より一層安全・安心への取組を進める必要があります。そのため、令和2（2020）年6月に公布された都市再生特別措置法の改正において、居住誘導区域からの災害レッドゾーンの原則除外や防災指針の作成により、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むこととなりました。

本市の総人口は平成2（1990）年の167,686人を境に減少傾向となっており、令和27（2045）年には104,541人の予測となっています。また、高齢化率も上昇を続け、平成27（2015）年の30.3%から令和27（2045）年には41.9%に達する予測となっています。一方で、生産年齢を中心とした人口減少に伴う歳入の減少、高齢化の進行等を背景とした社会保障費の増大等を要因に歳出の増大が見込まれており、厳しい財政状況において、人口減少下でも現在と同水準のまちの施設・機能を維持するためには、積極的に居住を推進するエリアを集約する必要があります。

そこで本市では、概ね20年後の目指すべき都市の姿を見据え、持続可能な都市構造への転換を図るための具体的な方策を検討し、中心市街地活性化や公共施設再編とあわせた集約化・複合化など各種取組と誘導施策の整合を図り効率的に進めることを目的に「足利市立地適正化計画」を策定しました。



図 1-2 人口減少に伴う影響

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通の設置

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第3節. 立地適正化計画で定める事項

本計画では、主に以下の事項について定めます。

●立地適正化計画の区域

計画の対象区域は、都市計画区域*全域となります。ただし、計画で定める都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、市街化区域*内に定めるものとします。

●立地適正化計画に関する基本的な方針

計画により実現を目指すべき将来の都市像を示します。

●都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を定めます。

●誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、地域の特性等に応じ、立地を誘導すべき都市機能誘導施設を定めます。

都市機能誘導施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であり、都市機能の増進に著しく寄与するものです。

●居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域のコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域を定めます。

●公共交通軸

居住を誘導すべき地域等を結ぶ都市軸で、将来にわたっても誰もが利用しやすい公共交通として維持すべき公共交通軸を定めます。

●誘導施策

都市機能や居住の誘導等を図るために必要な施策を位置付けます。

●防災指針

居住誘導区域内にある災害リスクに対して計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むための防災指針を定めます。

●評価指標・目標値

施策等の達成状況を評価・分析するための指標・目標値を定めます。

第4節. 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「足利佐野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「足利市総合計画」との整合を図るとともに、「足利市都市計画マスタープラン（都市マス）」のアクションプランとして策定します。

なお、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市再生特別措置法*第82条により、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部とみなされます。

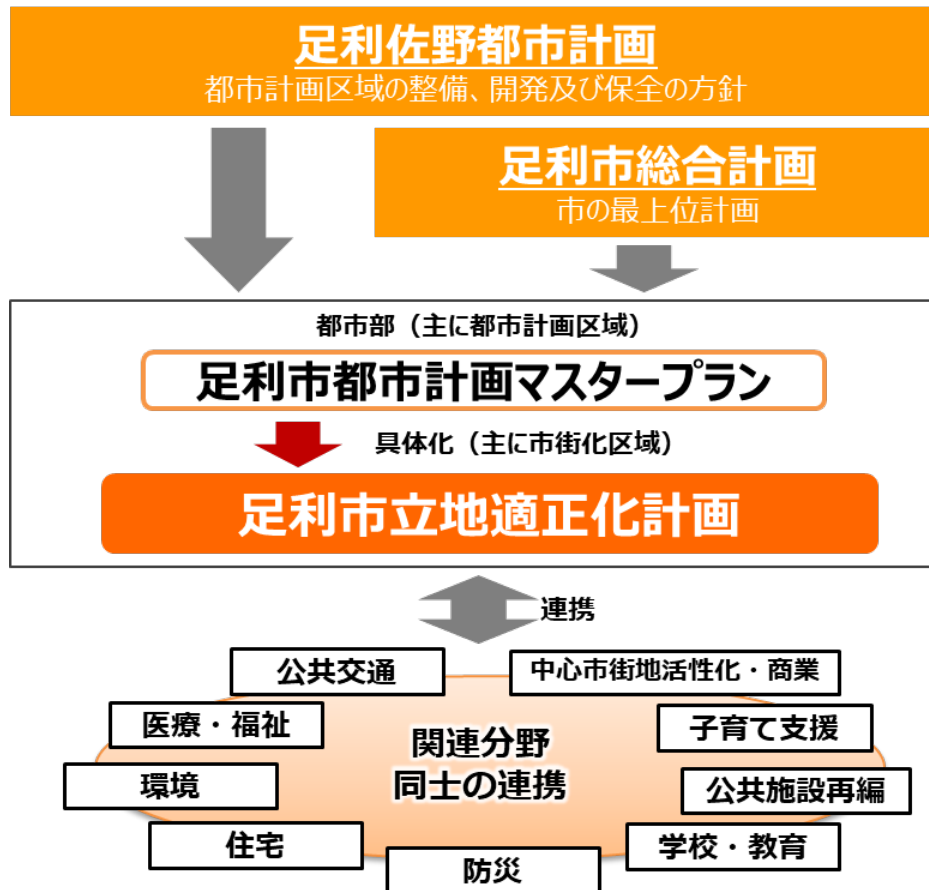


図 1-3 計画の位置付け

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第5節. 計画期間

本計画は、令和4（2022）年～令和27（2045）年を計画期間とします。なお、目標年次については、概ね20年後の令和27（2045）年とし、人口減少や少子高齢化に対応した長期的な取組を基に将来の本市の姿を展望します。

また、本計画は、社会情勢の変化や施策の進捗状況、上位・関連計画の見直し等を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを行います。

足利市立地適正化計画の目標年次
令和27（2045）年（概ね5年ごとに見直しを行う）

第6節. 対象区域

計画の対象区域は、都市計画区域*全域（行政界）となります。ただし、計画で定める誘導区域は、都市再生特別措置法*第81条第19項に基づき、市街化区域*内に定めるものとします。



図 1-4 計画の対象区域

第2章. 本市の現況・課題

第1節. 本市の現況について

(1) 人口

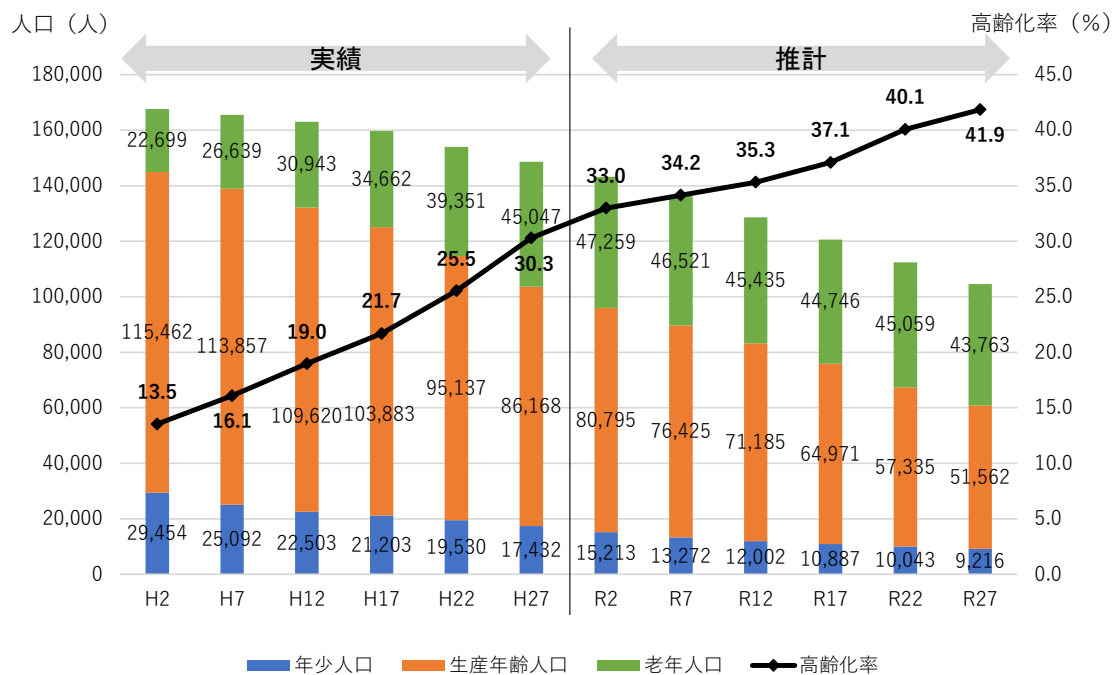
(a) 本市の年齢（3区分）別人口及び高齢化率の推移

総人口は平成2（1990）年の167,686人以降、減少傾向となっており、令和27（2045）年には104,541人の予測となっています。

また、高齢化率も上昇を続け、平成27（2015）年の30.3%から令和27（2045）年には41.9%に達します。地域ごとの高齢化率をみると、平成27（2015）年においても足利駅周辺や毛野地区は50%以上となっており、特に高齢化が進行している地域です。その他地域においても、平成27（2015）年から令和27（2045）年にかけて高齢化が進行しています。

さらに、生産年齢人口（15-64歳）は平成27（2015）年に86,168人ですが、令和27（2045）年には51,652人の予測となっており、減少が顕著です。

市全体の人口動向、将来の推移からみる傾向としては、人口減少と高齢化の進行や生産年齢人口の減少が顕著であるといえます。

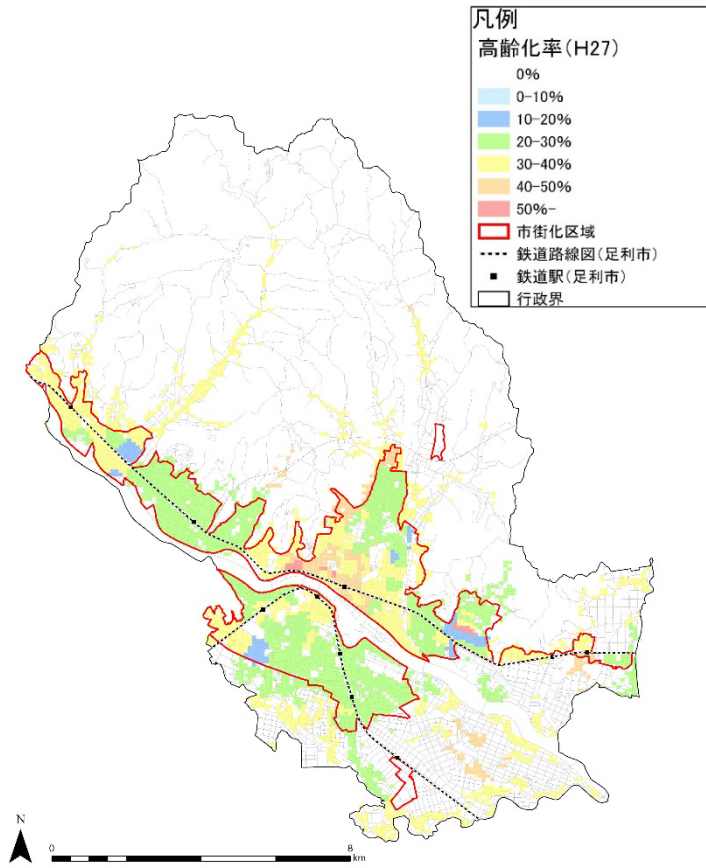


資料：国勢調査（平成27（2015）年）、国立社会保障・人口問題研究所
日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年）

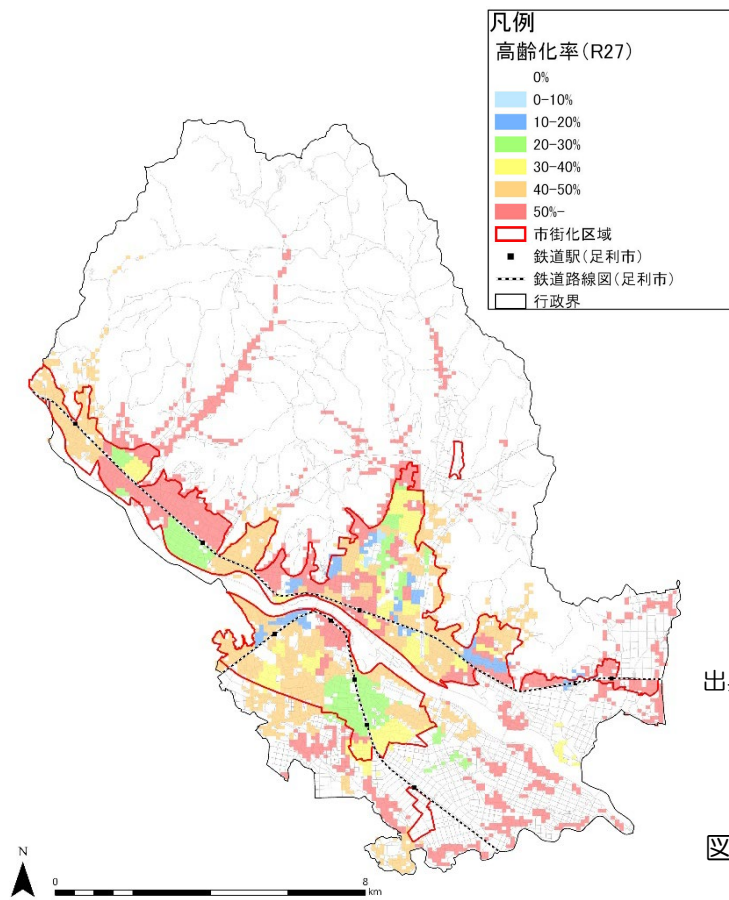
図 2-1 本市の年齢（3区分）別人口および高齢化率の推移

※年齢（3区分）別人口は、年齢不詳人口を考慮していない。

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証



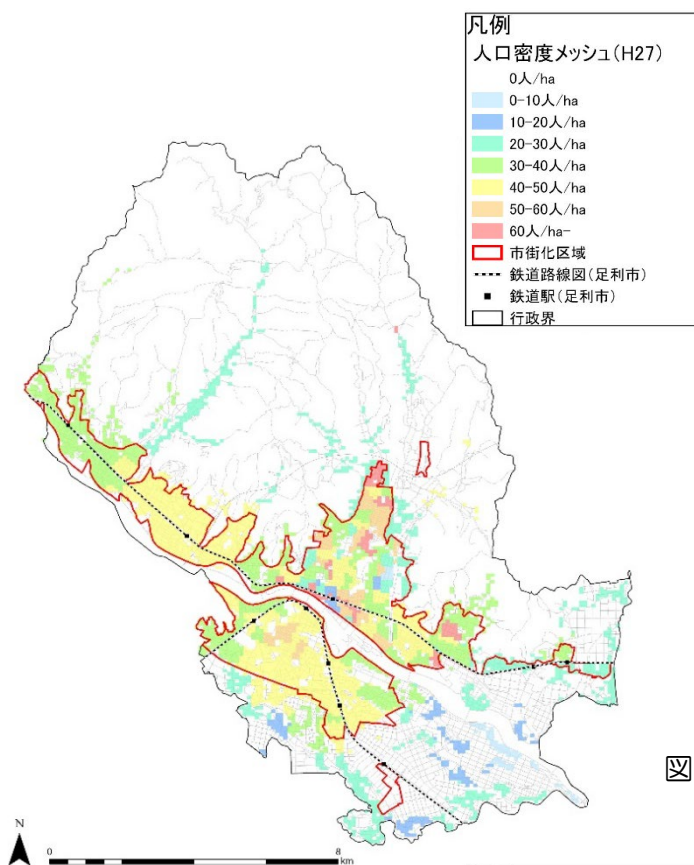
資料：国勢調査（平成 27（2015）年）
 図 2-2 高齢化率（平成 27(2015)年）



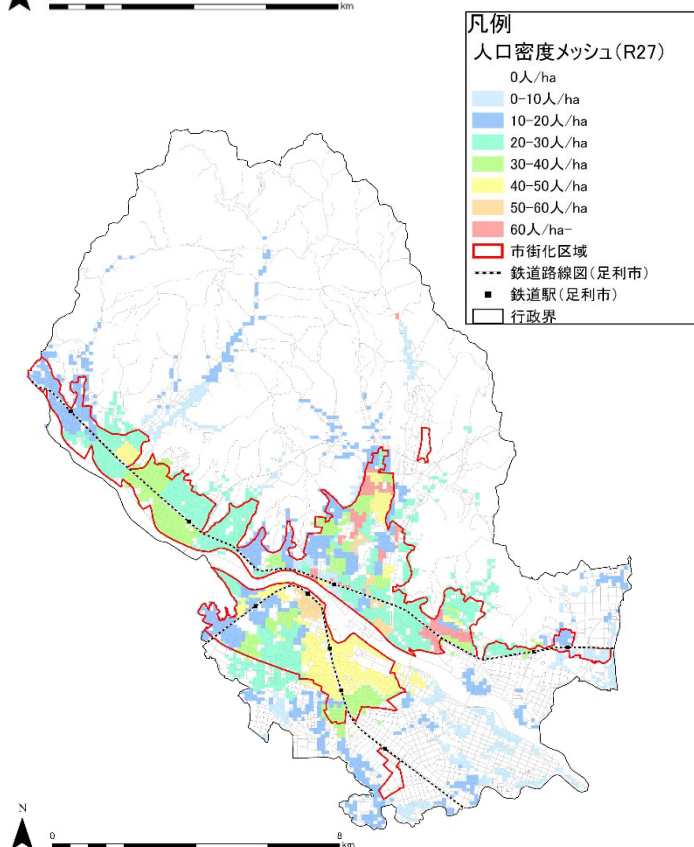
出典：国勢調査（平成 27（2015）年）、国立社会
 保障・人口問題研究所 日本の地域別
 将来推計人口（平成 30（2018）年）
 国土交通省 国土技術政策総合研究所
 将来人口・世帯予測ツール
 図 2-3 高齢化率（令和 27(2045)年）

(b) 人口密度

将来人口密度予測では、市全域で人口密度の低下が進む予測となっています。特に足利中央における人口密度の低下が顕著です。



資料：国勢調査（平成 27（2015）年）
図 2-4 人口密度（平成 27(2015)年）



資料：国勢調査（平成 27（2015）年）、国立社会
保障・人口問題研究所 日本の地域別
将来推計人口（平成 30（2018）年）
国土交通省 国土技術政策総合研究所
将来人口・世帯予測ツール

図 2-5 人口密度（令和 27(2045)年）

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

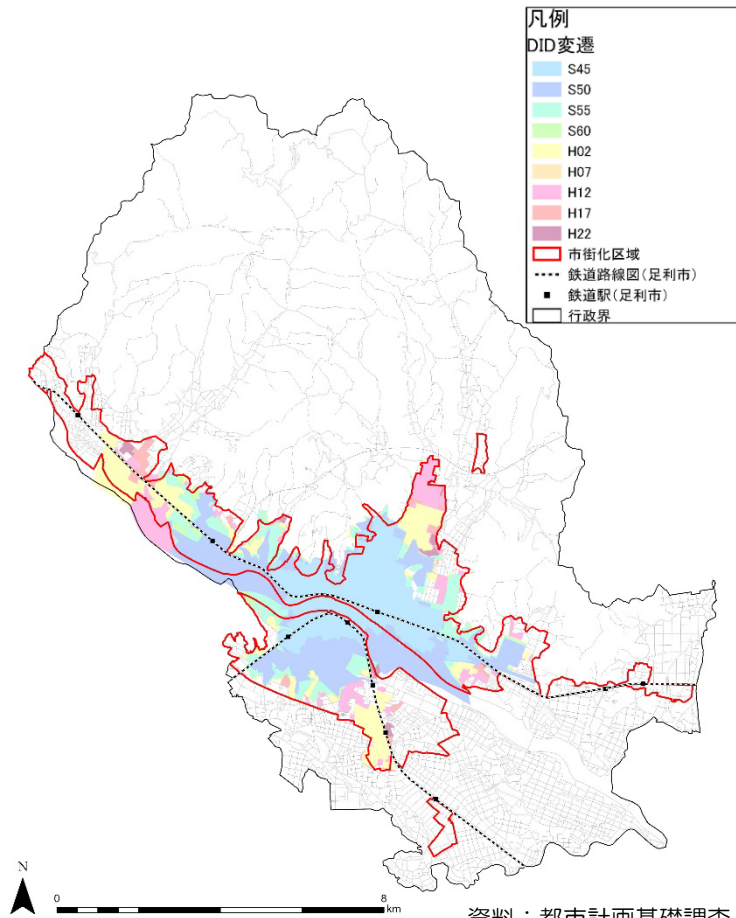
⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

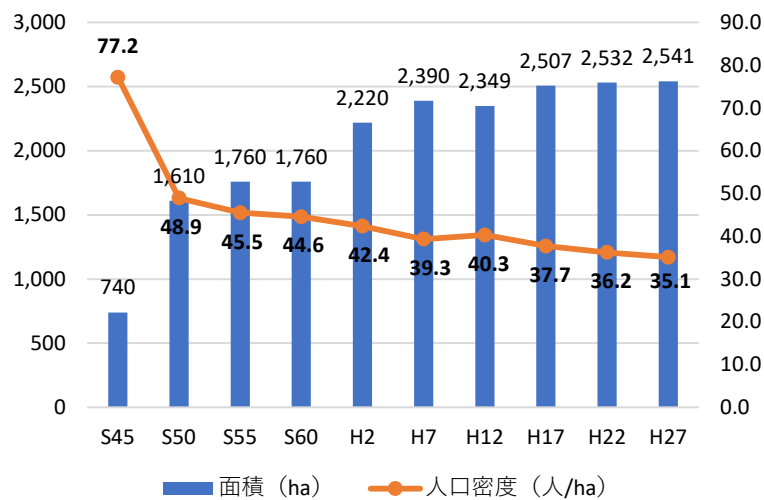
(c) DID* (人口集中地区) の変遷

DID 面積は、年々増加傾向となっており、昭和 50(1975)年と平成 2(1990)年に大きく増加しています。



資料：都市計画基礎調査(平成 28(2016)年)

図 2-6 DID の変遷



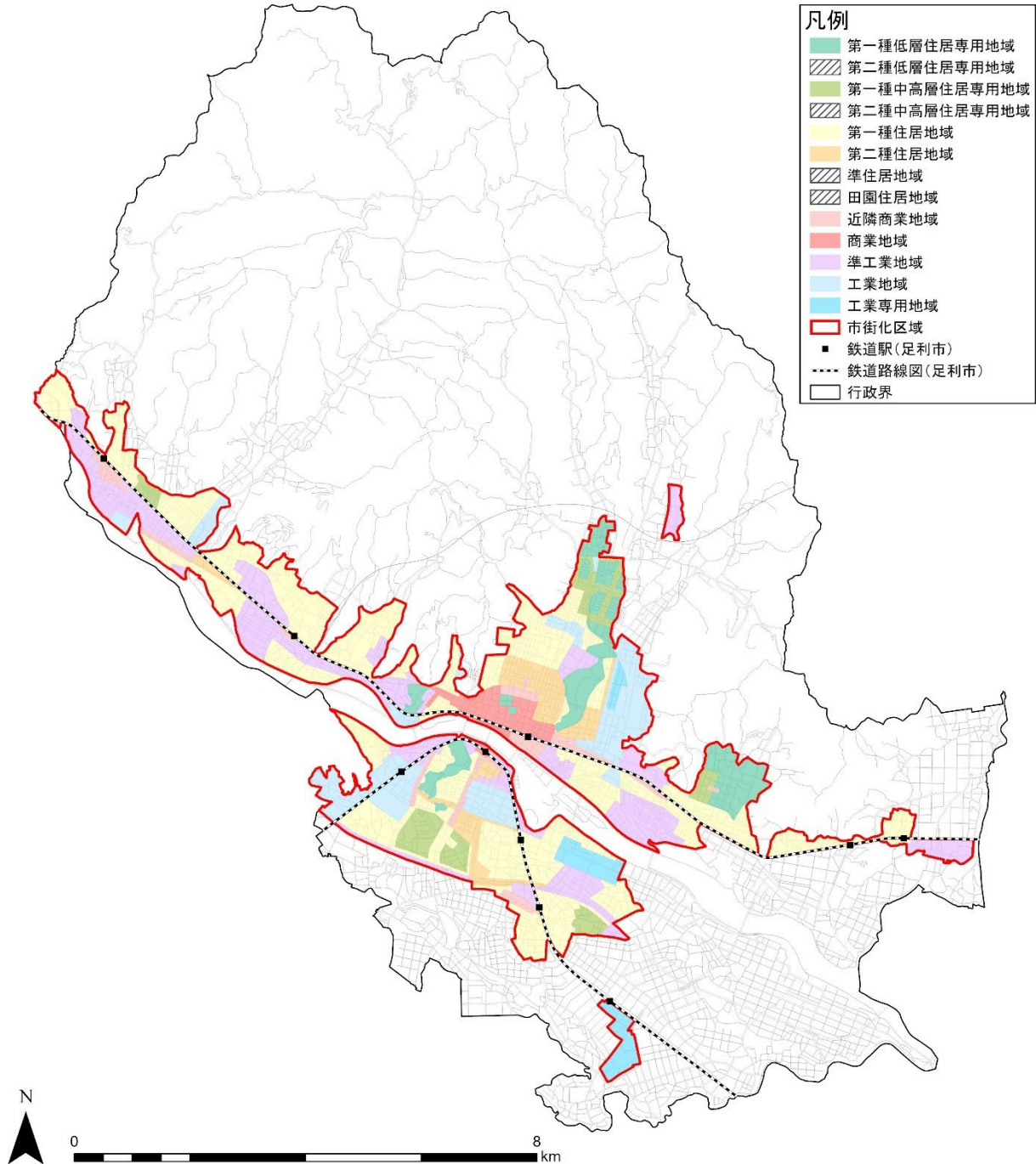
資料：都市計画基礎調査(平成 28(2016)年)

図 2-7 DID 面積と DID 人口密度の推移

(2) 市街地形成の状況

(a) 用途地域*

足利市では、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、準住居地域、田園住居地域以外の9つの用途地域に分類されています。



資料：都市計画基礎調査（平成28（2016）年）

図 2-8 用途地域

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画の基
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

① 立地適正化計画について
② 本市の現況・課題
③ 上位・関連計画
④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
⑥ 居住誘導区域の設定
⑦ 公共交通軸の設定
⑧ 誘導施策
⑨ 防災指針
⑩ 計画の評価・検証

(b) 土地利用現況

市街化区域*内は、住宅用地が 1,285.6ha となっており、最も高い割合を占めています。市街化調整区域*である市域北部は、田や山林が非常に高い割合を占めています。

自然的土地利用は市街化区域内に 4.0%、市街化調整区域内に 96.0%となっており、市街化調整区域内にほぼ分布していることがわかります。

都市的土地利用は市街化区域内に 51.2%、市街化調整区域内に 48.8%となっており、市街化区域調整区域にも都市的土地利用が広がっていることがわかります。

市街化区域内では、住宅用地や商業用地以外にも、農地や山林、その他の空地等の割合の分布が見られます。特にまちなかでは、住宅用地に細かな空地が混在しています。

表 2-1 土地利用現況

	平成28年				
	面積(ha)			割合	
	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域計	市街化区域	市街化調整区域
田	170.1	2,024.2	2,194.3	7.8%	92.2%
畑	136.7	596.4	733.0	18.6%	81.4%
山林	80.2	8,477.2	8,557.3	0.9%	99.1%
水面	35.7	210.7	246.4	14.5%	85.5%
その他自然地	81.1	689.4	770.4	10.5%	89.5%
自然的土地利用	503.7	11,997.8	12,501.5	4.0%	96.0%
住宅用地	1,285.6	852.8	2,138.3	60.1%	39.9%
商業用地	220.4	59.1	279.5	78.9%	21.1%
工業用地	279.4	207.9	487.3	57.3%	42.7%
公益施設用地	199.6	218.4	418.0	47.8%	52.2%
道路用地	511.5	552.9	1,064.4	48.1%	51.9%
交通施設用地	28.2	8.5	36.7	76.8%	23.2%
公共空地	60.4	122.8	183.2	33.0%	67.0%
その他の公的施設用地	0.0	0.0	0.0	—	—
その他の空地	117.2	549.8	628.1	18.7%	87.5%
都市的土地利用	2,702.3	2,572.2	5,274.8	51.2%	48.8%
総計	3,206.0	14,570.0	17,776.0	18.0%	82.0%

※各項目の値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

資料：都市計画基礎調査（平成 28（2016）年）

表 2-2 市街化区域・市街化調整区域における自然的・都市的土地利用割合

	市街化区域		市街化調整区域	
	面積	割合	面積	割合
自然的土地利用	503.7	15.7%	11997.8	82.3%
都市的土地利用	2702.3	84.3%	2572.2	17.7%
合計	3206.0	100.0%	14570.0	100.0%

資料：都市計画基礎調査（平成 28（2016）年）

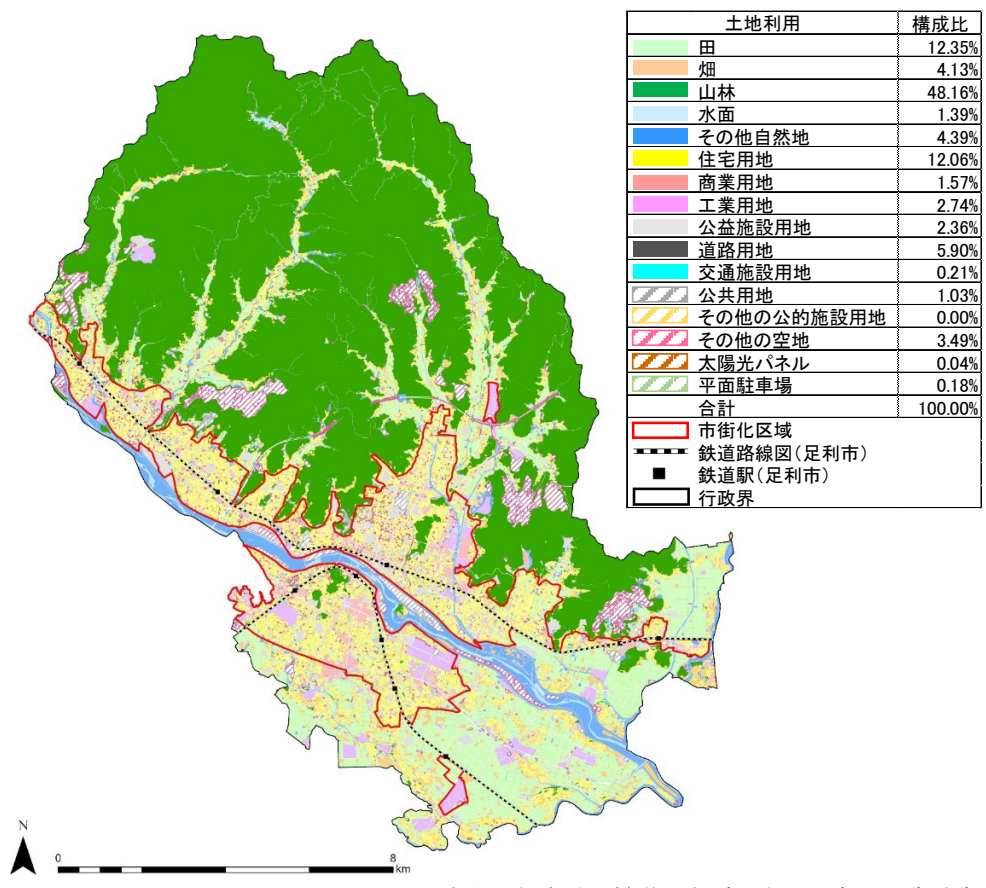


図 2-9 土地利用現況

賑わいが求められる駅周辺においても、空地や駐車場等の低未利用な土地の割合も見られます。

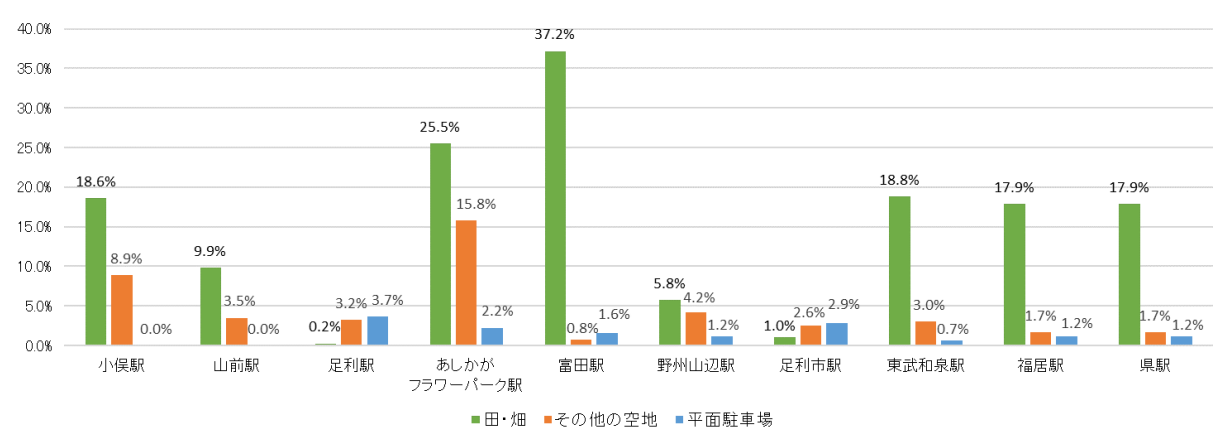


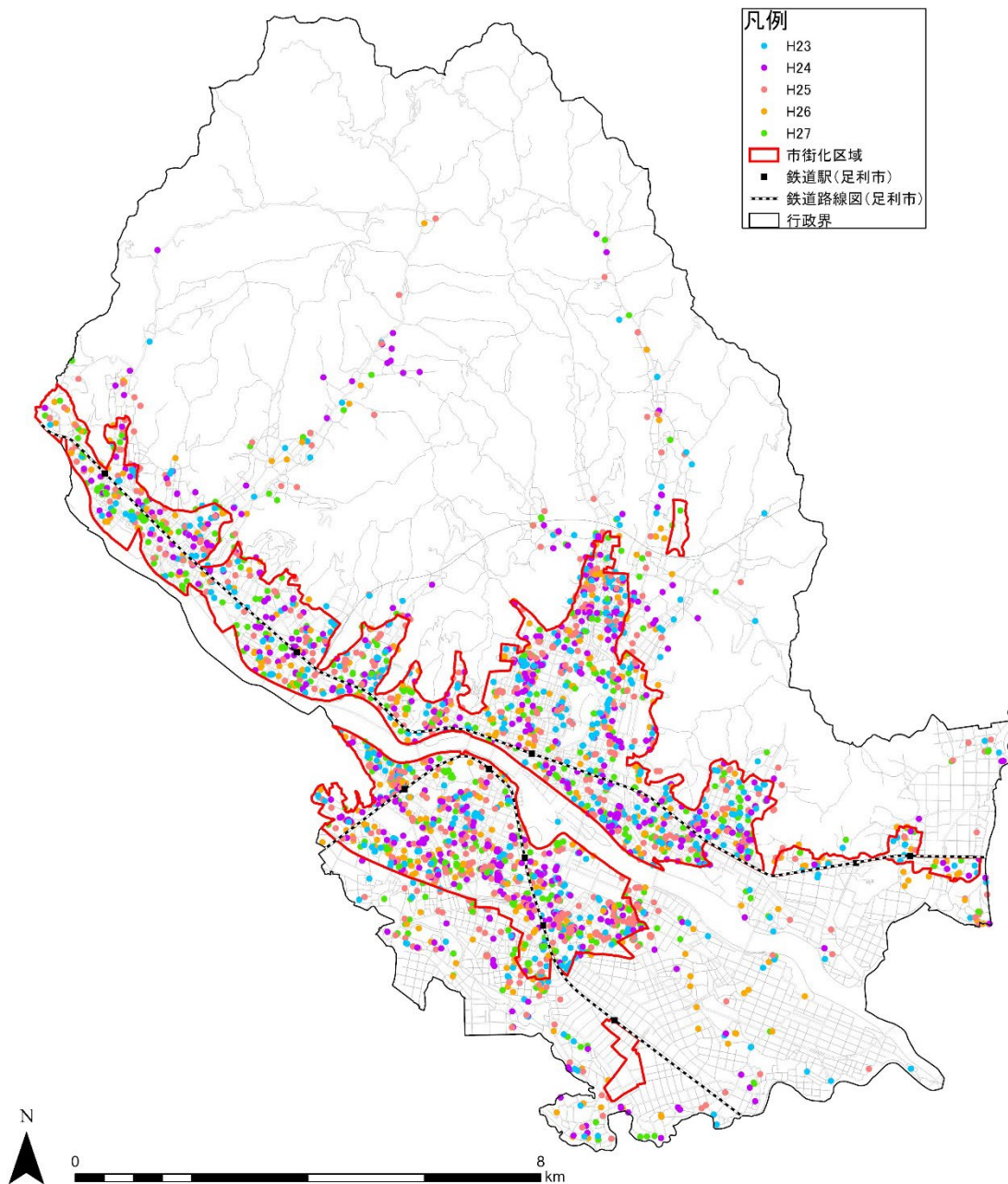
図 2-10 駅周辺における低未利用地*の割合

※公共交通沿線地域（鉄道駅 800m圏内）かつ市街化区域における田・畑、その他の空地、平面駐車場面積の割合。

(c) 建物新築状況

平成 23 (2011) 年～平成 27 (2015) 年での建物新築件数をみると、平成 25 (2013) 年が一番多くなっています。

新築状況をみると、中心市街地よりも外側で建物新築件数が多くなっています。



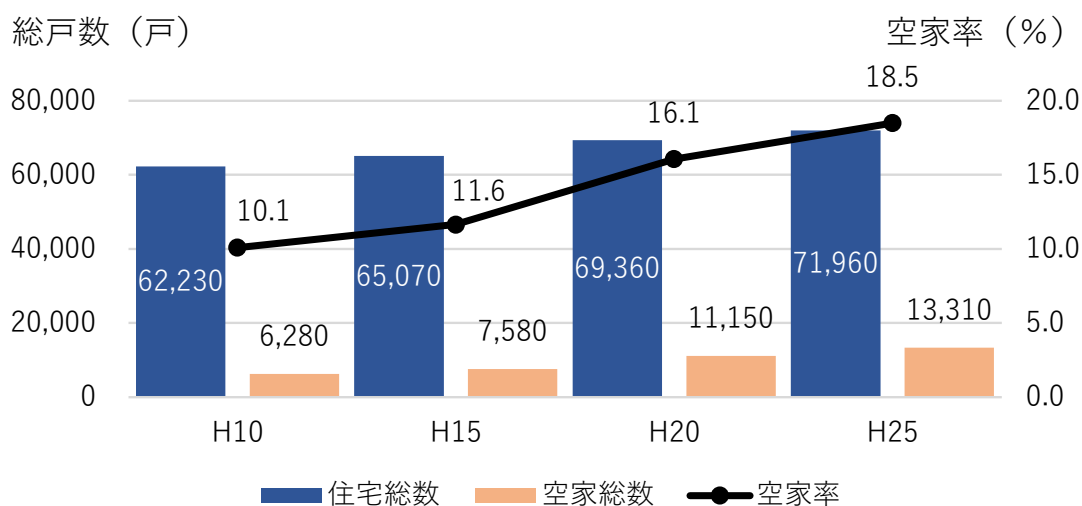
資料：都市計画基礎調査（平成 28（2016）年）

図 2-11 建物新築状況（平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度）

(d) 空き家の状況

近年の空き家の動向をみると、空き家数及び空き家率ともに増加傾向にあり、今後も人口減少等に伴い空き家の増加が予想されます。

市全域に空き家が分布しており、特に足利駅周辺では空き家がまとまって発生しています。



資料：足利市空き家等対策計画（平成 30（2018）年）

図 2-12 空き家数と空き家率の推移

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

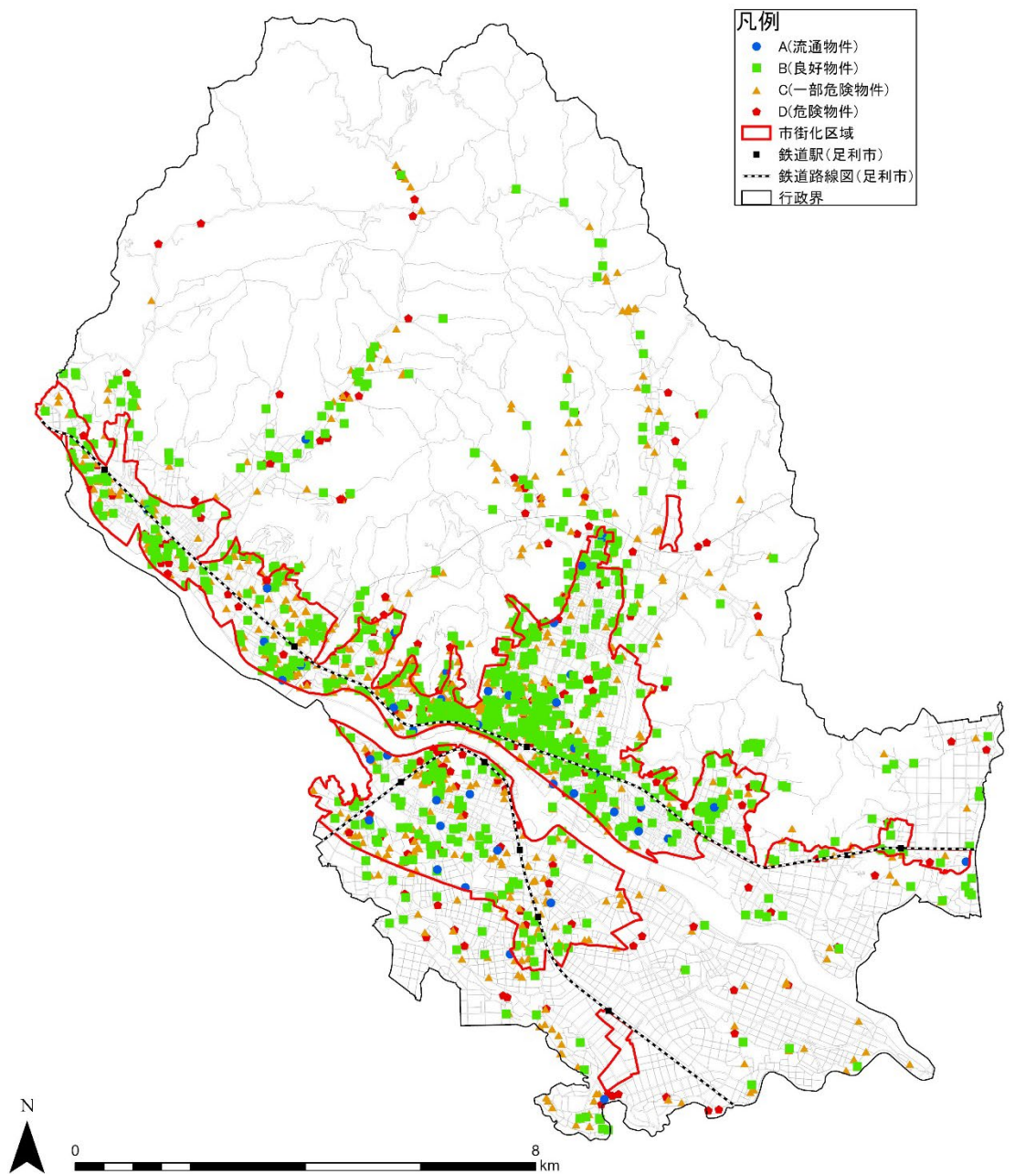
⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証



- 凡例
- A(流通物件)
 - B(良好物件)
 - ▲ C(一部危険物件)
 - D(危険物件)
 - 市街化区域
 - 鉄道駅(足利市)
 - 鉄道路線図(足利市)
 - 行政界

資料：足利市空家等実態調査（平成 30（2018）年）

図 2-13 空き家分布状況

(e) 土地区画整理事業*の実施状況

足利市では 31 地区で土地区画整理事業が実施されています。

図 2-14 の紫枠が現在施行中、青枠が市施行済、緑枠が組合施行中、茶枠が組合施行済です。

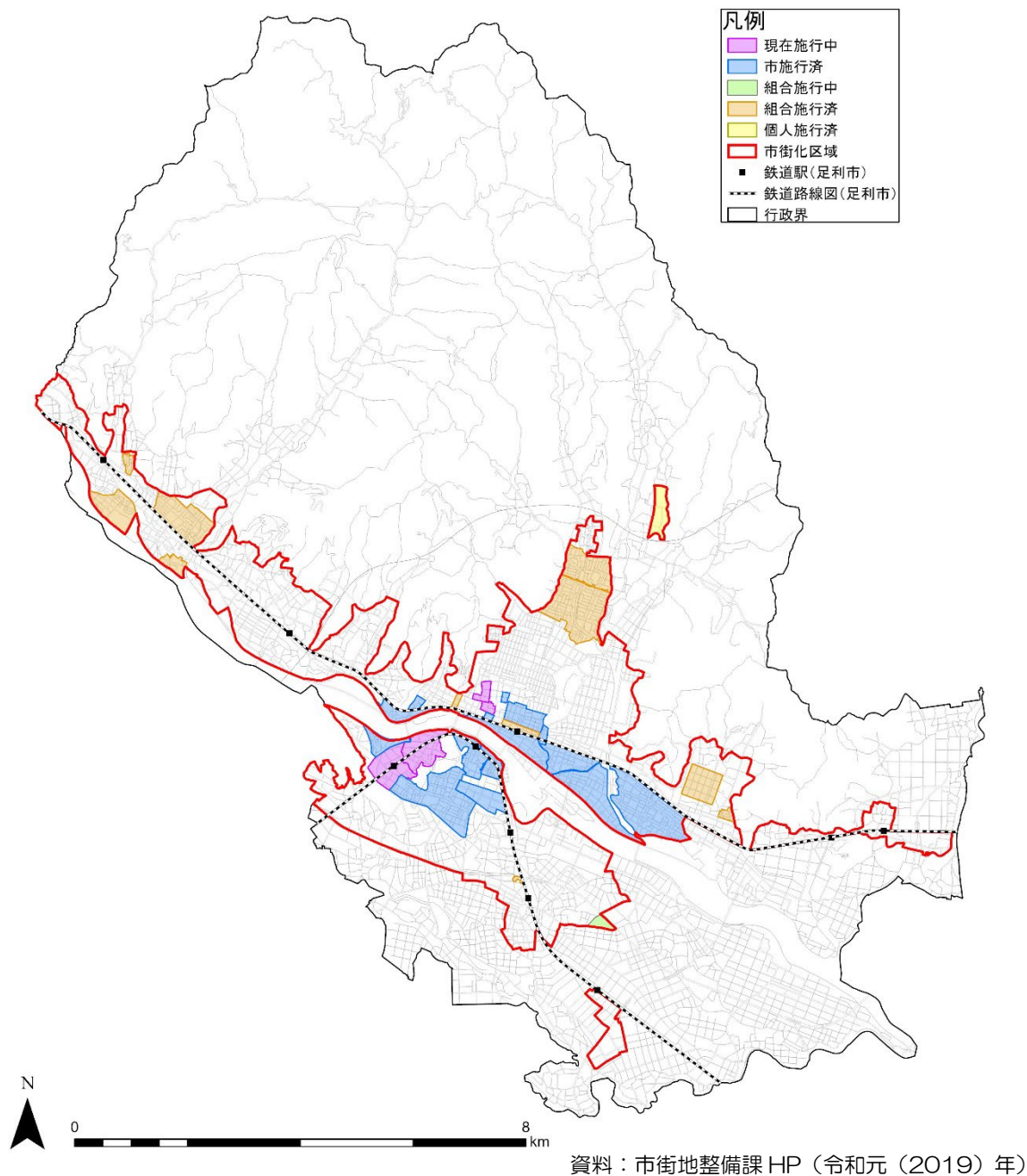


図 2-14 足利市土地区画整理事業施行地区位置図

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

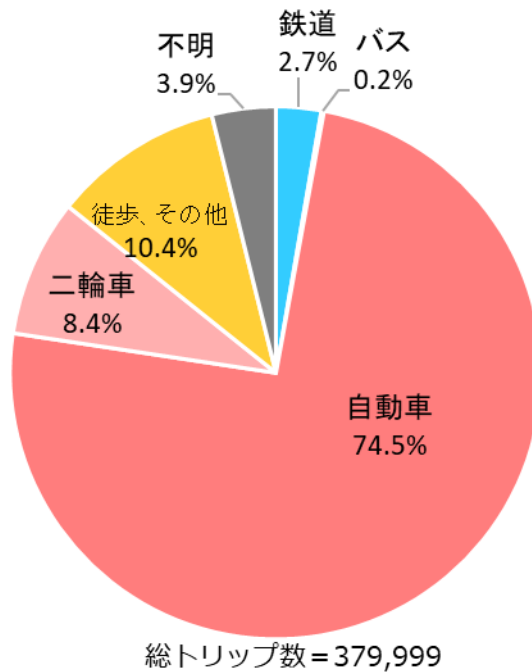
⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(3) 公共交通

(a) 代表交通手段*

代表交通手段は自動車が74.5%を占めており、自動車依存度が高い状況です。



資料：群馬県PT調査（平成27（2015）年）

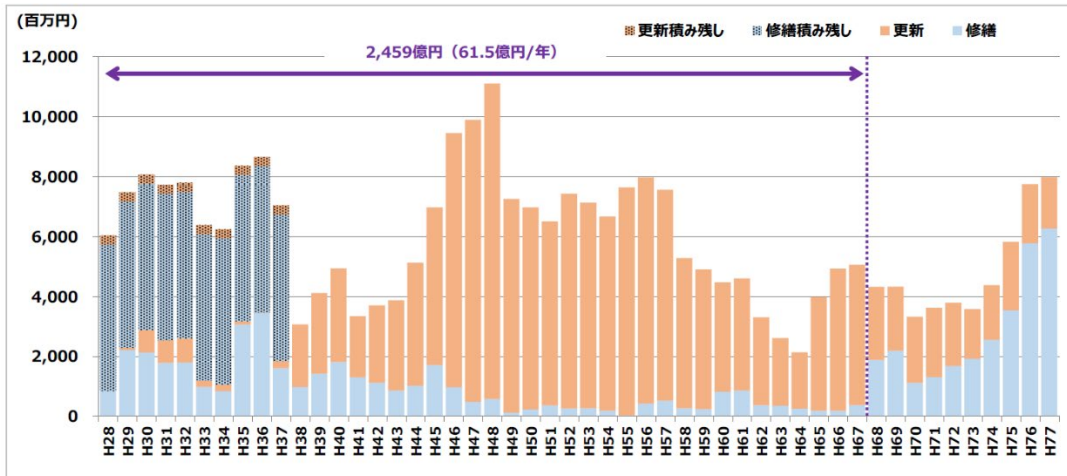
図 2-15 足利市の交通行動における代表交通手段

(4) 公共施設と財政

(a) 公共施設の更新

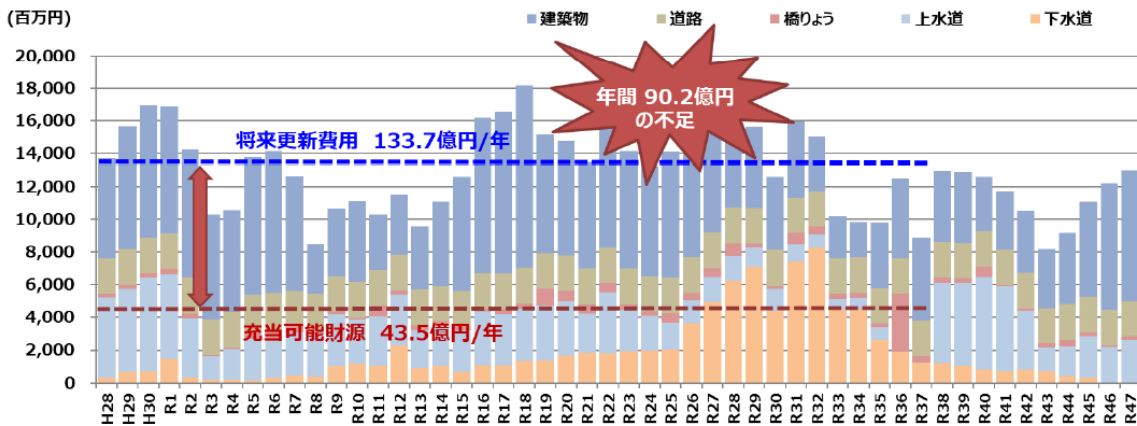
市街地整備に合わせて整備してきた公共施設等が時代とともに老朽化しています。また、公共施設の修繕や更新にかかる費用も今後不足する予測となっています。

そこで、足利市公共施設再編計画では、令和 37（2055）年までに建築物系公共施設の延床面積換算で 42.2%削減していくことを本市の目標としています。



資料：足利市公共施設等総合管理計画（平成 28（2016）年）

図 2-16 建築物系公共施設の大規模修繕・更新等にかかる費用の推計



資料：足利市公共施設再編計画（令和 2（2020）年）

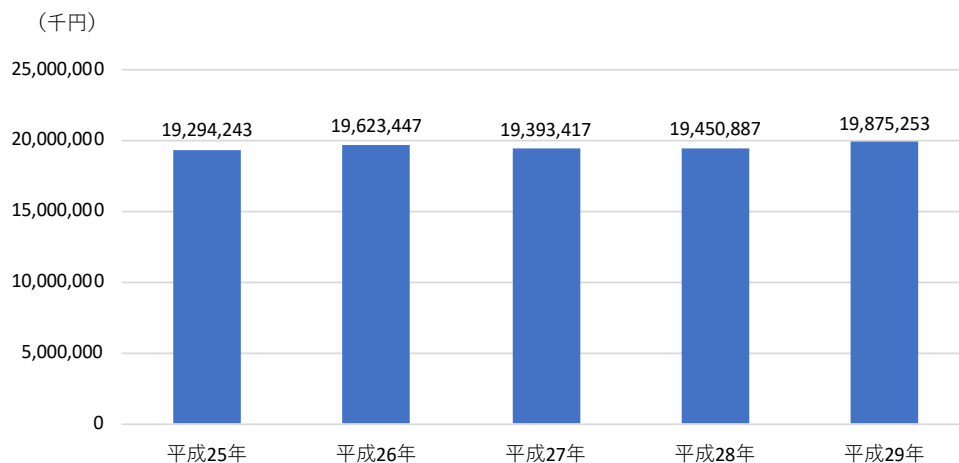
図 2-17 充当可能な財源見込み及び将来更新費用との比較

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(b) 税収（市税）の推移

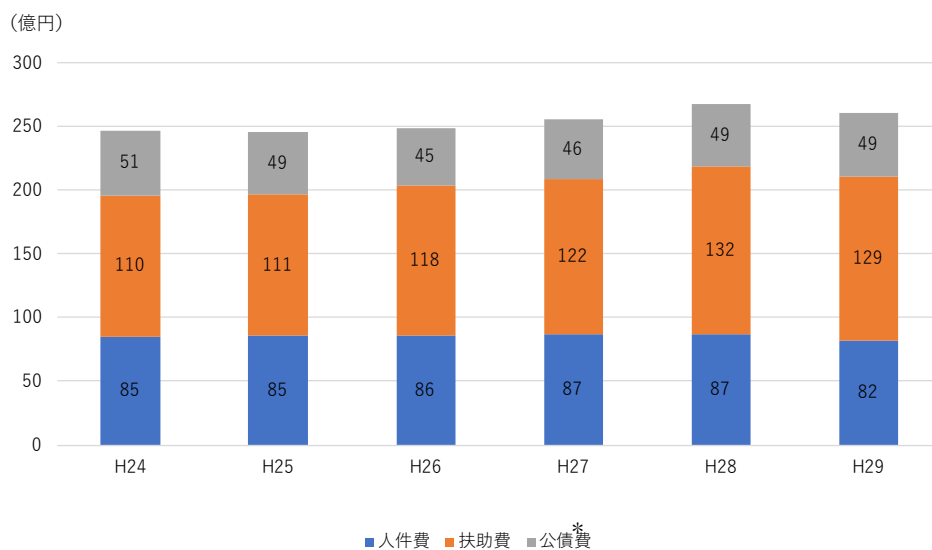
市税による歳入は横ばいですが、生産年齢を中心とした人口減少に伴い、今後減少していく可能性があります。

また、扶助費*は増加傾向にあり、高齢化の進行に伴い、今後さらに増加していく可能性があります。



資料：統計あしかが（平成 30（2018）年）

図 2-18 税収（市税）の推移



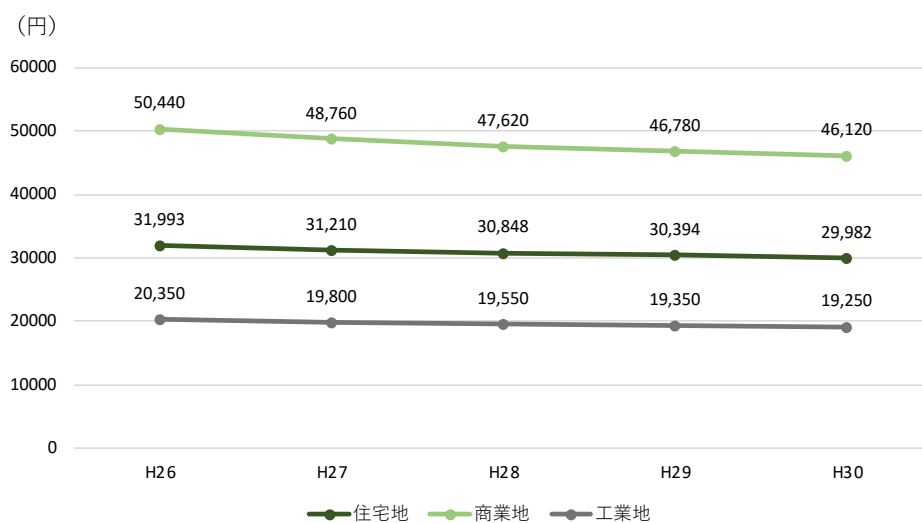
資料：統計あしかが（平成 30（2018）年）

図 2-19 義務的経費の推移

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(c) 地価の推移

公示地価は全体的に年々下落傾向であり、特に商業地での下落が顕著です。



資料：統計あしかが（平成 30（2018）年）

図 2-20 公示地価の推移

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

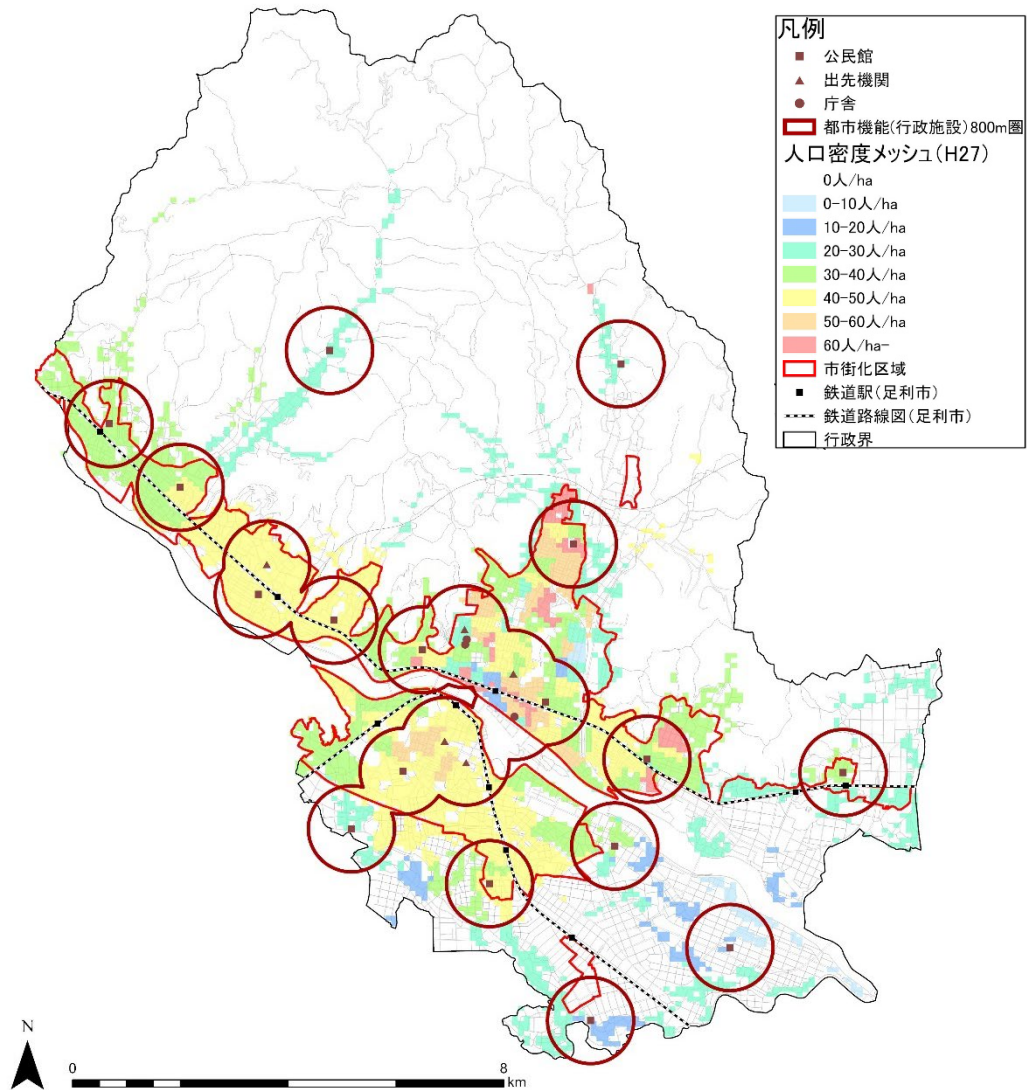
⑩ 計画の評価・検証

(5) 都市構造評価

(a) 行政機能の分布

行政施設は市街化区域*を中心に多数分布していますが、市街化区域内でも一般的な徒歩圏 800m*がカバーされていないエリアも見られます。

市内に庁舎は 4 箇所、出先機関は 5 箇所、公民館 17 箇所立地しています。



資料：足利市公共施設等総合管理計画（平成 28（2016）年）、足利市 HP（市役所・施設の案内）
（施設情報は令和 2（2020）年時点）

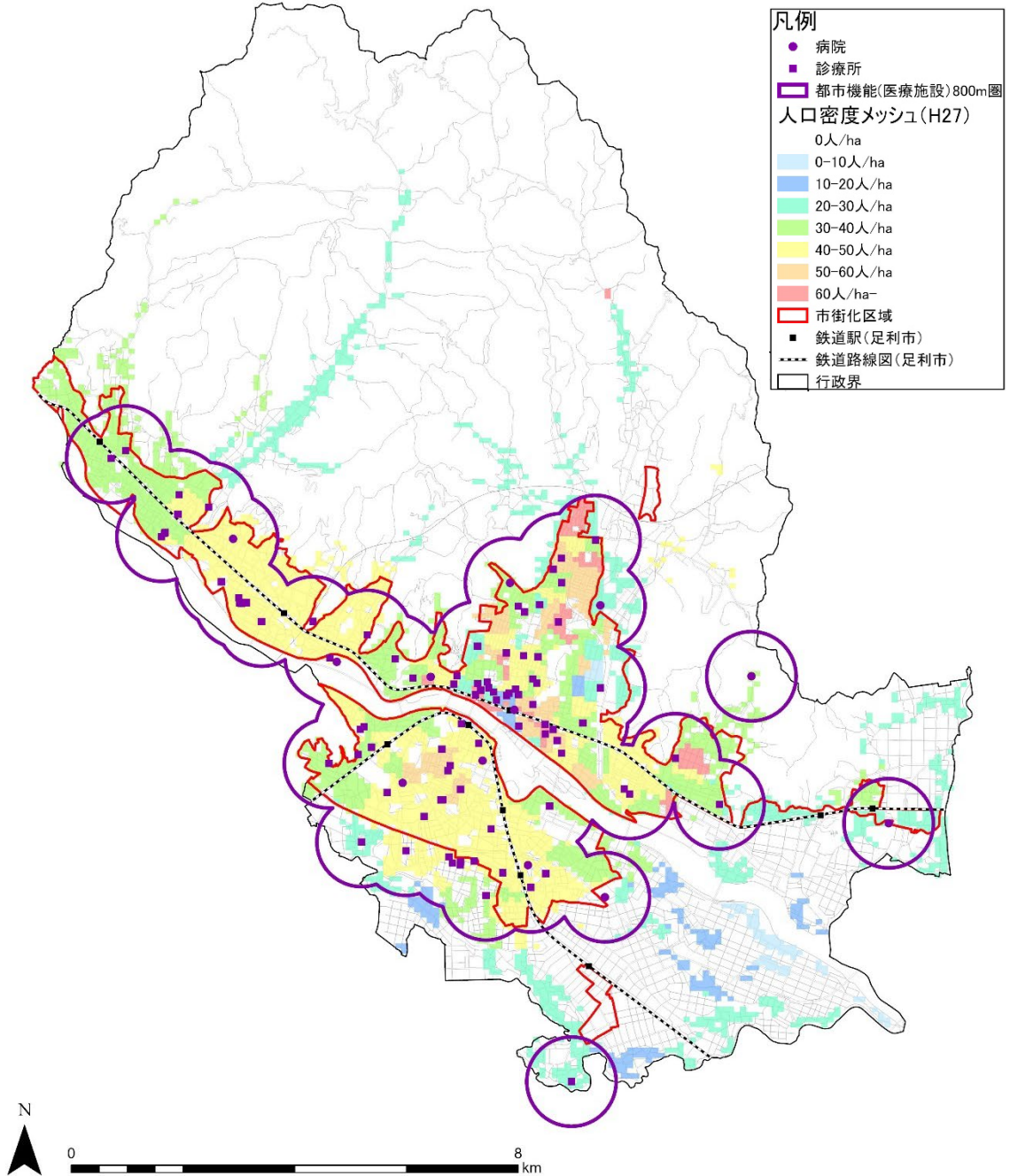
図 2-21 行政施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）

※一般的な徒歩圏は、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26（2014）年）」より引用

(b) 医療機能の分布

医療施設は市街化区域*のほとんどのエリアに分布しています。特に市街地中心部に多く分布しています。

市内に病院は 12 箇所、診療所は 91 箇所立地しています。



資料：iタウンページ（施設情報は令和2（2020）年時点）

図 2-22 医療施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）

※病院：医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院（病床数 20 床以上）

※診療所：医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所（病床数 19 床以下）

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に關する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

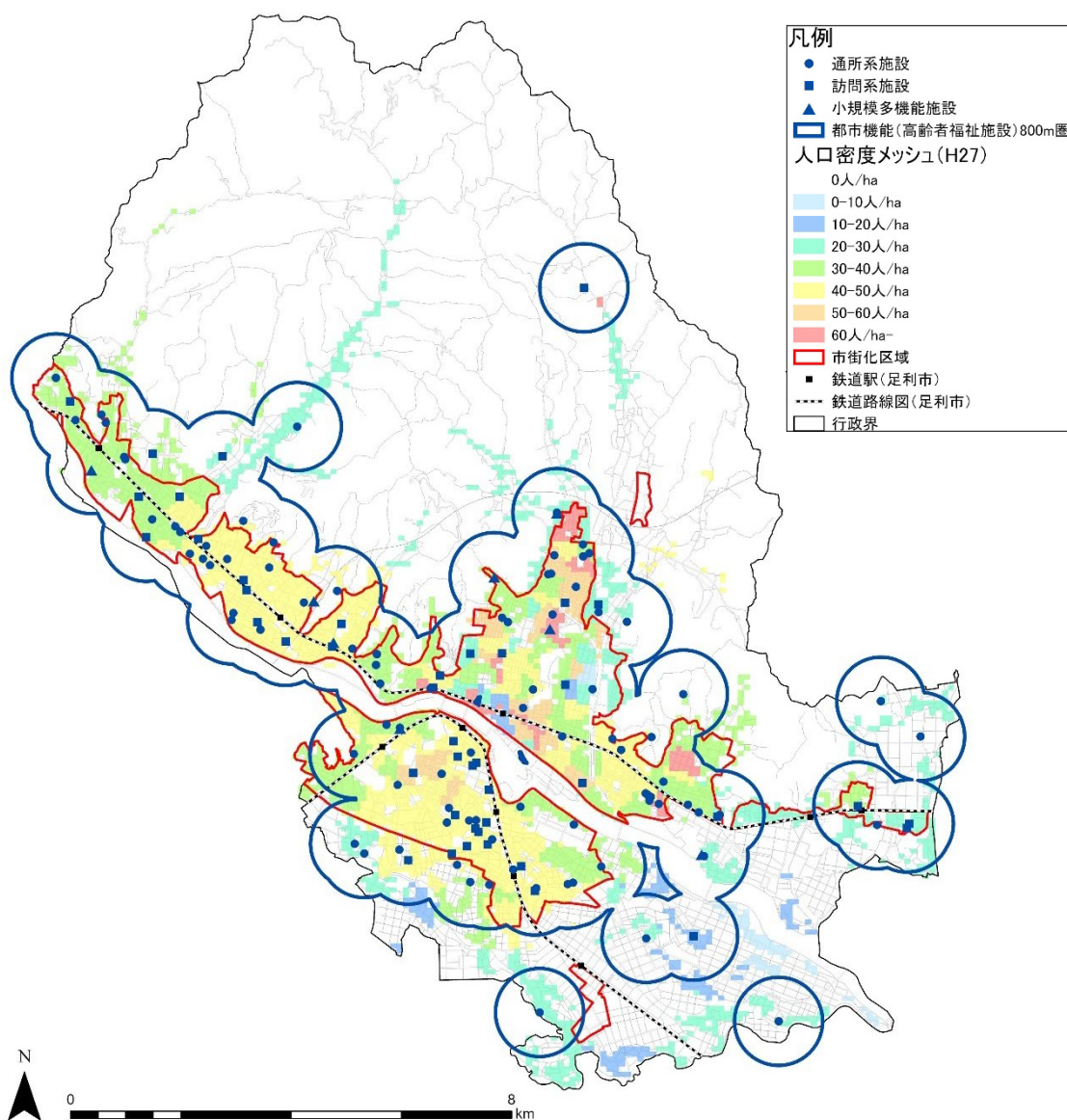
⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(c) 高齢者福祉機能の分布

高齢者福祉施設（通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設）は市街化区域*内のエリアに点在して分布しています。また、市街化調整区域*内のエリアにも点在して分布しています。

市内に通所系施設は 112 箇所、訪問系施設は 48 箇所、小規模多機能施設は 8 箇所立地しています。（重複含む）



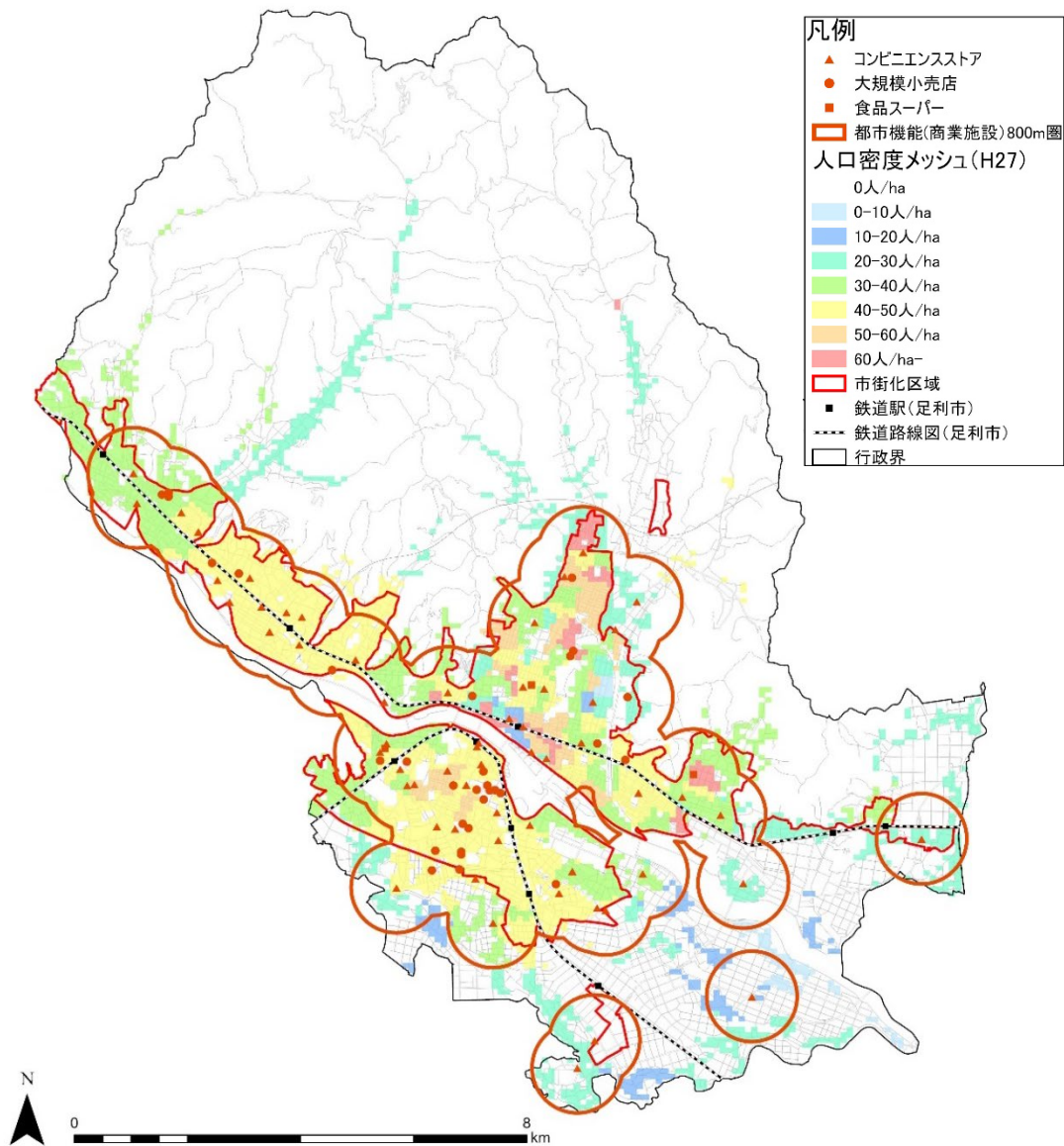
資料：足利市 HP（元気高齢課：在宅サービス提供者一覧、地域密着型サービス提供者一覧）
（施設情報は令和 2（2020）年時点）

図 2-23 高齢者福祉施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）

※福祉機能の施設分類は、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26（2014）年）」より整理。

(d) 商業機能の分布

商業施設（大規模小売店舗*）は市街化区域*の中心部を中心に分布しており、市内に31箇所が立地しています。



資料：足利市 HP（商業振興課）、iタウンページ
（施設情報は令和2（2020）年時点）

図 2-24 商業施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）

※大規模小売店舗とは、大規模小売店舗立地法に規定される 1,000 m²超の店舗面積を有する施設。

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

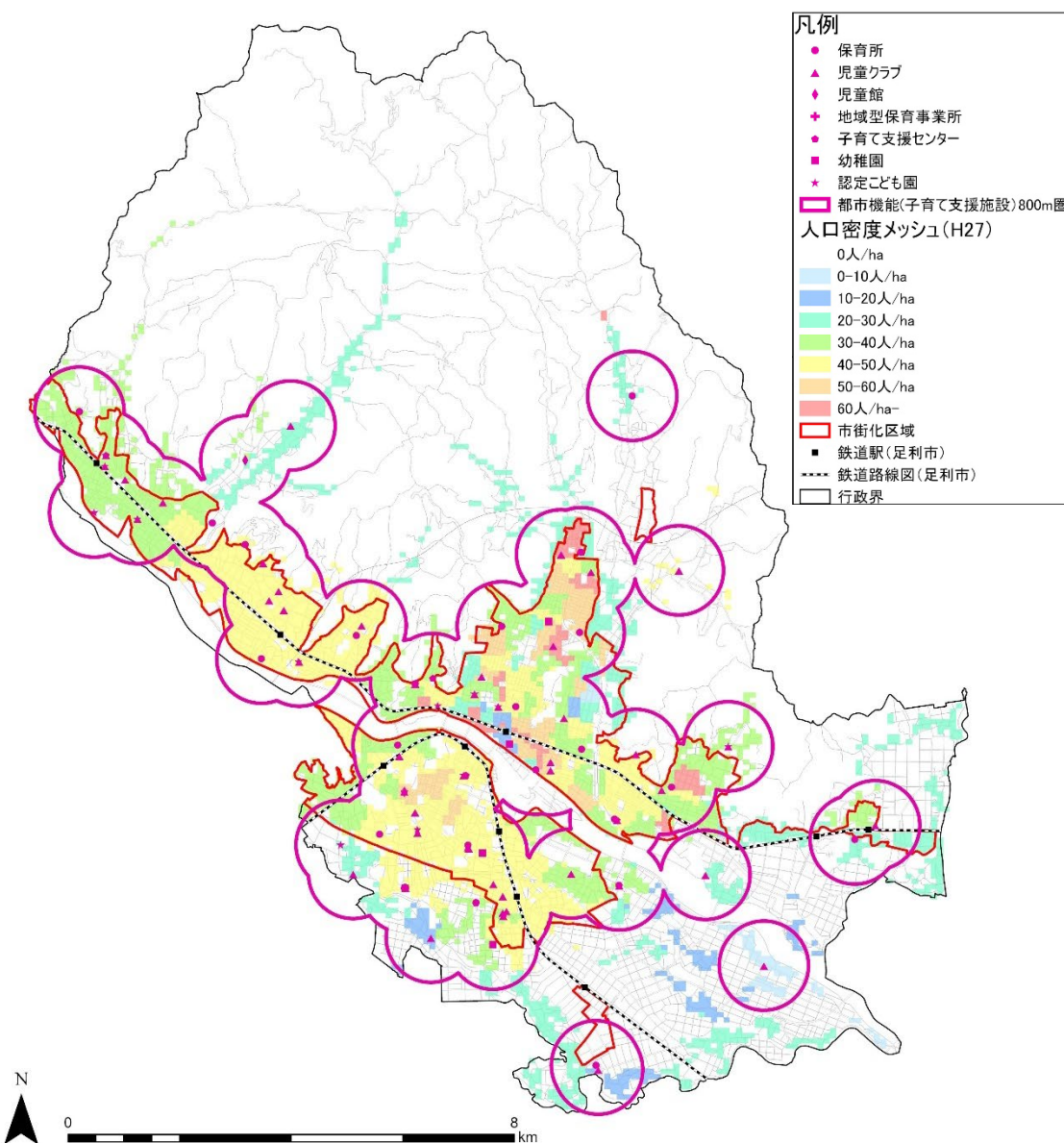
⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(e) 子育て支援機能の分布

子育て支援施設は市街化区域*に点在して分布しています。

市内に保育所は 22 箇所、児童クラブは 5 箇所、児童館は 11 箇所、児童館は 3 箇所、児童クラブは 49 箇所、子育て支援センターは 8 箇所、地域型保育事業所は 1 箇所立地しています。



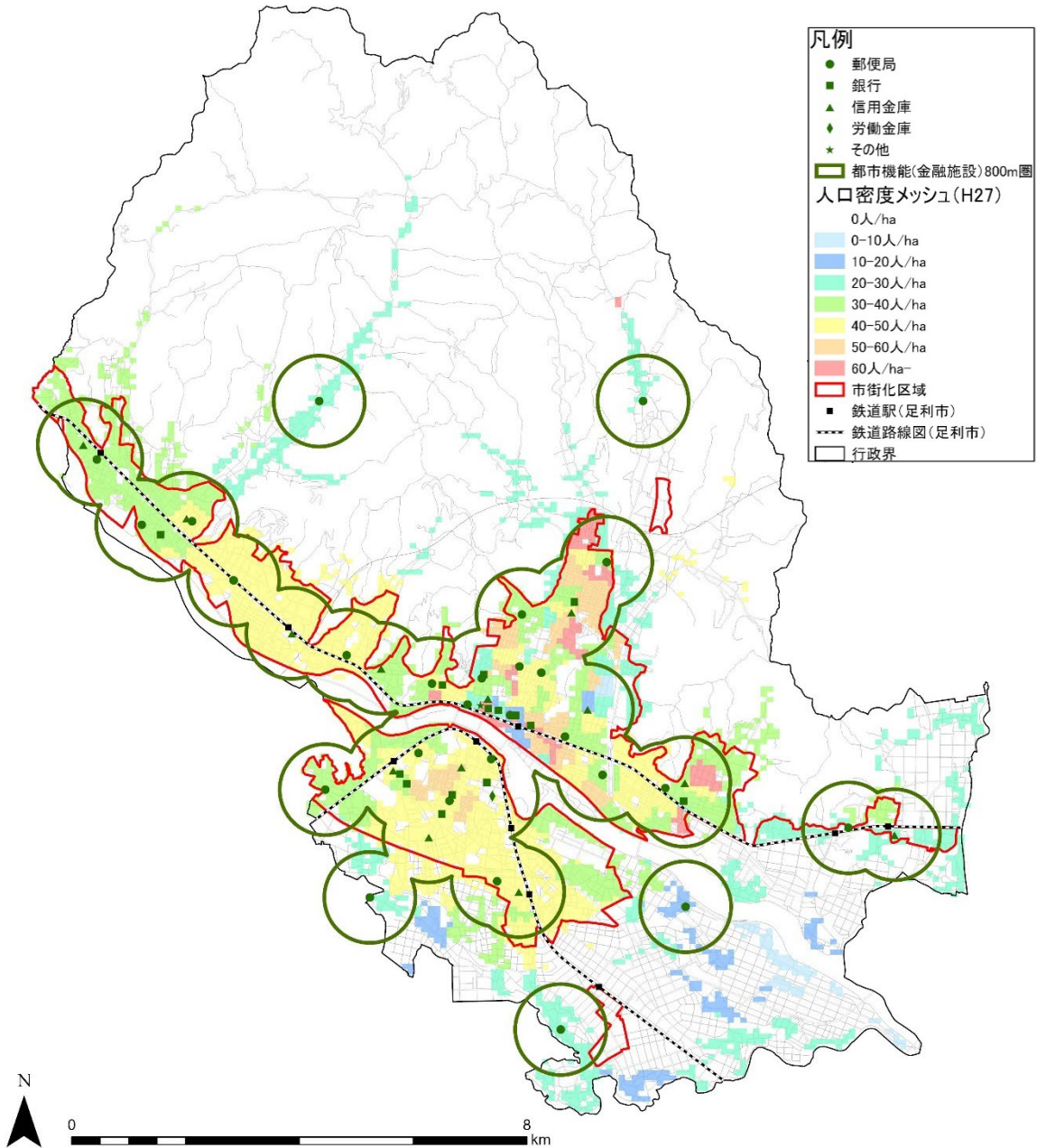
資料：足利市公共施設等総合管理計画（平成 28（2016）年）、足利市幼稚園連合会、足利市 HP（こども課）
（施設情報は令和 2（2020）年時点）

図 2-25 子育て支援施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）

(f) 金融機能の分布

金融施設は市街化区域*のほとんどのエリアに分布しており、特に市街地中心部に多く分布しています。

市内に郵便局は 27 箇所、銀行は 16 箇所が立地しています。



資料：iタウンページ（施設情報は令和2（2020）年時点）

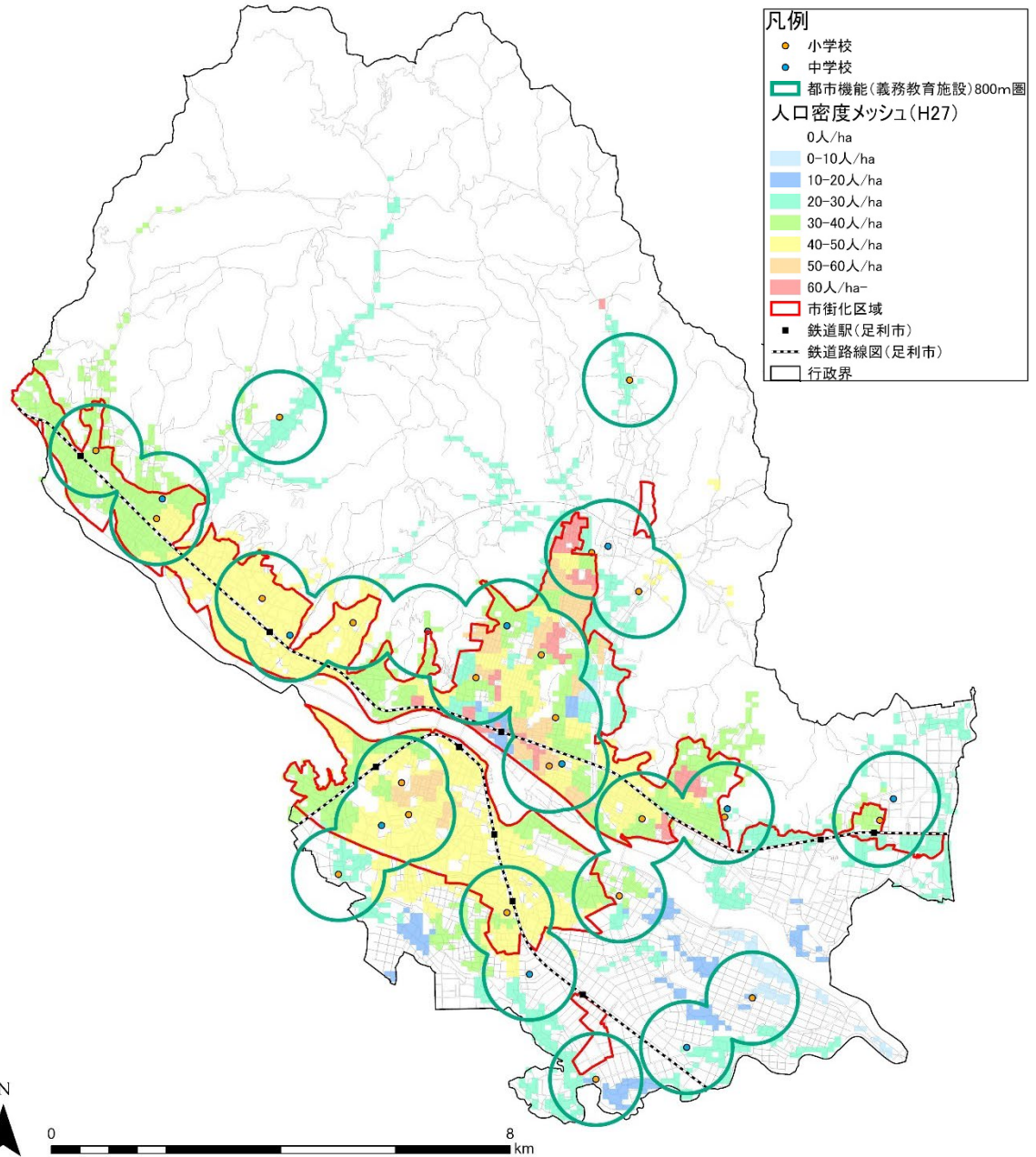
図 2-26 金融施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(g) 義務教育機能の分布

義務教育施設は市街化区域*のほとんどのエリアに分布しています。また、市街化調整区域*内にも点在して分布しています。

市内に小学校は 22 箇所、中学校は 11 箇所が立地しています。



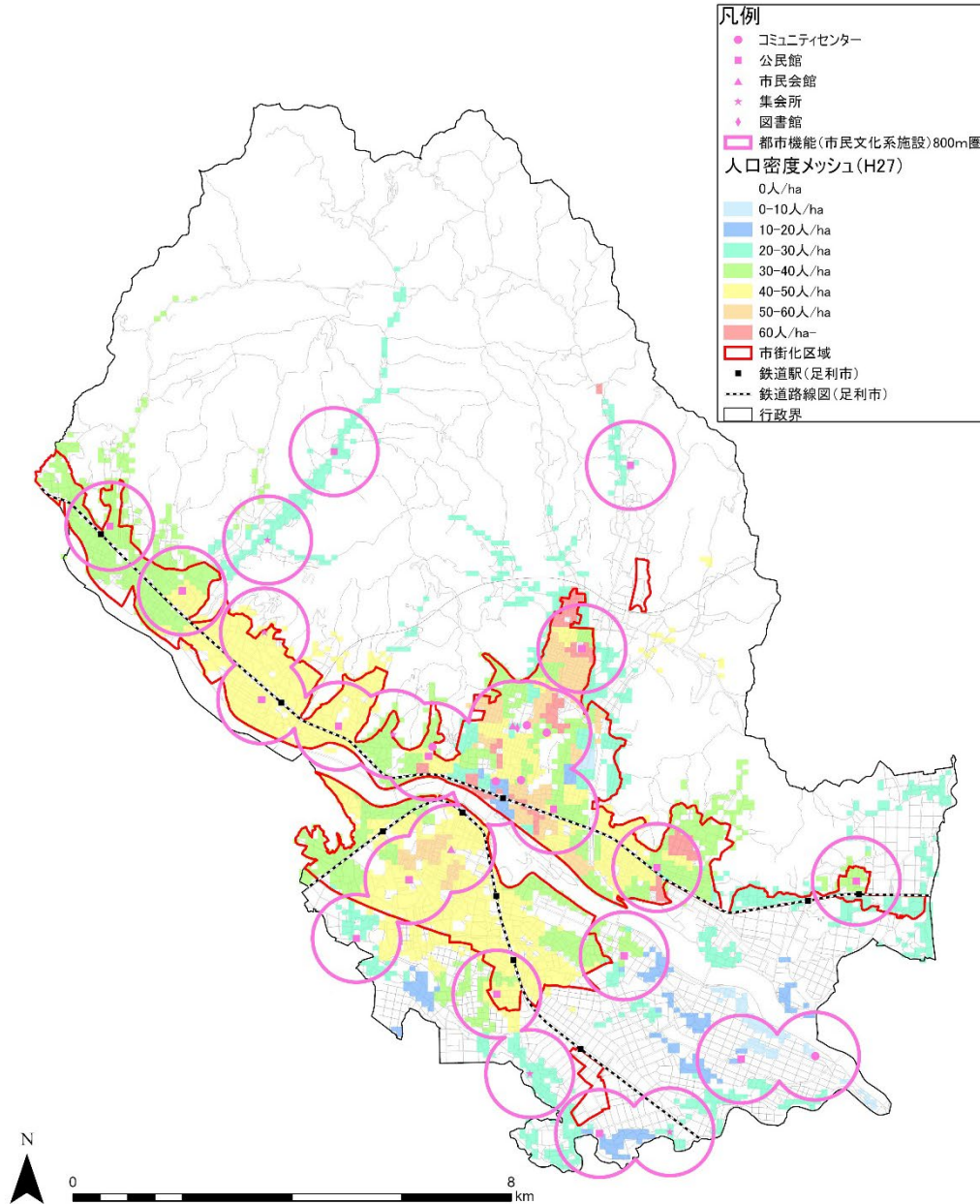
資料：足利市公共施設等総合管理計画（平成 28（2016）年度）（施設情報は令和 2（2020）年時点）

図 2-27 義務教育施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）

(h) 市民文化系機能の分布

市民文化施設は市街化区域*のほとんどのエリアに分布しています。また、市街化調整区域*内にも点在して分布しています。

市内に市民会館は 2 箇所、公民館は 17 箇所が立地しています。



資料：足利市公共施設等総合管理計画（平成 28（2016）年）（施設情報は令和 2（2020）年時点）

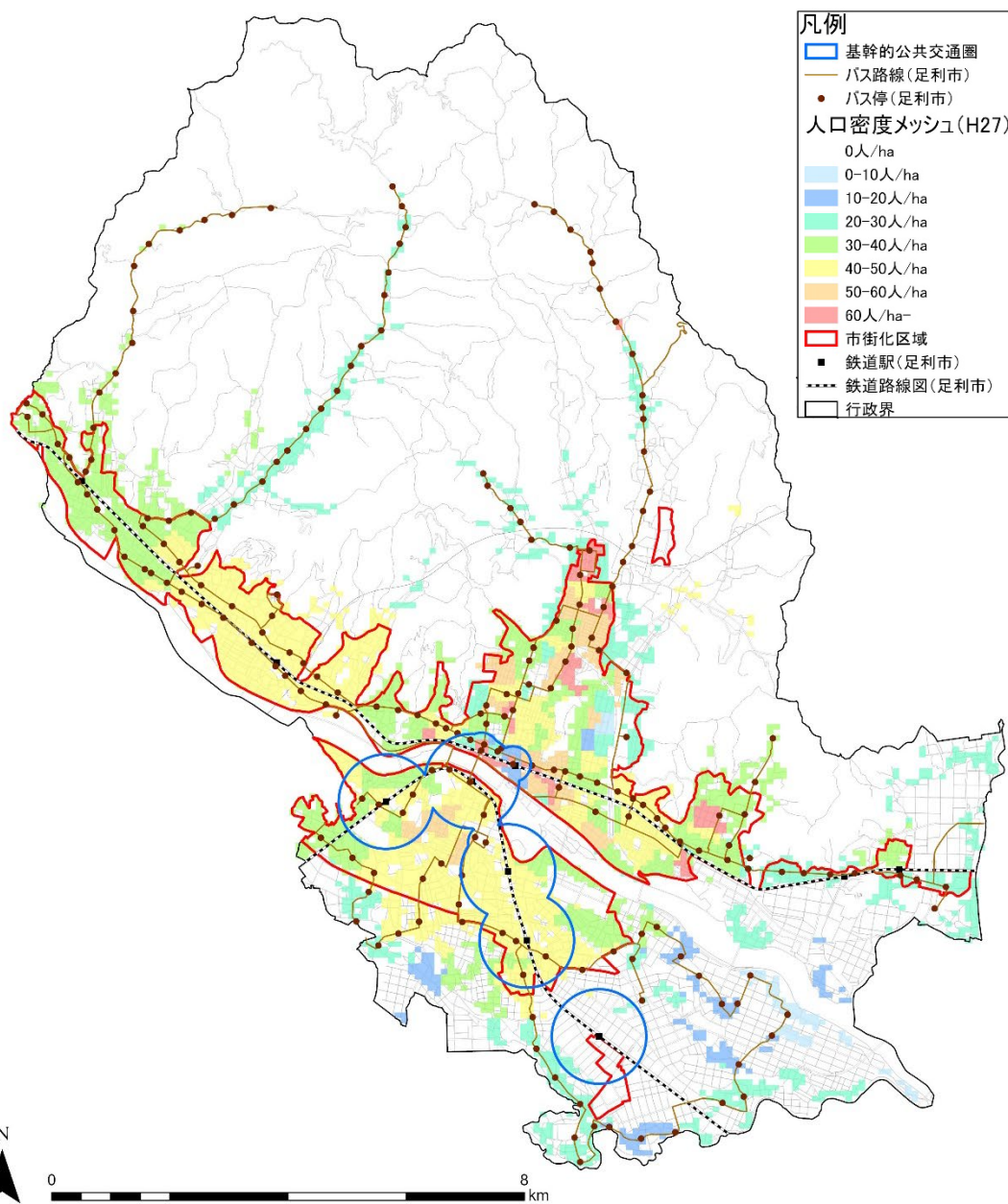
図 2-28 市民文化系施設分布と人口密度（平成 27(2015)年）

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

① 立地適正化計画について

(i) 基幹的公共交通*

基幹的公共交通は市街化区域*の一部エリアに分布しています。JR や多くのバス路線が基幹的公共交通ではありません。



資料：都市計画基礎調査（平成 28（2016）年）、各社時刻表（令和元（2019）年）

図 2-29 基幹的公共交通と人口密度（平成 27(2015)年）

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第2節. 本市の都市構造上の課題について

都市の現状把握、都市構造評価を踏まえて、立地適正化計画で解決していくべき分野別の課題を以下の通り整理しました。

表 2-3 分野別の課題の整理

分野	現状と問題点	分野別の課題
1.人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口は減少、高齢化率は年々上昇し、人口密度が低下 ・ 生産年齢人口の減少により、地域経済の低迷の懸念 ・ 河北市街地の人口密度低下や高齢化が顕著であり、にぎわい低下の恐れ ・ 河南省市街地の足利市駅周辺などの人口増加 ・ 人口減少による福祉施設や交通手段の不足の恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化への対応（特に河北地域） ・ 市街地の人口密度の維持 ・ 河北市街地の市街地中心部におけるにぎわいの維持 ・ 河南省市街地など人口密度増加地区を活かした拠点の形成 ・ 高齢化に対応した福祉施設や公共交通の維持・確保
2.市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口の低密度化が進行し、生活利便施設*が撤退し、地域の利便性低下の恐れ ・ 空き地空き家の増加による治安や居住環境悪化の恐れ ・ 市街地における土地の低未利用・新陳代謝が図られず、郊外へ開発意向・利用者流出の恐れ ・ 面整備により新たに居住環境の優れた市街地が形成 ・ 地域ごとに新旧の市街地が存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ストック*を活かした都市機能の集約や生活サービス施設の維持・充実 ・ 市街地の住環境の維持 ・ 都市のスポンジ化*への対応（特に河北地域） ・ 山辺西部など良好な居住環境を活かしたまちなか居住の促進 ・ 地域の特色を活かした魅力創出
3.公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化率上昇により、自動車の運転が困難な方の増加が懸念 ・ 現在の公共交通利用者は増加傾向にあっても、今後のさらなる人口減少に伴い、今よりもさらに公共交通需要が増加しなければ公共交通の維持が難しくなるなどが懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通を中心とした利便性の高いまちづくり ・ 公共交通サービスの維持や運行の効率化・最適化
4.公共施設と財政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の老朽化が進み、維持更新費が増加 ・ 人口減少に伴う歳入の減少や高齢者増加に伴う歳出の増加により、持続的な都市経営の維持が難しくなる恐れ ・ 地価の下落により、税収減少の見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の効率的な活用と維持運営 ・ より効率的、効果的な都市経営
5.都市構造評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域*の徒歩圏内に、生活に必要な施設が立地していない地域があり、各地域で暮らしやすさに差が存在 ・ 基幹的公共交通*は市街化区域の一部エリアにしか分布していない。公共交通の利便性が高い地域と低い地域が存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活利便性の高いエリアの特長を活かした拠点の形成 ・ 公共交通の利便性の維持・向上

① 立地適正化計画について

② 本市の現状・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第3章. 上位・関連計画

第1節. 上位・関連計画の整理

上位・関連計画について、特に立地適正化計画と関連性が高い内容を整理しました。

- (1) 足利佐野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(令和3(2021)年3月)

●都市づくりの基本理念

- (1) 誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- (2) 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- (3) 持続可能で効率的な都市づくり
- (4) 新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり
- (5) とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり

これらを踏まえ、人口減少・超高齢社会に対応するため、快適・便利に暮らしやすく、環境にもやさしい効率的な都市経営を図り、持続可能で賢い都市づくりを推進させ、多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ*」を目指す。

●地域ごとの将来像

- 広域拠点地区：JR 足利駅・東武足利市駅周辺

都市機能や人口の集積を一層促進し、高度で複合的な土地利用を図るとともに、商業や医療、公共公益施設などの都市機能を、周辺都市と共有、利活用できるよう公共交通を基本とした交通ネットワークの充実・強化を図る。

- 地域拠点地区：葉鹿地区

徒歩や自転車で移動可能な範囲に日常生活機能と居住機能を集積させ、人口密度を維持していくとともに、必要な都市機能の維持・充実や、日常生活の利便性の向上を図る。

- 生活拠点地区：富田駅周辺地区、山前地区、小俣地区、葉鹿地区、その他概ね小学校区の規模でコミュニティの中心となる地区など

日常生活に必要な店舗や診療所などの生活利便施設*の確保や、公共交通の充実などにより生活の利便性の向上を図る。

●土地利用に関する方針

○住宅地

広域拠点地区では、中高層の共同住宅による高度利用により、まちなかへの居住を促進し、中心市街地の賑わい創出を図る。地域拠点地区及び広域拠点地区・地域拠点地区周辺の生活拠点地区においては、既存の都市基盤を活かしつつ、日常生活機能や居住機能が集積する良好な住環境の形成を図る。

○商業地

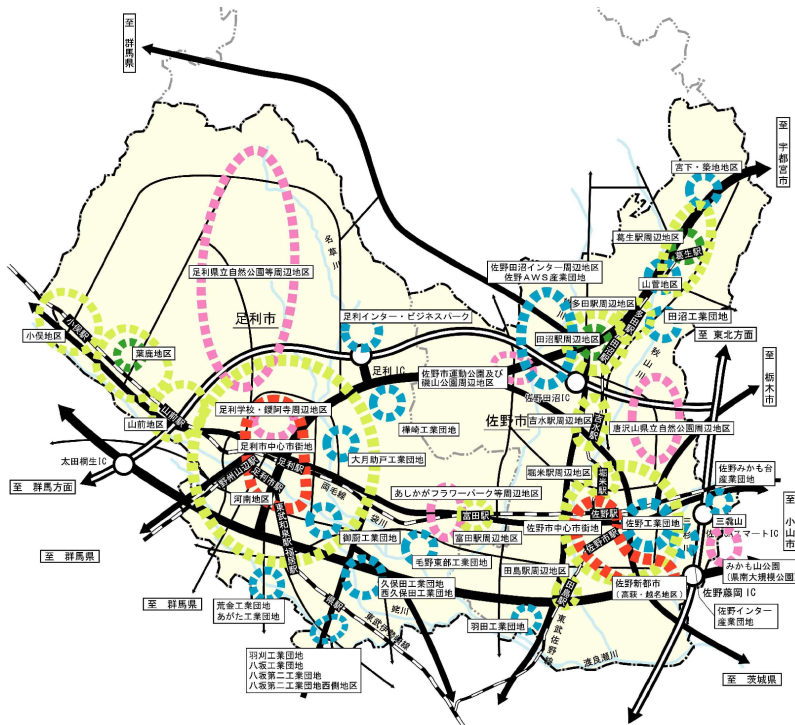
都市の動向や超高齢社会への対応、鉄道・バス、道路などの交通基盤の状況を考慮しながら、都市の賑わいを創出する都市的商業地、日常の利便性を確保するための日常的商業地を、拠点地区を中心に必要な規模を適切に配置する。配置にあたり、都市的商業地では子どもや高齢者などの交通手段の確保、日常的商業地では徒歩や自転車で移動できる範囲でサービスが受けられるような配慮をする。

●鉄道・バスの配置の方針

鉄道網の利便性の向上を図るため、路線バスを含めた交通機関相互の連携や機能の充実・強化、駅前広場の機能の充実・強化などにより、交通結節点*の機能強化を図る。

あわせて、人口減少・超高齢社会に対応し、既存集落や郊外部からも拠点地区にある生活利便施設*をより使いやすくするため、地域に適した交通手段の導入を促進するとともに、路線バスなどの運行円滑化や利便性向上、駅へのアクセス強化を図る施設の整備を促進する。

また、モビリティマネジメント*などにより、自家用車から公共交通への移動手段の転換を図る。



▲将来市街地像図

凡 例	
行政界	行政界
都市計画区域界	都市計画区域界
広域連携軸	道路
	鉄道
都市間連携軸	道路
	鉄道
都市内連携軸	道路
	鉄道
広域拠点地区	広域拠点地区
地域拠点地区	地域拠点地区
主な生活拠点地区	主な生活拠点地区
産業拠点地区	産業拠点地区
観光レクリエーション拠点地区	観光レクリエーション拠点地区

(注) 図面は概ねの位置を記入している

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(2) 第8次足利市総合計画(令和4(2022)年3月)

【人口の将来展望】令和42年(2060)年に100,000人の人口を確保する。

【将来都市像】誇り高く 仁(ひと)を育み 挑戦し続けるまち足利

●重点プログラム(兼 足利市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- ・居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
- ・土地区画整理事業の推進
- ・あしかがフラワーパーク駅周辺の開発
- ・新市民会館の整備
- ・公共施設総量の適正化と適正配置の推進 等

●分野別計画

○教育・文化に関する施策

学校施設の適切な維持管理を実施し、予防保全的な改修により安全性の確保と長寿命化を進める。

○都市基盤に関する施策

中心市街地に点在する歴史・文化遺産、魅力的なまちなみと地域の様々な取組を有機的につなぎ合わせ、人々が集い交流する、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを進める。

土地区画整理事業*などを有効に活用しながら、道路や公園などの都市基盤の整備とあわせて、適切な土地利用を推進する。

北関東自動車道と連携した広域道路交通ネットワークの強化を図るため、スマートインターチェンジを設置するとともに、本市中央部と西部地区のアクセス強化のための道路整備を進める。

○都市経営に関する施策

公共施設等総合管理計画や再編計画など、各種計画に基づき、施設総量の適正化と適正配置を進める。

(3) 足利市都市計画マスタープラン(平成30(2018)年3月)

●計画のテーマと基本方針

【将来市街地像】多彩な地域と人が織りなす輝くまち足利

【基本目標】

- ・誰もが健やかで安全安心に暮らし続けることができるまちづくり
- ・災害に強く安全性の高いまちづくり
- ・持続可能で時代のニーズに対応したまちづくり
- ・足利固有の魅力ある資源を活かした個性が際立つまちづくり
- ・多様な産業活動を支えるまちづくり

【まちづくりの基本方針】

各地域における既存ストック*を活かし、都市機能の集積拠点や生活拠点の形成を進め、これらの拠点を中心ににぎわいを創出しながら、拠点間の連携を図ることで、一体的かつ持続可能なまちづくりを目指す。

●都市の核となる拠点の形成

○広域拠点

様々な都市機能が集積し、多様な土地利用を図る拠点として整備する。河北地域と河南地域の連携、一体化を図り、公共交通を基本とした交通ネットワークの充実、強化を図る。

○地域生活拠点

地域生活拠点では、日常生活に必要な生活利便施設*を誘導、保持するとともに、地域の多様な生活に配慮しつつ、地域コミュニティの維持を図る。また、地域の利便性を向上させるため、公共交通の充実を図る。

●都市軸・ネットワーク

○広域連携軸

広域的な移動と連携を図るため、JR 両毛線、東武伊勢崎線や北関東自動車道、国道 50 号、国道 293 号を広域連携軸として整備する。

○都市間連携軸

両毛地域をはじめとした周辺都市との連携を図るため、JR 両毛線、東武伊勢崎線や都市間をつなぐ道路を都市間連携軸として整備する。

○都市内連携軸

広域拠点や地域生活拠点の形成を支援するとともに、拠点間や周辺地域との連携を図るため、JR 両毛線、東武伊勢崎線や生活路線バス、拠点間を移動するために必要な道路を都市内連携軸として整備する。

●土地利用の方針

○持続可能なまちづくりの推進

人口減少や高齢化を背景に、拡散した市街地では行政サービスの低下が危惧されることから、都市機能を集積する拠点や地域の生活拠点を設定し、これらを公共交通などでつなぐことにより、一体的かつ持続的な発展につながるまちづくりを推進する。

○豊かなライフスタイルに対応した質の高い住環境の形成

良好なまちなみ景観の形成や宅地内緑化の推進などにより、良質な居住環境の形成を進め、本市の魅力と暮らしやすさの向上を図る。また、都市的なサービス環境を享受できるまちなかの居住や、緑とのふれあいを大切にした田園居住など、多様化した住宅ニーズに対応したまちづくりを推進する。

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

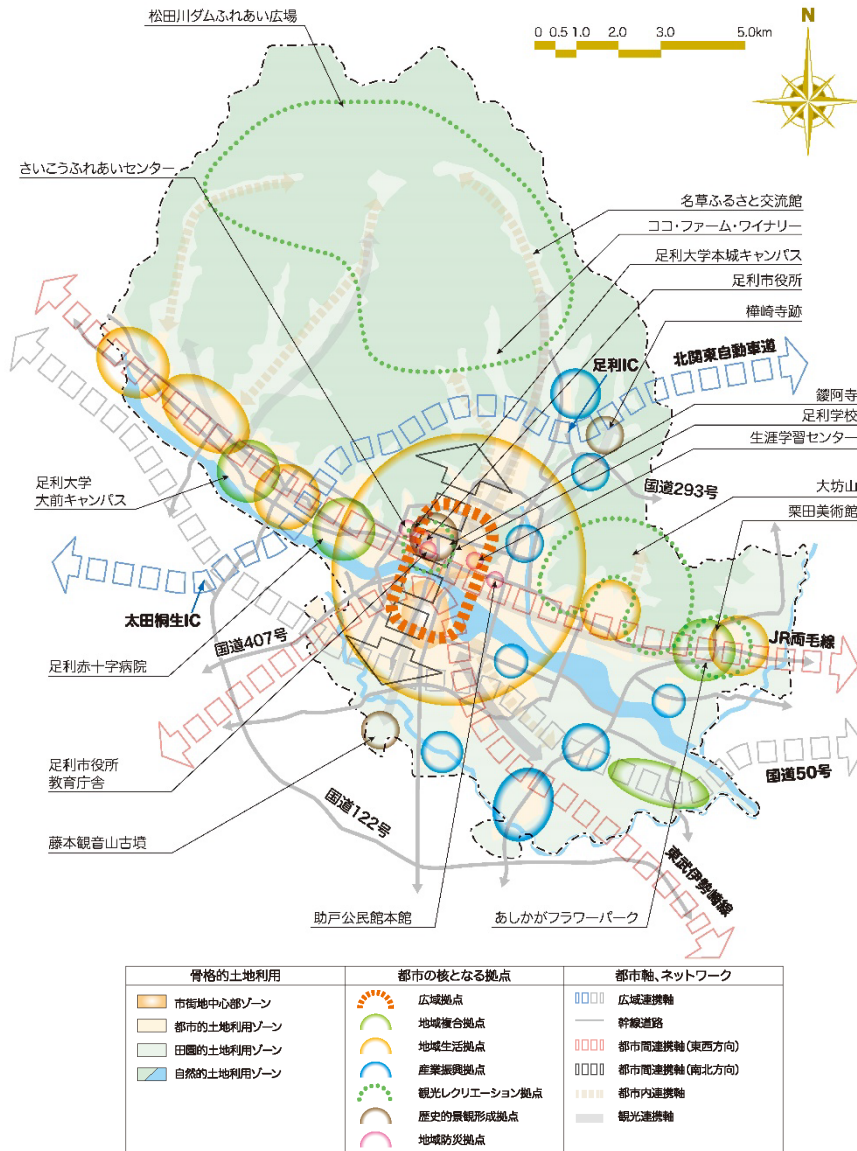
⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

○魅力ある商業、業務地の形成

河北地域の都市機能集積地と河南地域の商業機能集積地の適切な役割分担のもと、互いに連携しながら商業、業務地を充実させる。市街地中心部は、商業、業務機能の集積とあわせ、まちなか居住の推進や公共交通の充実、ゆとりある歩行者空間の確保など、にぎわいある快適な都市空間を形成する。日常的な買い物や生活サービスが受けられる商業地などを、地域生活拠点へ適切に配置することにより、身近なにぎわい空間を形成する。



▲将来都市構想図

(4) 足利市公共施設等総合管理計画(平成 28 (2016) 年 3 月)

●公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設の更新にあたっては、人口動向や市民の利用ニーズ、周辺施設及び類似施設の立地状況等を踏まえ、適正な規模を検討するとともに、施設の集約化、複合化、民間施設の活用、統合・廃止等を検討し、効率的かつ適切な施設配置を目指す。再整備を計画する場合は、新規整備ではなく機能転換や集約化、複合化等による既存施設の有効活用等を図ることにより、市民サービスの水準を維持しながら、公共サービスを提供することを目指す。

●市民文化系施設の今後の方針

公民館及びコミュニティセンターは、施設の更新に際し、機能の集約や施設の複合化を進め、適正な施設総量を検討する。市民会館は、更新が必要な時期が迫っているため、市民プラザを含めた集約化・複合化等、今後の施設のあり方について検討する。

●学校施設の今後の方針

今後の児童生徒数の推移等を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置等について多機能化も視野に入れて検討する。

●子育て支援施設の今後の方針

既に複合機能を持つ施設以外は、類似機能を持つ施設への集約化を図るなど、施設数の適正規模・適正配置等を検討し、管理・運営コストの縮減を図る。

●保健・福祉施設の今後の方針

老人福祉センターは、施設の計画的な点検・修繕による長寿命化を含め、効率的な施設維持の方法を検討する。

●庁舎の今後の方針

各庁舎は、短期的には機能維持のために効率的な修繕を実施する。長期的には、行政サービスの一元化や防災拠点機能の強化等の実現に向けて、庁舎の統合等、機能の集約化を含めた検討を行う。

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(5) 足利市公共施設再編計画(令和2(2020)年3月)

●数値目標

定量的な数値目標として、平成28(2016)年から令和37(2055)年までの40年間に、建築物系公共施設の延床面積換算で42.2%削減していくことを本市の目標とする。

●市民文化系施設の再編の方向性と時期

公民館については、現在の業務を3つの機能に分け、短期的に支所機能は廃止するなど、段階的に機能ごとの再編を進める。足利市民会館、足利市民プラザについては、機能の集約化を検討する。

●学校の再編の方向性と時期

学校については、今後も児童生徒数の減少が見込まれるため、移動手段の確保や施設改修を前提に、中期における集約化を通じ、適正な施設総量を目指す。学校の再編にあたっては、学識経験者や各種団体、市民等による組織を短期の期間中の早期に設置し検討する。

●子育て支援施設の再編の方向性と時期

拠点施設として維持していく山川保育所、梁田保育所、みなみ保育所、にし保育所については長寿命化のための改修工事を実施する。その他の保育所については集約化、民営化を基本とする。

●保健・福祉施設の再編の方向性と時期

幸楽荘については、中期の期間中に、利用状況等を勘案し集約化について検討する。また他の公共施設の機能の受入れについても検討する。

●庁舎の今後の方針

市役所本庁舎については、機能維持のため効率的な修繕を行い、民間活力の活用も視野に入れ、中期には更新し、その際に庁舎の統合、機能の集約化を検討する。

(6) 足利市地域防災計画(令和3(2021)年1月)

●今後の方針

都市における災害の未然防止や災害発生時における被害拡大防止、迅速な避難・救援活動への対応など市民の生命や安全の確保のため、「災害に強いまちづくり」を推進する。また、土地区画整理事業*などの市街地の整備とオープンスペースの確保、建築物の耐震・不燃化の促進、道路・橋梁の整備による延焼火災の防止と緊急道路の確保により、地域の耐震性能・耐火性能の向上を図る。

●減災方針

以下の方針に基づいて重要な防災施策を着実に推進する。

建築物の耐震化等の推進、地域防災力の強化、警戒・避難体制の強化、要配慮者避難支援体制の整備、孤立集落対策の強化、旅客等対策の整備、広域応援体制の強化。

(7) 足利市国土強靱化計画(令和3(2021)年2月)

●基本理念

「市民・事業者・行政の主体性と連携で取り組む安全安心なまちづくり」

●事前に備えるべき目標

- 直接死を最大限防ぐこと
- 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること
- 必要不可欠な行政機能は確保すること
- 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること
- 経済活動（サプライチェーン*を含む）を機能不全に陥らせないこと
- ライフライン*、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること
- 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと
- 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

(8) 足利市地域公共交通総合連携計画(平成23(2011)年2月)

●目標

「広く・薄く」の公共交通ネットワークから、「公共交通軸」を明確にしたネットワークへの転換を図る。これにより集約型都市構造への転換を目指す。

- ①中心部：市民の市内回帰を図るとともに、来訪者の利便性を向上させ、中心拠点に賑わいを取り戻すために、中心部地域の主要拠点間については、概ね30分間隔の運行ダイヤの設定を目標とする。
- ②市街地部：地域住民及び通学利用者をターゲットに、可能な限り1時間間隔の運行ダイヤの設定を目標とする。
- ③河北郊外部：通院・買物等日常生活の移動に利用できる運行ダイヤの設定を目標とする。
- ④河南郊外部：時間帯に応じてデマンド運行の導入を検討し、運行の効率化を図るとともに、通院・買物等日常生活の移動に利用できる運行ダイヤの設定を目標とする。

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第4章. 立地適正化計画に関する基本的な方針

第1節. まちづくりの方針（ターゲット）

市民アンケート調査結果をみると、生活利便施設*の利用割合は足利中央、山辺の2地区で過半を占めています。また、足利中央では伝統や歴史が感じられるまち、医療・福祉が充実したまち、山辺では大規模商業施設が立地するまち、公共交通が利用しやすい便利なまちが重視されています。

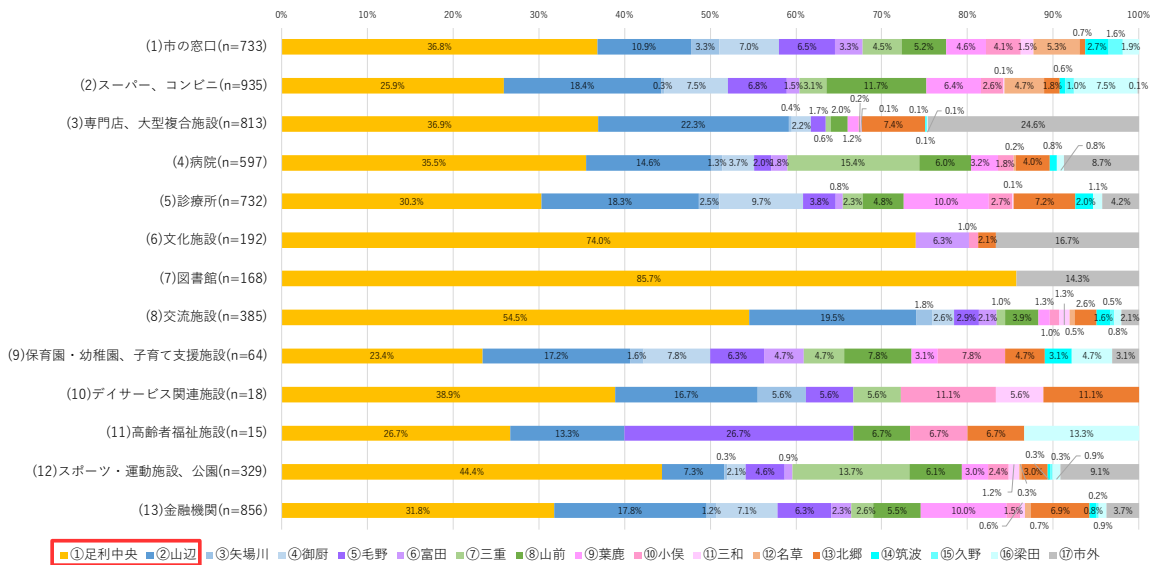


図 4-1 各施設を利用する際の主な地区

アンケートから得られた課題・ニーズ	
<p>■まちづくりで重視すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活に必要な身近な買い物環境・サービス機能の確保 ● 自然災害への対策など、災害に強いまちづくり ● 高齢者にやさしいまちづくりの推進 ● 市内の拠点間への移動に便利な公共交通網の充実 ● 子育てしやすい環境を重視したまちづくりの推進 	<p>■地区別の求める将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 足利中央：伝統や歴史が感じられるまち、医療・福祉が充実したまち ● 山辺：大規模商業施設が立地するまち、公共交通が利用しやすい便利なまち ● 御厨：工業が盛んなまち ● 毛野・山前・葉鹿：災害に強いまち ● 富田：観光が盛んなまち ● 三重：医療・福祉が充実したまち ● 小侯：自然が豊かなまち

■地区に求める将来像（足利中央と山辺）

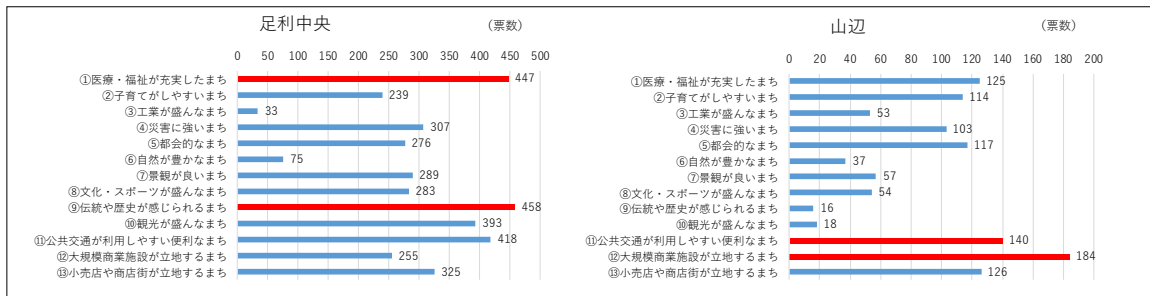


図 4-2 市民アンケート調査から得られた課題・ニーズ及び地区に求める将来像

また、まちづくり WS で挙がった意見をみると、足利中央では中心部の賑わい創出、山辺では子育て世代や若者世代をはじめとする市民交流の場の創出等の意見がありました。

表 4-1 まちづくり WS で挙がった主な意見

分野	計画に関連する目標と取組（市民意見）	地域
交流・賑わい	既存ストックを活用した、子育て世代、若者世代をはじめとする市民交流の場の創出	山辺
	都心と連携した役所手続きのオンライン化や、中心市街地の税負担軽減など、離れた地域からの移住を推進し、働きやすい環境を創出	
空き地・空き家	空き店舗を商業施設などに利活用し、中心部の賑わいを創出	足利中央
	空き家をオフィス、住居地として利活用し、移住定住を図る	山辺
公共交通	バス路線の見直し、車が無くても生活できる環境を目指す	足利中央
	乗合タクシー等の活用により買い物しやすい環境を創出	
	バス路線のルートを見直し、利用しやすくする	山辺

市民アンケートやまちづくり WS における各拠点に対するニーズ・意見やこれまでの検討を踏まえ、本計画では、広域拠点を核として、河北地域・河南地域の既存ストック*や特色を活かし、2 拠点それぞれのターゲットを明確にしたまちづくりの方針とします。河北地域では、旧来のまちの雰囲気を活かし、シニア層でも歩いて健康に暮らせる居心地のよいまち、河南地域では、全市民を念頭に置きつつ、若い世代や子育て世代をメインターゲットとして、利便性の高い暮らしが享受できるまちをターゲットとします。

本市は、上位計画で広域拠点として位置付けられている河北地域と河南地域の核となる 2 拠点を中心として、各地域拠点を公共交通網で結び、コンパクト・プラス・ネットワーク*の実現により、「2 つの拠点を核とした健康で暮らしやすいまち足利」を目指します。

なお、市街化調整区域*については、市街化を抑制する区域という区域本来の性格を基本としたまちづくりを推進しつつ、自然環境との調和や居住環境の保全、地域資源や既存の都市施設を活かした土地利用を図ることとします。

まちづくりの方針（ターゲット）

2つの拠点を核とした健康で暮らしやすいまち足利

【ターゲット】
 河北地域：旧来のまちの雰囲気を活かし、シニア層でも歩いて健康に暮らせる居心地のよいまち
 河南地域：全市民を念頭に置きつつ、若い世代や子育て世代をメインターゲットとして、利便性の高い暮らしが享受できるまち

図 4-3 まちづくりの方針

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

第2節. 目指すべき都市の骨格構造

本市は、2つの中心拠点（足利中央、山辺）と5つの地域拠点（葉鹿・小俣、三重・山前、北郷、毛野・富田、御厨・梁田）が存在する都市構造となっています。

本計画では2つの中心拠点を核として都市機能誘導区域を設定します。居住誘導区域は、都市機能誘導区域周辺及び地域拠点を基本として設定します。さらに、市街地を結ぶ公共交通路線は、拠点間の連携を強化し、利便性の高い公共交通軸の形成を図ります。

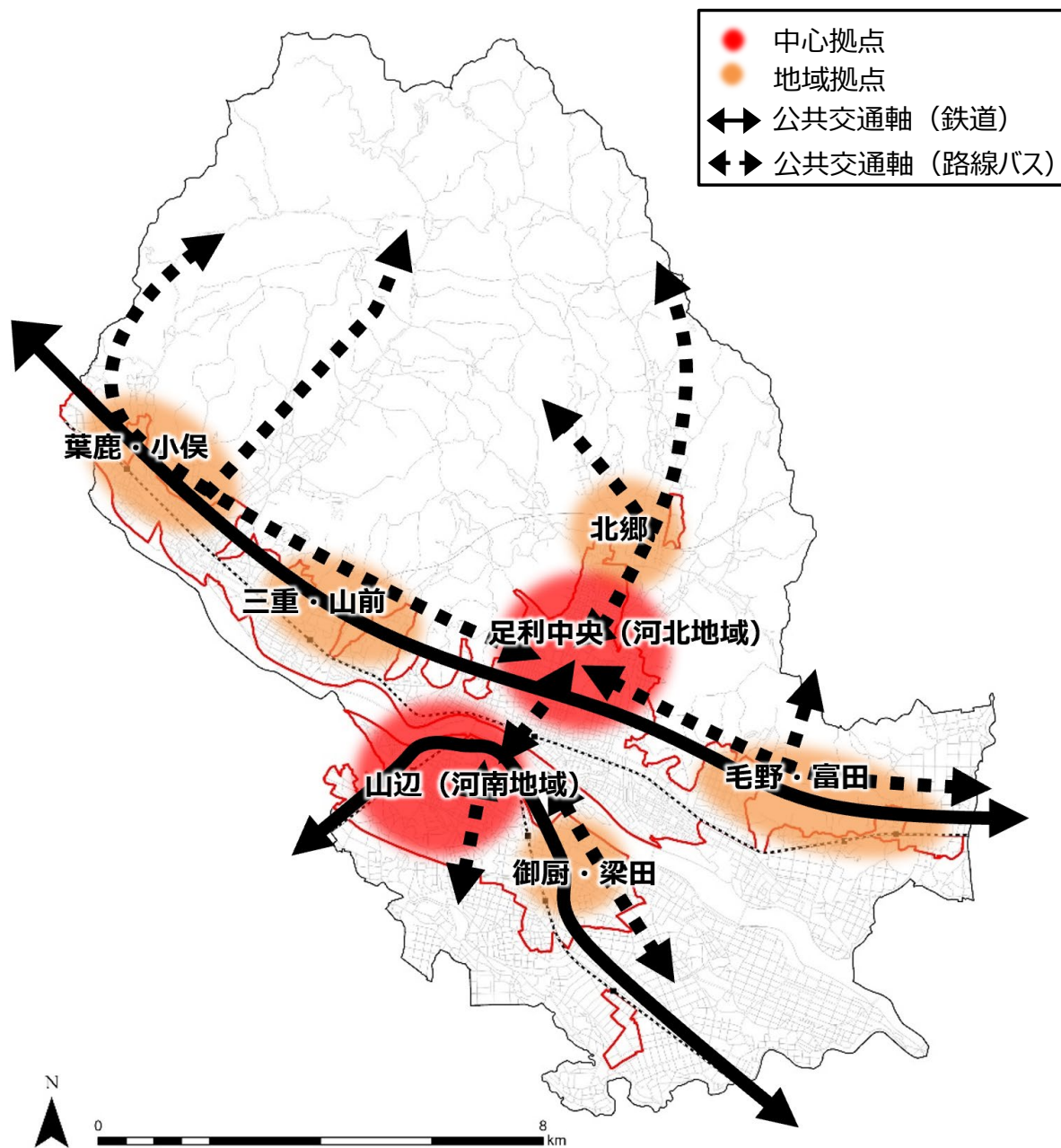


図 4-4 目指すべき都市の骨格構造

第3節. 課題解決のための誘導方針

まちづくり方針（ターゲット）の実現に向けて、「1.南北の既存ストック*・機能分担を活かした魅力的な拠点の形成」、「2.安全・安心かつ快適に暮らせるまちなかの居住環境を確保し、拠点周辺への居住を集約」、「3.既存ネットワークを活かした持続可能な公共交通軸の形成」を課題解決のために必要な施策・誘導方針として設定します。

「1.南北の既存ストック・機能分担を活かした魅力的な拠点の形成」では、本市の拠点ごとに特色ある既存ストックを活用して、効果的・効率的に市民サービスを維持・充実させることで、市民の利便性の確保と来訪者が再度訪れたいくなるような魅力的なまちなかを実現します。

「2.安全・安心かつ快適に暮らせるまちなかの居住環境を確保し、拠点周辺への居住の集約」では、災害リスクに配慮し、居住を促進すべき地域を位置付け、居住を誘導することで、快適性や利便性を保ち、安全・安心な居住環境を実現します。

「3.既存ネットワークを活かした持続可能な公共交通軸の形成」では、本市の拠点を結ぶ公共交通の利用促進を図ることで、自動車に頼らずとも全世代が拠点の利便性を享受しやすく、交流の創出につながるような公共交通ネットワークを構築します。

【誘導方針1】 南北の既存ストック・機能分担を活かした魅力的な拠点の形成

- ・ 河北地域の歴史・文化資源やまちなみ等、旧来のまちの雰囲気を活かした都市機能の確保や医療・福祉機能の維持・確保による高齢者世代にも魅力的なまちなかの形成
 - ・ 河南地域の多様な都市機能を活かした利便性の高いまちなかの維持・形成
 - ・ 各拠点の都市機能や特色を活かした魅力の向上
- ▷期待する効果：本市の拠点ごとに特色ある既存ストックを活用して、効果的・効率的に市民サービスを維持・充実させることで、市民の利便性の確保と来訪者が再度訪れたいくなるような魅力的なまちなかを実現できる

【誘導方針2】 安全・安心かつ快適に暮らせるまちなかの居住環境を確保し、拠点周辺への居住の集約

- ・ 拡散する人口を拠点周辺に維持・誘導
 - ・ 居住環境の維持・向上
 - ・ 空き家や既存ストックの有効活用によるまちなか再生
 - ・ 歩いて健康に暮らせる環境の整備
 - ・ 高齢者や子育て世代が安心して暮らせる住宅地の整備
 - ・ 浸水想定区域におけるハード・ソフト対策による安全・安心なまちなかの創出
 - ・ 多様な主体の協働まちづくり活動等によるまちなかの賑わいの創出
- ▷期待する効果：災害リスクに配慮し、居住を促進すべき地域を位置付け、居住を誘導することで、快適性や利便性を保ち、安全・安心な居住環境を実現できる

【誘導方針3】 既存ネットワークを活かした持続可能な公共交通軸の形成

- ・ 東西のネットワークの軸であるJR両毛線、東武伊勢崎線を活かし、交通結節点の機能整備・確保により利便性を維持・向上
 - ・ 生活路線バスの維持や拠点と連携したソフト施策の充実による利便性の向上・利用促進
 - ・ 鉄道、バス相互の乗り合い等による地域間のネットワークの連携強化
- ▷期待する効果：本市の拠点を結ぶ公共交通の利用促進を図ることで、自動車に頼らずとも全世代が拠点の利便性を享受しやすく、交流の創出につながるような、公共交通ネットワークを構築できる

図 4-5 課題解決のための誘導方針

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第5章. 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

第1節. 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉、商業等の各種サービスの効率的な提供を図るため、これらの都市機能の立地を誘導する区域です。

◆都市機能誘導区域の望ましい区域像

各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

※立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局）より抜粋

◆都市機能誘導区域

① 基本的な考え方

- 都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内での支援措置を事前明示することにより、生活サービス施設の誘導を図るものである。
- 原則として、都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

②都市機能誘導区域の設定

- 都市機能誘導区域は、例えば、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。
- 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

③留意すべき事項

- 都市機能誘導区域は、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、区域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定めることが望ましい。
- 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものであり、都市機能と併せて居住を誘導することが基本となる。

※第11版都市計画運用指針（国土交通省）より抜粋

① 立地適正化計画について
② 本市の現況・課題
③ 上位・関連計画
④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
⑥ 居住誘導区域の設定
⑦ 公共交通軸の設定
⑧ 誘導施策
⑨ 防災指針
⑩ 計画の評価・検証

第2節. 都市機能誘導区域の設定

(1) 本市における都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域の設定にあたり、都市計画マスタープランでの位置付けをもとに、各拠点の特性や用途地域*の指定状況等を考慮して進めます。

中心拠点（足利中央）	
拠点の方向性	行政機能、交流機能を集約し、防災機能の強化や健康で暮らせるまちづくりの推進、公共交通機能の拠点を担う地域として 安全・安心・健康で利便性の高い拠点の形成
区域設定の考え方	行政機能、交流機能等の既存施設の立地など市の中心として多様な用途の誘導を念頭に置いて区域の設定を行う。
中心拠点（山辺）	
拠点の方向性	商業施設や子育て支援施設を中心に生活利便性の高い都市施設を有し、 子育て世代・若者世代が住みやすい生活拠点の形成
区域設定の考え方	商業施設や子育て支援施設等の既存施設の立地を活かした生活利便施設の誘導を念頭に置いて区域の設定を行う。

図 5-1 各拠点の区域設定の考え方

図 5-1 の考え方に基づき、図 5-2 の通り、3つのステップに沿って都市機能誘導区域を設定します。

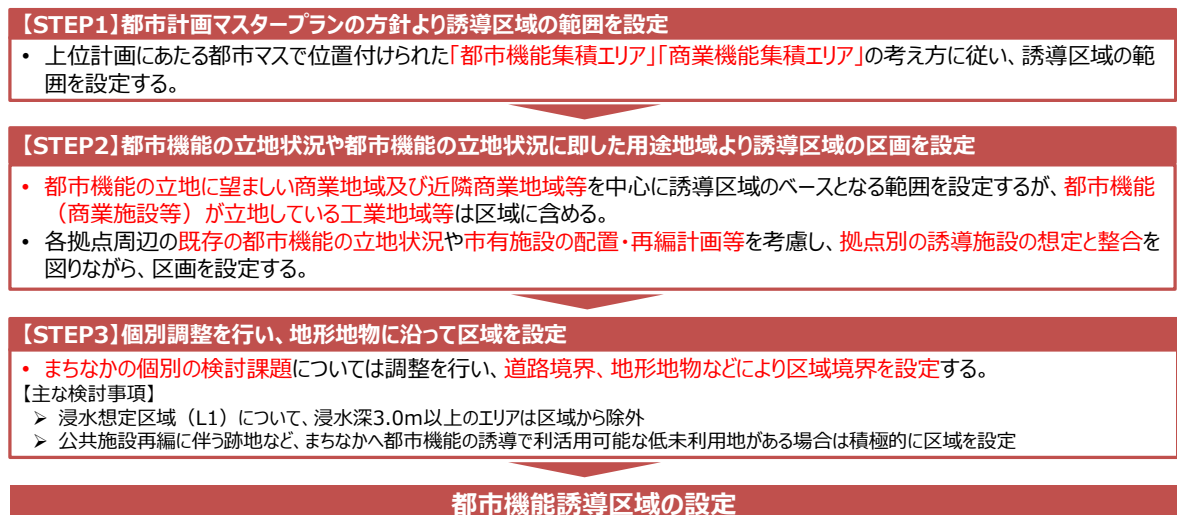


図 5-2 都市機能誘導区域の設定ステップ

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位計画・関連

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

【STEP1】都市計画マスタープランの方針より誘導区域の範囲を設定

- ・ 誘導施設の設定と整合を図り、都市マスにおける市街地中心部ゾーンの「都市機能集積エリア」「商業機能集積エリア」をベースに誘導区域の範囲を設定した。

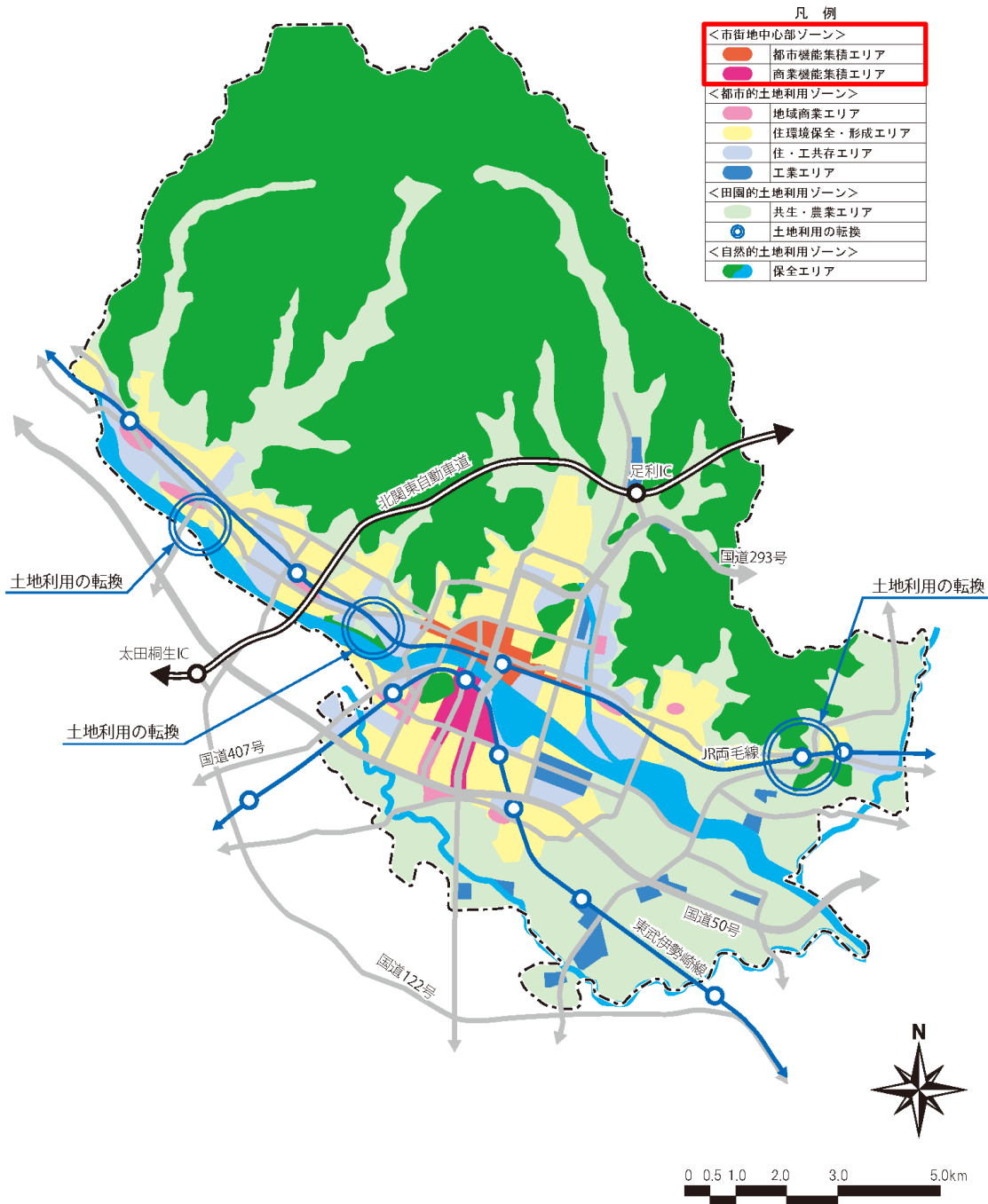
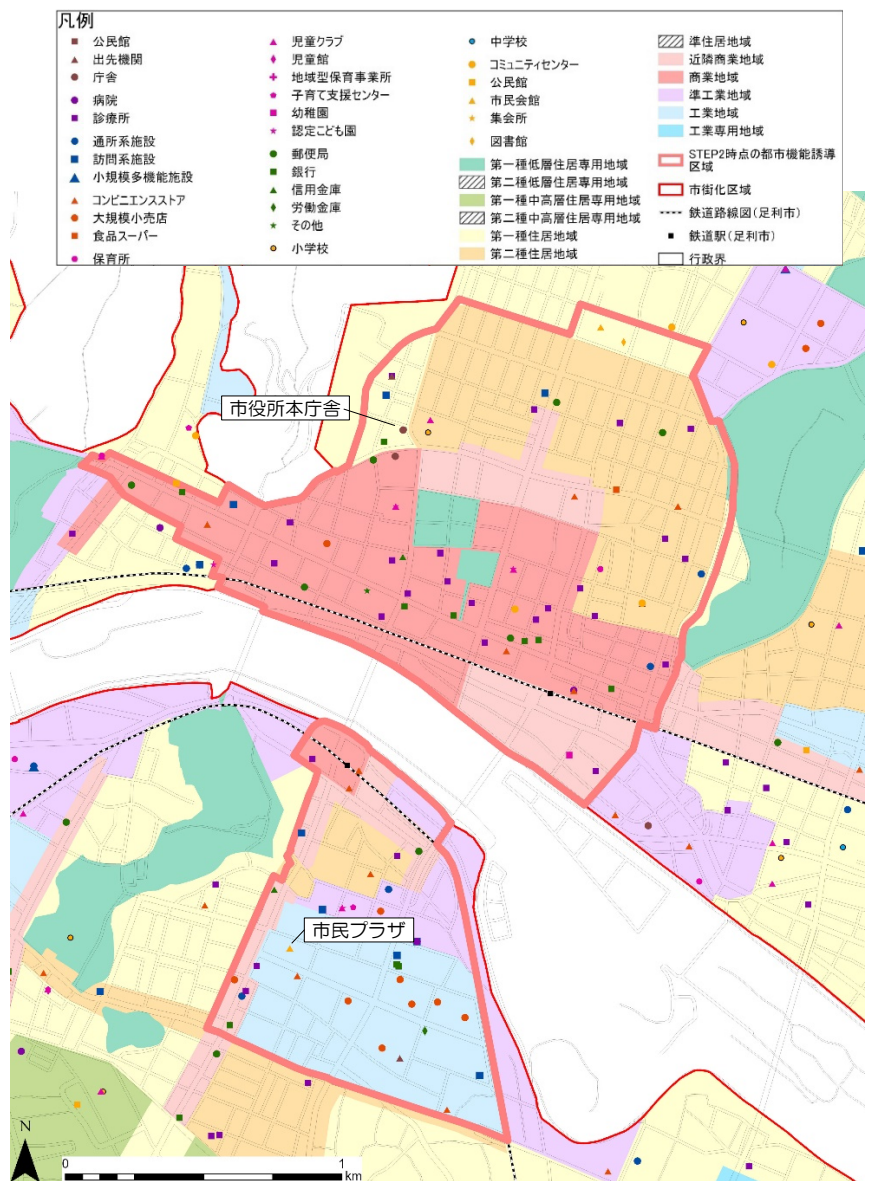


図 5-3 都市計画マスタープランの方針

① 立地適正化計画について
 ② 本市の現況・課題
 ③ 上位・関連計画
 ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
 ⑤ 都市機能誘導施設の設定
 ⑥ 居住誘導区域の設定
 ⑦ 公共交通軸の設定
 ⑧ 誘導施策
 ⑨ 防災指針
 ⑩ 計画の評価・検証

【STEP2】都市機能の立地状況や都市機能の立地状況に即した用途地域より誘導区域の区画を設定

- 都市機能の立地に望ましい商業地域および近隣商業地域等を中心に誘導区域の範囲を設定した。
- 足利中央東側の近隣商業地域は、都市機能の立地がほぼなく、今後も都市機能を誘導する構想がないため、誘導区域には含めない。
- ただし、(1)工業地域であるが、都市機能（商業施設等）が立地している地域、(2)今後も都市機能（市役所や図書館等）を維持していくべき地域については、誘導区域に含める。
- なお、中心拠点の既存の都市機能の立地状況や、市有施設の配置・再編計画等を考慮し、拠点別の誘導施設の想定と整合を図りながら、区画を設定した。



※施設情報は令和2（2020）年時点

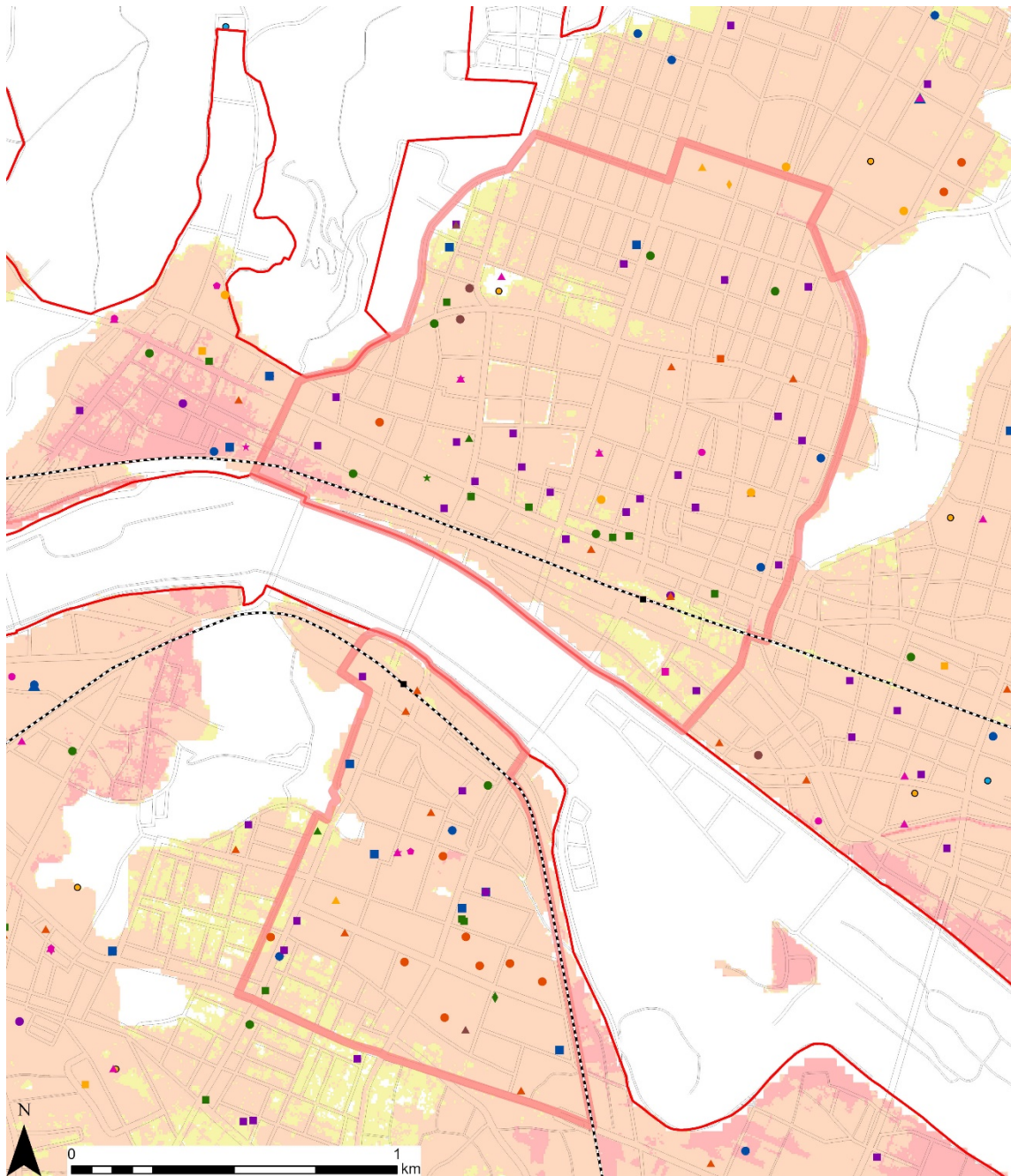
図 5-4 都市機能の分布

- 立地適正化計画について
- 本市の現況・課題
- 上位・関連計画
- 立地適正化計画に関する基本的な方針
- 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- 居住誘導区域の設定
- 公共交通軸の設定
- 誘導施策
- 防災指針
- 計画の評価・検証

【STEP3】個別調整を行い、地形地物に沿って区域を設定

- ・ 浸水想定区域*（L1）について、足利中央の西側部分は、浸水深3.0m以上のエリアであるため、誘導区域から除外した。

凡例			浸水想定区域 L1
■ 公民館	● 食品スーパー	▲ 信用金庫	■ 5.0-10.0m未満の区域
▲ 出先機関	● 保育所	▲ 労働金庫	■ 3.0-5.0m未満の区域
● 庁舎	▲ 児童クラブ	★ その他	■ 0.5-3.0m未満の区域
● 病院	▲ 児童館	● 小学校	■ 0.0-0.5m未満の区域
● 診療所	▲ 地域型保育事業所	● 中学校	■ 都市機能誘導区域
● 通所系施設	▲ 子育て支援センター	● コミュニティセンター	■ 市街化区域
■ 訪問系施設	▲ 幼稚園	■ 公民館	--- 鉄道路線図(足利市)
▲ 小規模多機能施設	★ 認定こども園	▲ 市民会館	■ 鉄道駅(足利市)
▲ コンビニエンスストア	● 郵便局	▲ 集会所	□ 行政界
● 大規模小売店	■ 銀行	▲ 図書館	



※施設情報は令和2（2020）年時点

図 5-5 浸水想定区域（L1）の状況

(2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域設定の考え方及び設定ステップに基づき、設定した都市機能誘導区域は以下になります。

(a) 全体

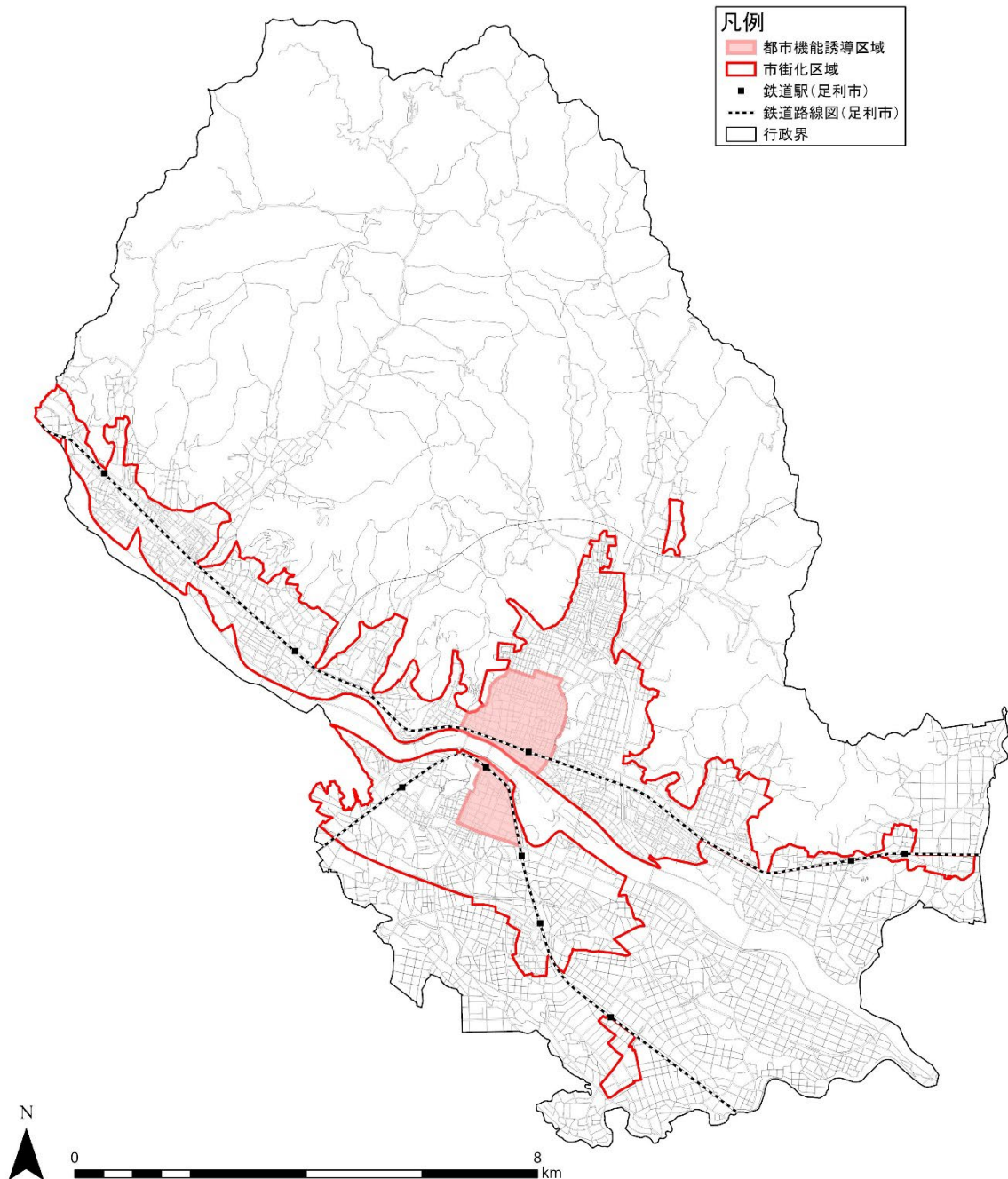


図 5-6 都市機能誘導区域 (全体)

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

① 立地適正化計画について

② 本市の現状・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

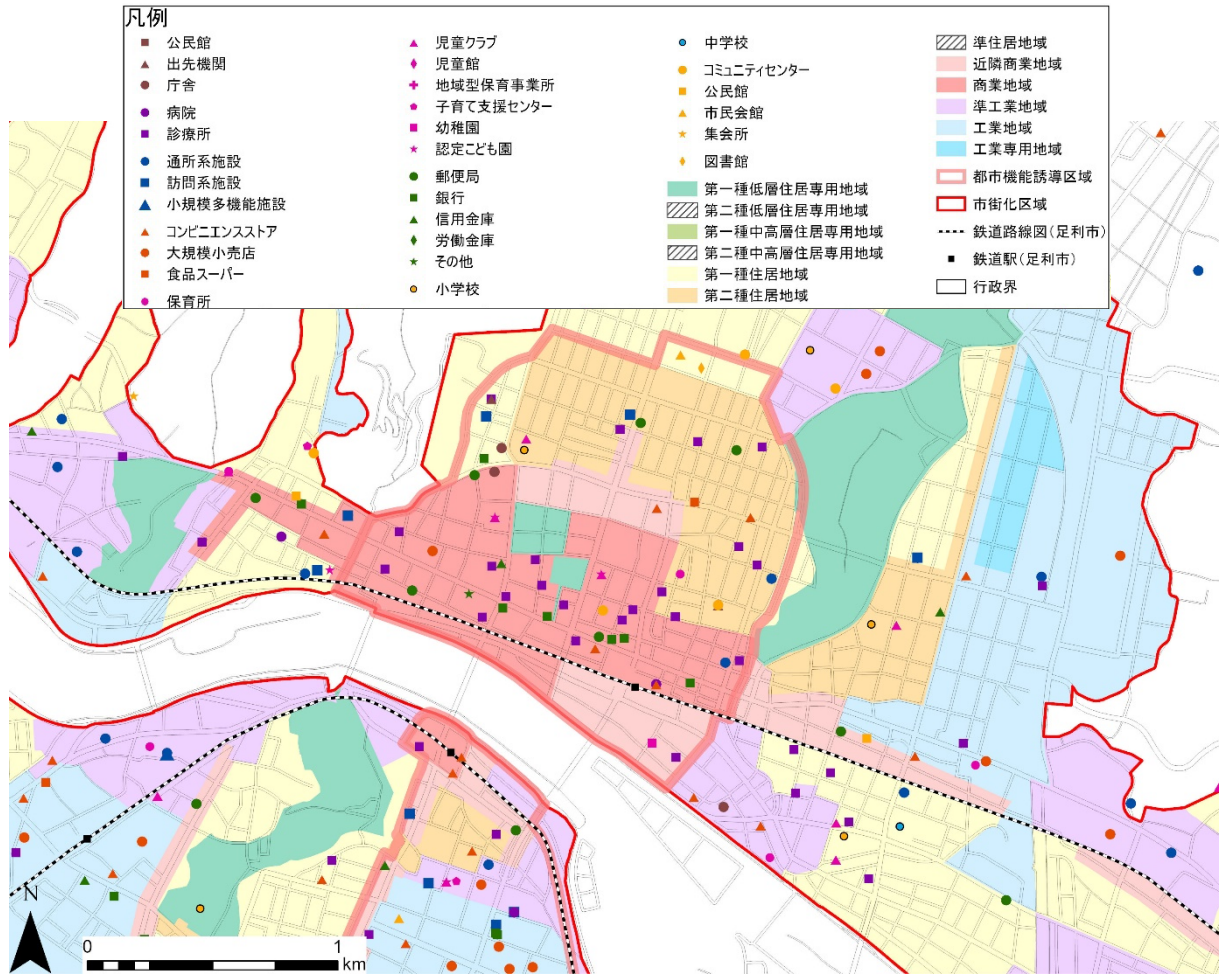
⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

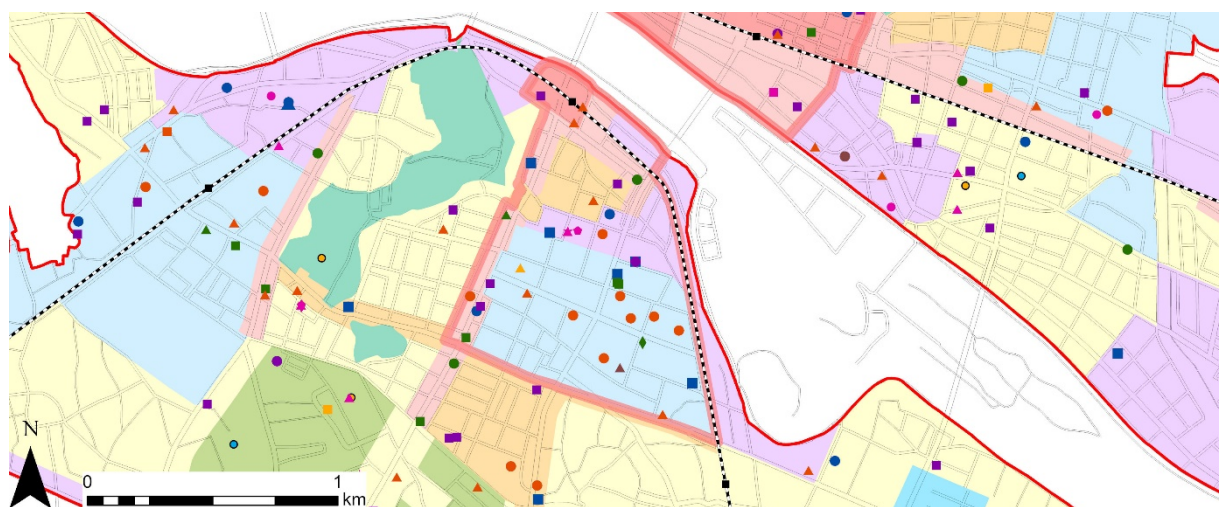
(b) 足利中央エリア



※施設情報は令和2(2020)年時点

図 5-7 都市機能誘導区域(足利中央エリア)

(c) 山辺エリア



※施設情報は令和2(2020)年時点

図 5-8 都市機能誘導区域(山辺エリア)

第3節. 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能を拠点となるエリア（都市機能誘導区域内）へ集約することにより、医療・福祉・商業等の各種サービスの効率的な提供と生活利便性の維持、向上を図るものです。

拠点となるエリアに機能が集約されることで、人口減少下でも効率的なサービスの提供が可能となるほか、市や民間事業者が施設整備する場合、国の補助事業や、財政上の特例措置などの支援策を受けることができます。ただし、誘導施設を誘導区域外に設置する場合には設置の届出が、既に誘導区域内に設置されている誘導施設を休止・廃止する場合には、休止・廃止の届出がそれぞれ必要となります。

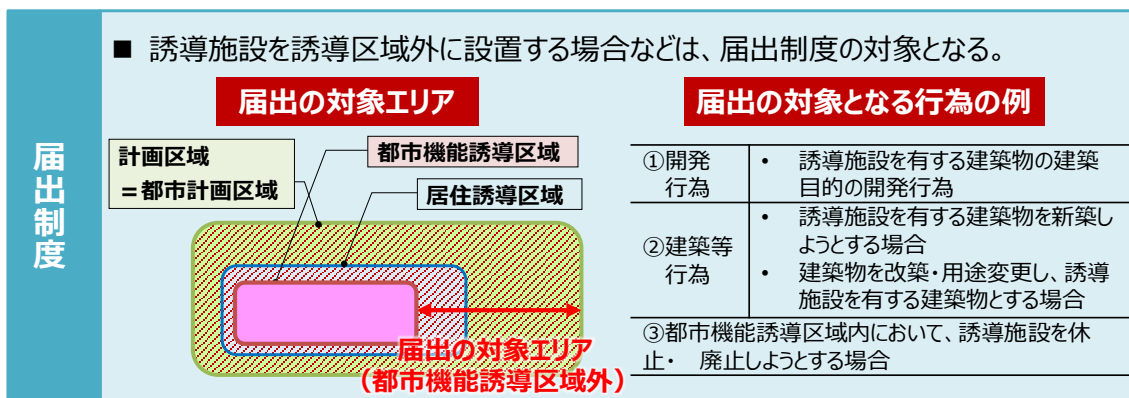


図 5-9 届出制度の概要

第4節. 誘導施設の設定

(1) 本市における誘導施設設定の考え方

都市の有するべき一般的な機能を、表 5-1 の通り、「基幹的な都市機能」と「身近な都市機能」に分類しました。このうち基幹的な都市機能について、図 5-10 の通り、都市機能に係る施設の立地状況や拠点別の維持・誘導すべき機能を踏まえ、誘導施設を設定しました。

「基幹的な都市機能」とは、市全体、あるいは各拠点のまちなかに立地することで、市民の利便性向上や事業者環境の向上が期待できる施設であることから、誘導施設への設定を検討し、都市機能誘導区域への誘導を図ります。

「身近な都市機能」とは、まちなかに限らず、市民の日常生活に身近に必要な施設であることから、誘導施設としては設定しません。

表 5-1 基幹的な都市機能と身近な都市機能の例

	基幹的な都市機能（例）	身近な都市機能（例）
行政機能	市役所本庁舎、行政サービスセンター	-
健康・福祉機能	-	高齢者福祉施設（デイサービス、介護老人福祉施設等）
子育て機能	子育て支援センター	保育所、幼稚園、認定こども園、児童クラブ、児童館等
商業機能	大型複合商業施設、相当規模の商業施設	小規模食品スーパー、コンビニエンスストア等
医療機能	病院	診療所、クリニック
金融機能	銀行・信用金庫	郵便局
教育機能	-	小・中学校、生涯学習センター
市民文化系機能	図書館、文化ホール、拠点的な交流施設	公民館、集会所

出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局）をもとに加筆

【STEP1】都市機能に係る施設の立地状況の確認

- 都市機能に係る施設の立地状況を拠点別に整理する。

【STEP2】拠点別の維持・誘導すべき機能の検討

- 既存の都市機能の状況や市民アンケートにおけるニーズ、都市マスで示されている方向性を踏まえ、拠点別の維持・誘導すべき機能を整理する。
 - 足利中央：行政機能、商業機能、市民文化系機能等に係る既存の都市機能の維持及び医療機能に係る都市機能のさらなる誘導
 - 山辺：医療機能、市民文化系機能等に係る既存の都市機能の維持及び子育て機能、商業機能に係る都市機能のさらなる誘導

【STEP3】誘導施設の設定

図 5-10 誘導施設の設定ステップ

区分	視点	(1)拠点内の都市機能の立地状況	(2)その拠点に維持・誘導すべき機能であるか	イメージ	
誘導施設に設定	基幹的な都市機能	①現状機能を維持 拠点周辺に充足している場合	○ (充足・立地)	○ (維持・誘導すべき)	
		②新たに（さらに）誘導 拠点周辺に都市機能が不足している場合	× (不足)	○ (維持・誘導すべき)	
誘導施設に設定しない	身近な都市機能	③位置付けない 必ずしも拠点に誘導する必要がない、もしくは他の拠点でまかなえる場合	○ または ×	× (維持・誘導すべきでない)	
		④対象外 必ずしも拠点に誘導する必要がない場合	-	-	-

図 5-11 誘導施設設定の考え方

(2) 誘導施設の設定

(1) での考え方を踏まえ、表 5-2 の通り誘導施設を設定しました。

表 5-2 誘導施設の設定

	誘導施設	足利中央地区	山辺地区
行政機能	市役所	●	
	行政サービスセンター		●
子育て機能	子育て支援センター		○
商業機能	店舗面積3,000㎡以上の大型商業施設		○
	店舗面積1,500㎡以上の食品スーパー（生鮮食料品・日用品を扱う商業施設）	●	○
医療機能	病院	○	●
金融機能	銀行、信用金庫	●	●
市民文化系機能	図書館、交流施設	●	●

- ：誘導施設に設定し、既存の都市機能を維持・強化する
- ：誘導施設に設定し、既存の都市機能を維持・強化するとともに、さらなる都市機能の誘導を図る

表 5-3 誘導施設の定義

	誘導施設	定義
行政機能	市役所	市役所
	行政サービスセンター	行政サービスセンター
子育て支援機能	子育て支援センター	母子保健法に基づく母子保健事業、子ども子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法に基づく子育て支援事業などを実施する施設
商業機能	店舗面積 3,000 ㎡以上の大型商業施設	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗*で、その建物内の店舗面積の合計が 3,000 ㎡を超えるもの
	店舗面積 1,500 ㎡以上の食品スーパー（生鮮食料品・日用品を扱う商業施設）	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗*のうち、生鮮食料品（野菜・果物類および食肉・魚介類）の販売、又は日用品（衛生用品、医療品、掃除用品、文具等、日常生活を営む上で必要なもの）の小売を行う店舗で、その用途に供する部分以外の店舗部分も含めた床面積の合計が 1,500 ㎡以上の店舗
医療機能	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院（病床数 20 床以上）
金融機能	銀行	銀行法第 4 条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行
	信用金庫	信用金庫法第 4 条に基づく免許を受けて金庫の事業を行う信用金庫
市民文化系機能	図書館、交流施設	市立図書館、市民会館、市民プラザ

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第6章. 居住誘導区域の設定

第1節. 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。なお、居住誘導区域内においては、居住環境の向上、公共交通の確保など居住を誘導するための措置が講じられます。

◆居住誘導区域の望ましい区域像

- i)生活利便性が確保される区域
 - 中心拠点、地域生活拠点の中心部に容易にアクセスすることのできる区域、公共交通軸沿線など
- ii)生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域
 - 将来人口推計を勘案し、日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域
- iii)災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域
 - 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域
 - 工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

※立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局）より抜粋

第2節. 居住誘導区域の設定

(1) 本市における居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域の設定にあたり、都市計画マスタープランでの位置付けをもとに、中心拠点周辺や地域拠点を中心に居住誘導区域を設定し、生活利便性や快適性の高い地域の創出を図ります。

本市では、図 6-1 の考え方に基づき、法制度上含められない地域や災害リスクの高い地域を除外した上で、居住環境の創出、都市機能の充足、公共交通の利便性、将来人口密度等の要素を勘案し、居住誘導区域を設定します。

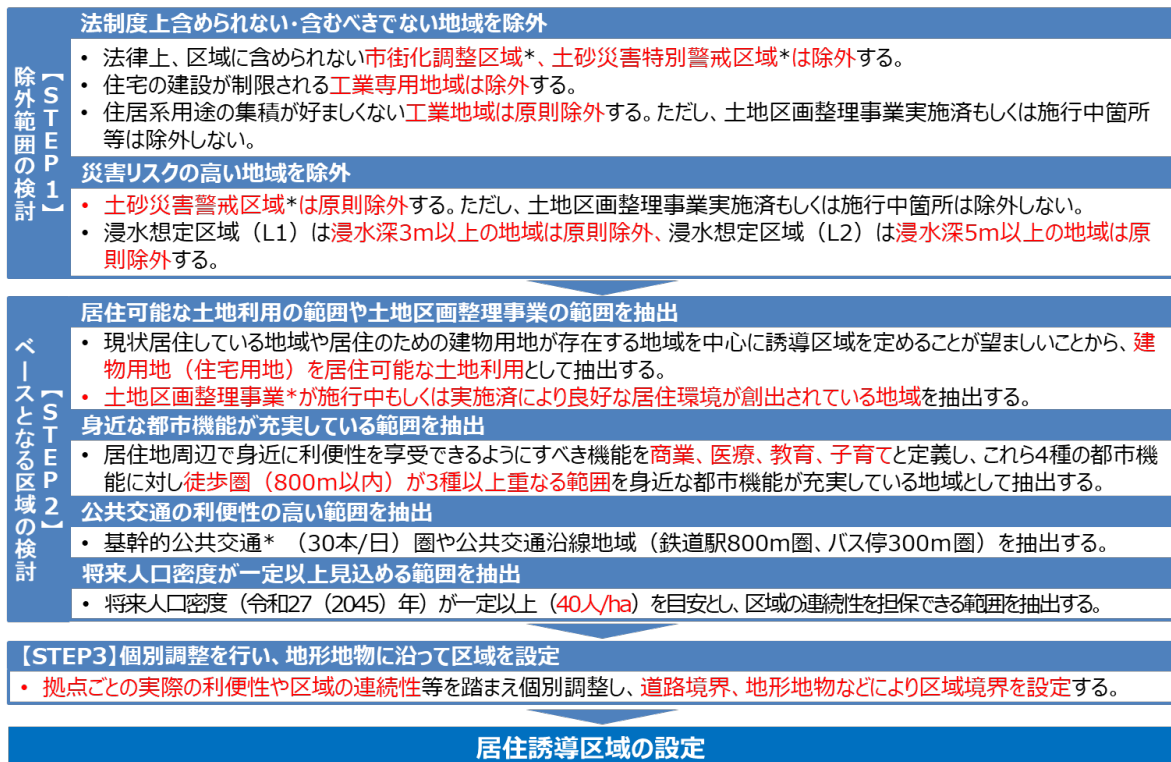


図 6-1 居住誘導区域の設定ステップ

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

【STEP1】除外範囲の検討：法制度上含まれない・含むべきでない地域を除外

- ・ 法制度上、区域に含まれない市街化調整区域*、土砂災害特別警戒区域*は除外する。
- ・ 住宅の建設が制限される工業専用地域は除外する。
- ・ ただし、住居系用途の集積が好ましくない工業地域も原則除外するが、①土地区画整理事業*が実施済みもしくは施行中の箇所、②既に都市機能が集積し、良好な居住環境が創出されている地域については、誘導区域に含めることを検討する。

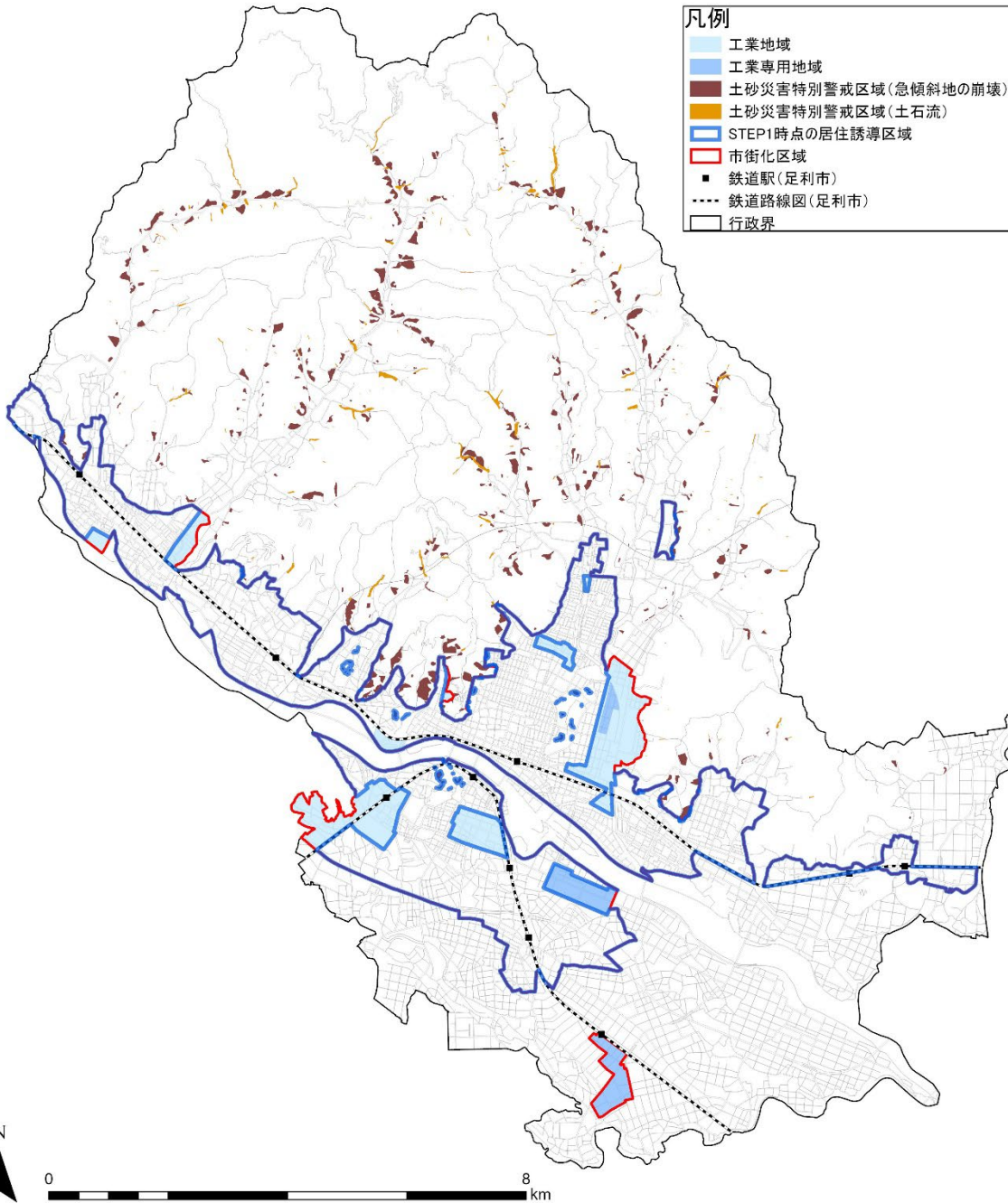


図 6-2 法制度上含まない地域を除外した図面

【STEP1】除外範囲の検討：災害リスクの高い地域を除外【計画規模(L1:1/100)】

- ・ 土砂災害警戒区域*は原則除外する。ただし、土地区画整理事業実施済みもしくは施行中箇所は除外しない。
- ・ 浸水想定区域* (L1) ※1 は浸水深 3m以上の地域は原則除外※2 する。

※1：L1（計画規模）とは、10～100年に1回程度想定される降雨規模。防災指針ではL1やその他の頻度（1/50、1/100）等での検討が求められているため、L1とL2のそれぞれの浸水想定区域を考慮して区域設定及びリスク低減の対策を検討する。

※2：浸水想定区域 3m以上のエリアは2階への垂直避難が難しいため誘導区域に含めない。

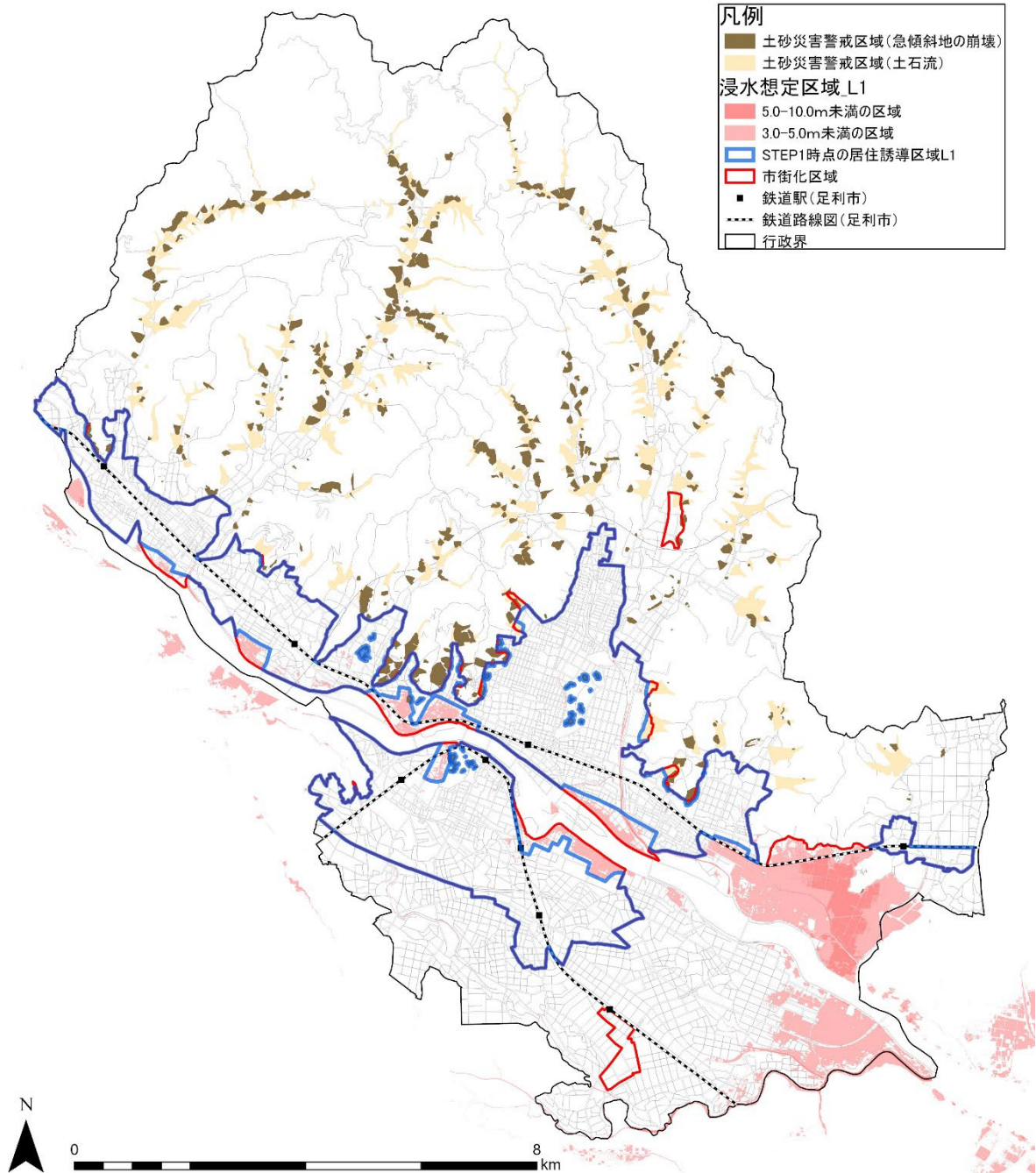


図 6-3 災害リスクの高い地域を除外した図面（浸水想定区域（L1）を考慮）

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

【STEP1】除外範囲の検討：

災害リスクの高い地域を除外【想定最大規模(L2:1/1,000程度)】

- ・ 土砂災害警戒区域*は原則除外する。ただし、土地区画整理事業実施済もしくは施行中箇所は除外しない。
- ・ 浸水想定区域* (L2) ※1は浸水深5m以上の地域は原則除外する。

※1：L2(想定最大規模)とは、1年間に1/1,000程度の確率で発生する降雨規模。防災指針ではL1やその他の頻度(1/50、1/100)等での検討が求められているため、L1とL2のそれぞれの浸水想定区域を考慮して区域設定及びリスク低減の対策を検討する。

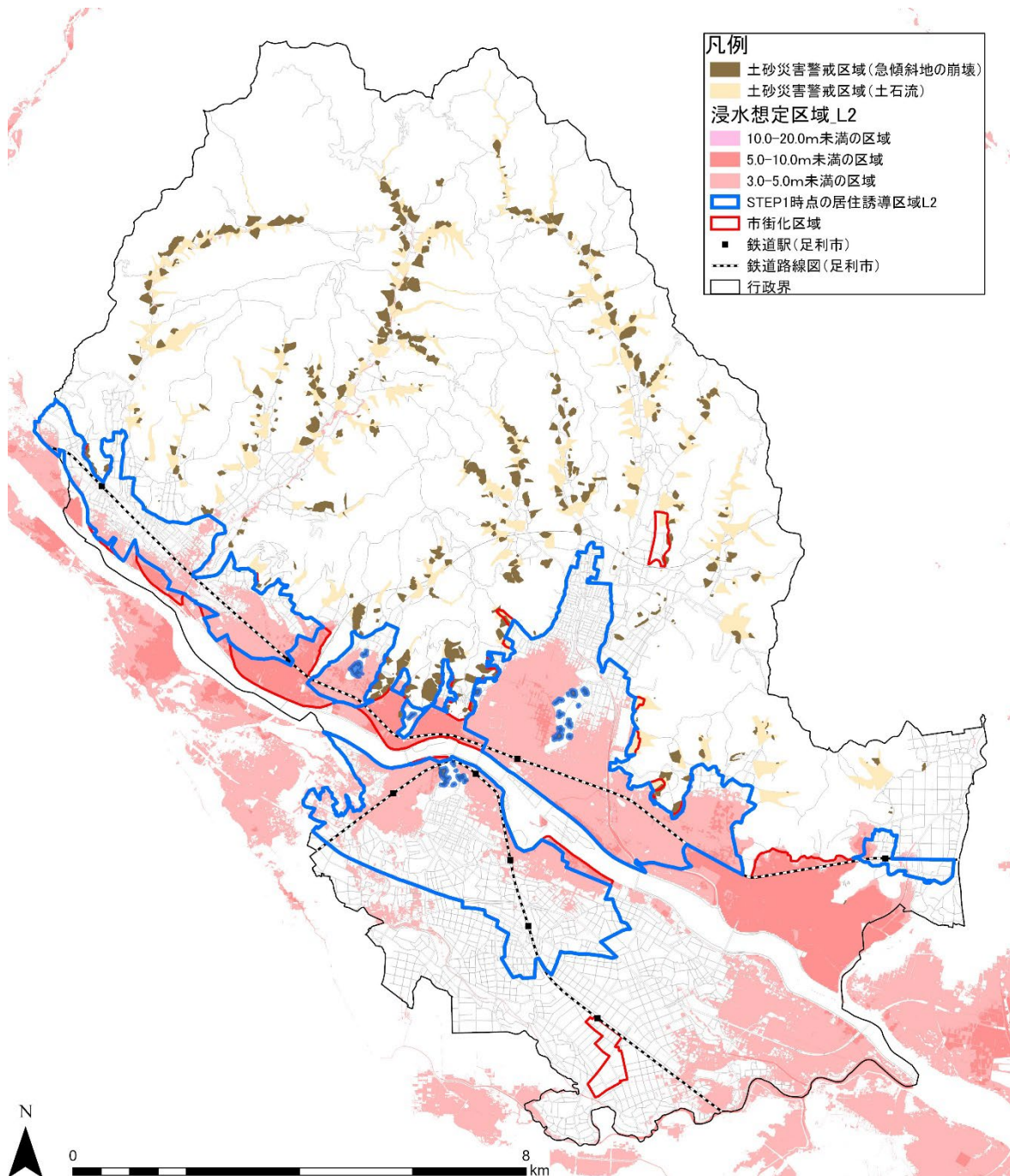


図 6-4 災害リスクの高い地域を除外した図面 (浸水想定区域 (L2) を考慮)

【STEP2】 ベースとなる区域の検討：居住可能な土地利用の範囲を抽出

- ・ 除外した区域を除き、現状居住している地域や居住のための建物用地（住宅用地）が存在する地域を中心に誘導区域に定めることが望ましいことから、住宅用地を居住可能な土地利用として抽出する。
- ・ ただし、風致地区である東山、浅間山及び明神山については、土地区画整理事業の実施済みもしくは施行中の地域を除き原則除外する。



図 6-5 土地利用現況

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

【STEP2】ベースとなる区域の検討：

土地区画整理事業*により良好な居住環境が創出されている地域の抽出

- 土地区画整理事業が施行中もしくは実施済により良好な居住環境が創出されている地域については、人口密度や都市機能の充実度を踏まえ、誘導区域に含めることを検討する。
- 足利インター・ビジネスパークについては、産業系用地の開発を目的とした土地区画整理事業のため、誘導区域に含めない。
- 上渋垂土地区画整理事業の A 地区については、地区計画で住宅の建築を制限しているため、誘導区域に含めない。

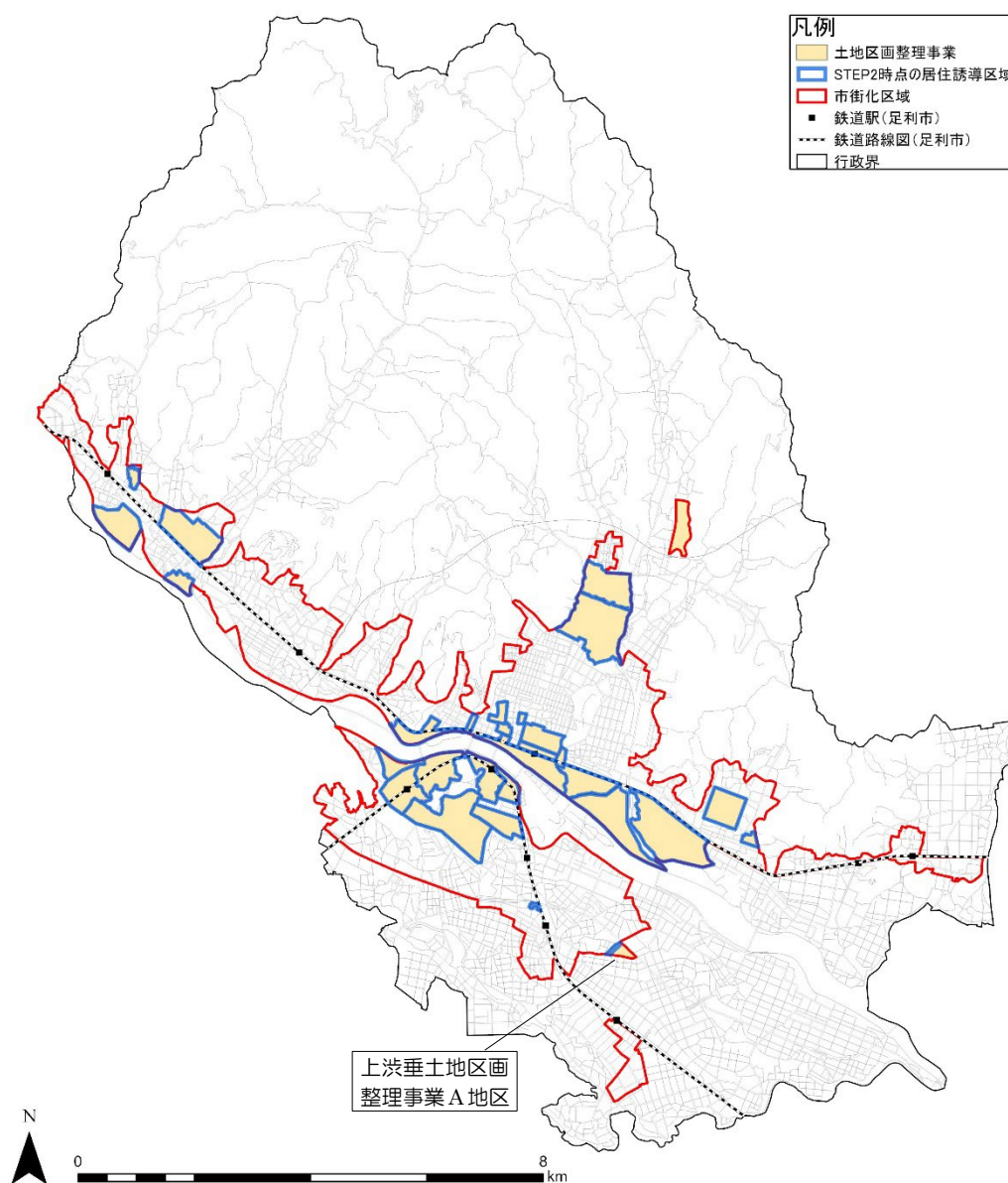


図 6-6 土地区画整理事業

【STEP2】ベースとなる区域の検討：身近な都市機能が充足している地域の抽出

- ・ 居住地周辺で身近に利便性を享受できるようにすべき機能を商業、医療、教育、子育てと定義し、これら4種の都市機能に対し徒歩圏（800m 圏内）※1が3種以上重なる範囲を身近な都市機能が充足している（生活利便性を確保できる）地域として抽出する。

※1：徒歩圏（800m圏内）について、都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局都市計画課）より整理

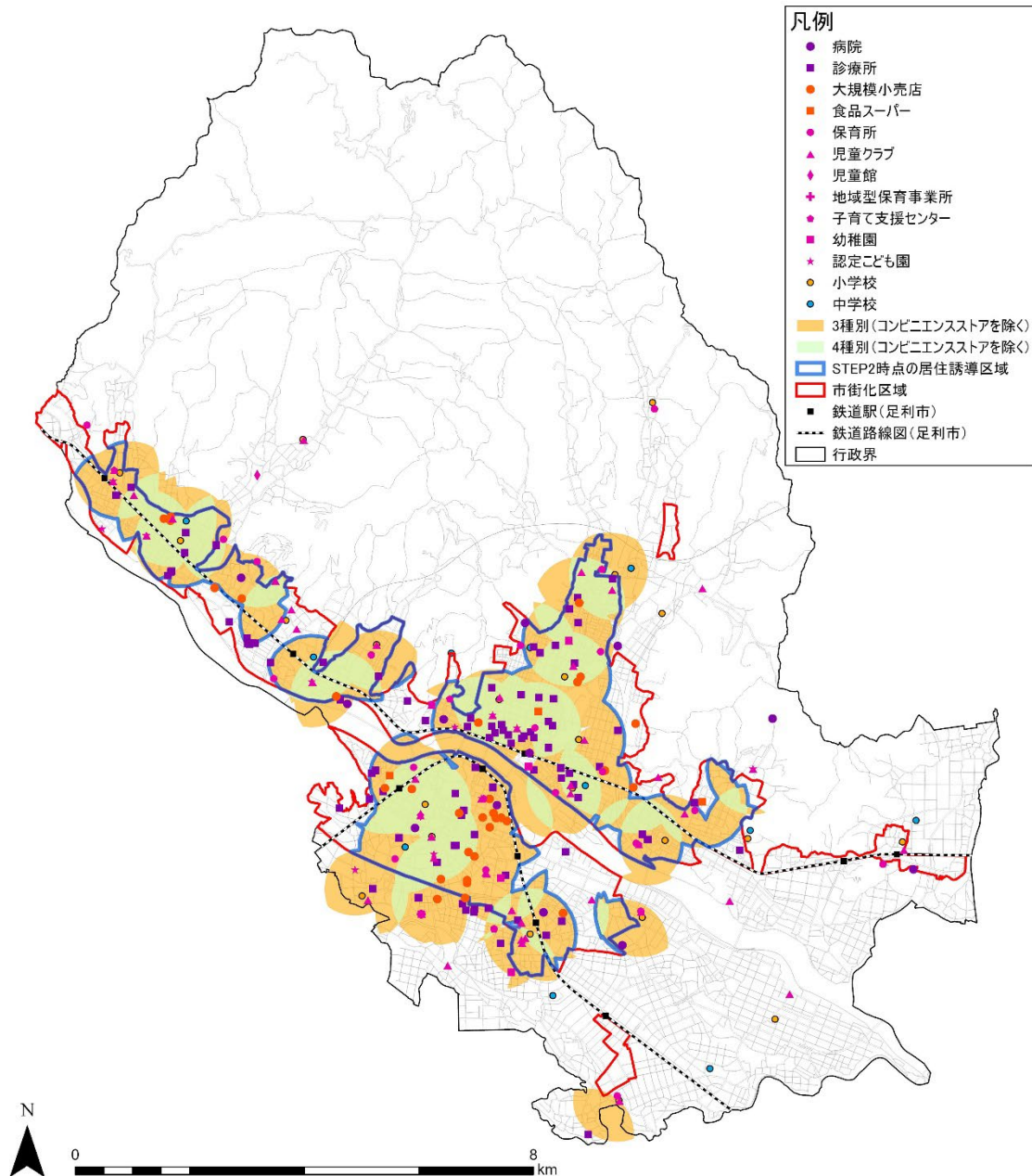


図 6-7 身近な都市機能の充足

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

【STEP2】 ベースとなる区域の検討：公共交通の利便性が高い地域の抽出

- 基幹的公共交通*（30本/日）圏や公共交通沿線地域（鉄道駅 800m 圏、バス停 300m圏）を抽出する。
- 公共交通沿線地域ではないが、誘導区域に含めることとなる地域については、今後策定予定の地域公共交通計画等により公共交通の利便性向上を目指す。

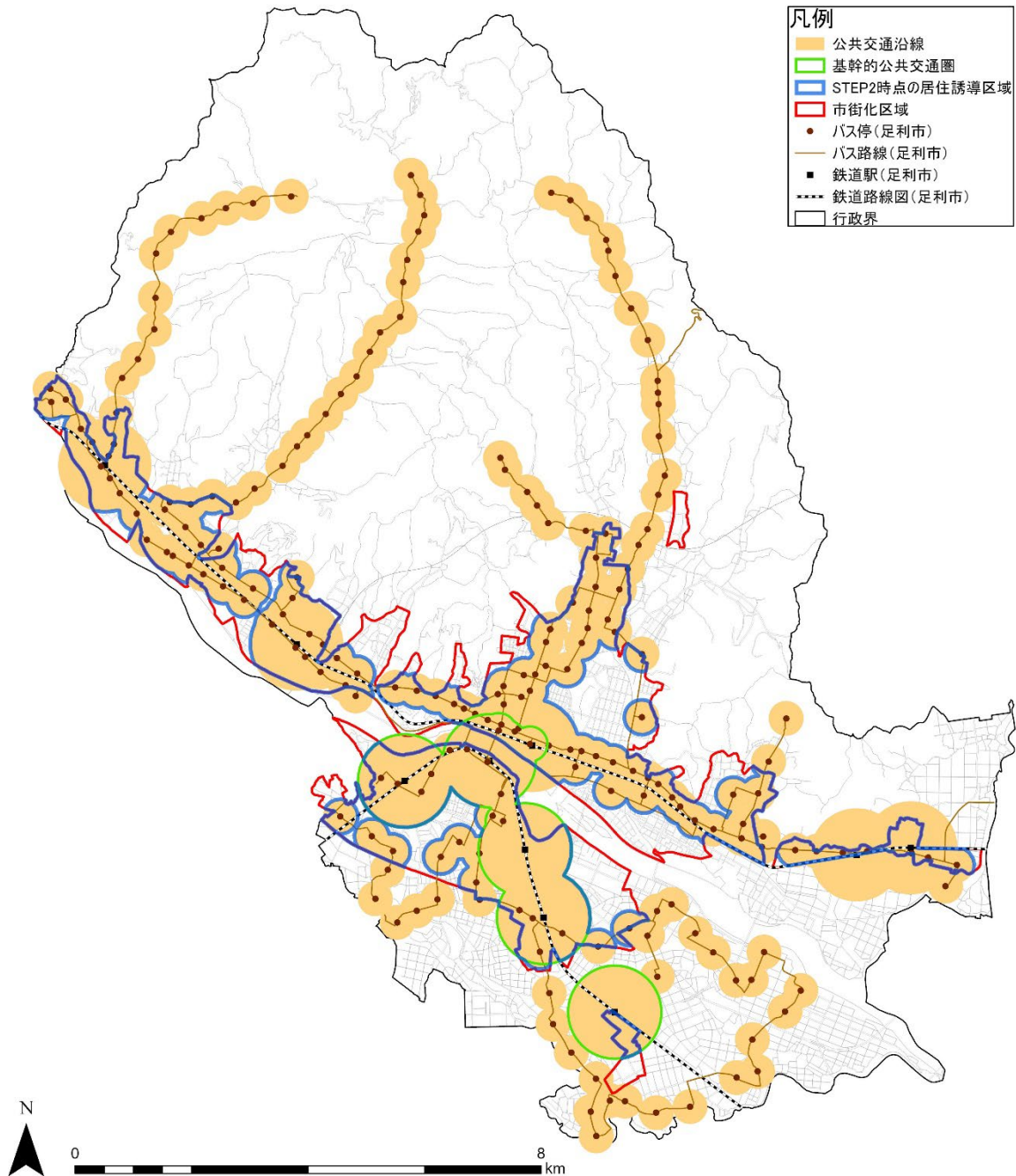


図 6-8 公共交通の利便性

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

【STEP2】 ベースとなる区域の検討：将来人口密度が一定以上見込める地域の抽出

- 将来人口密度（令和 27（2045）年）が 40 人/ha で、区域の連続性を担保できる範囲を抽出する。

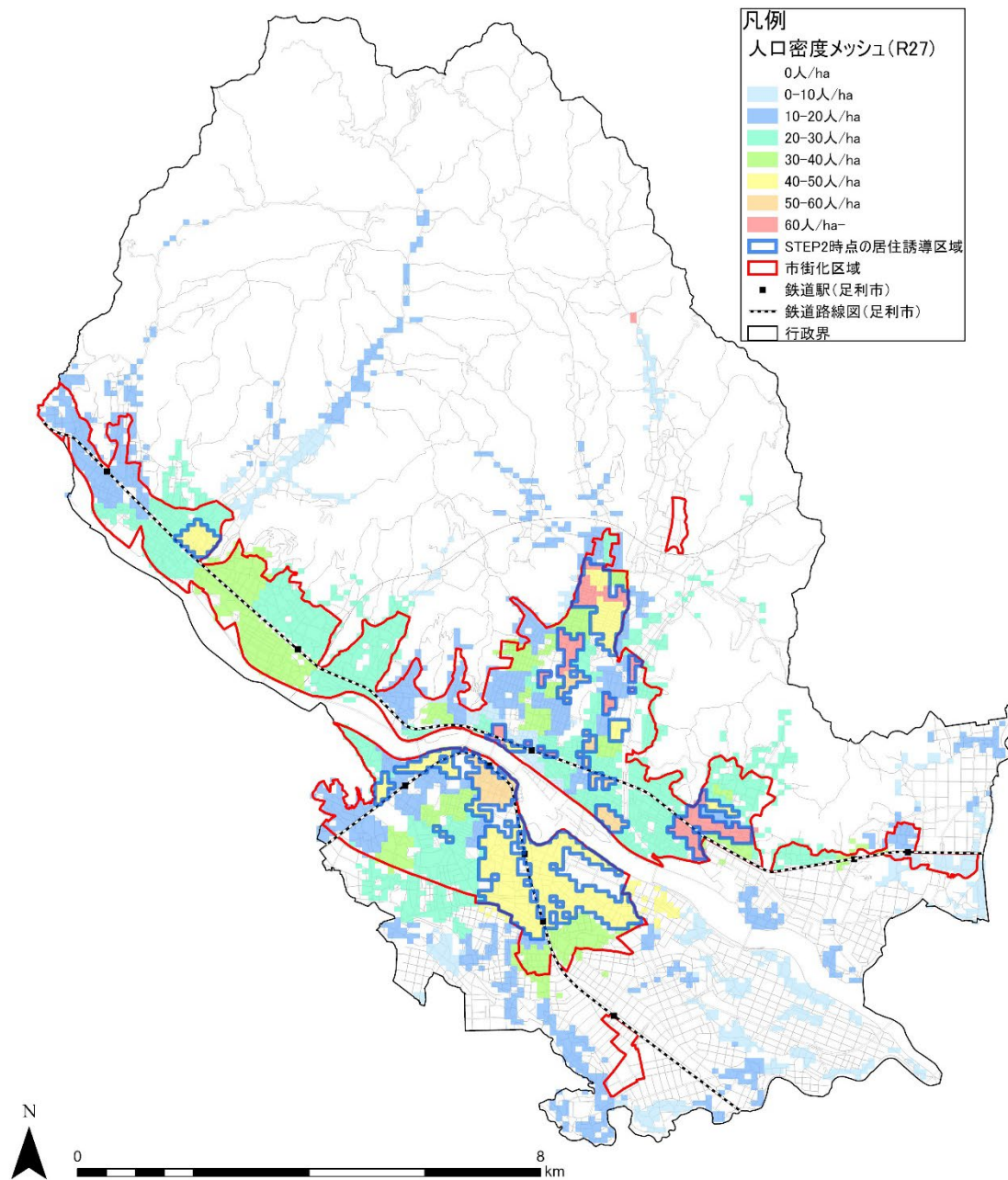


図 6-9 将来人口密度

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(2) 居住誘導区域の設定

【STEP3】個別調整を行い、地形地物に沿って区域を設定

- ・ 各地域間の比較、拠点ごとの実際の利便性、区域の連続性等を踏まえ個別調整し、区域を設定した。

(a) 全体

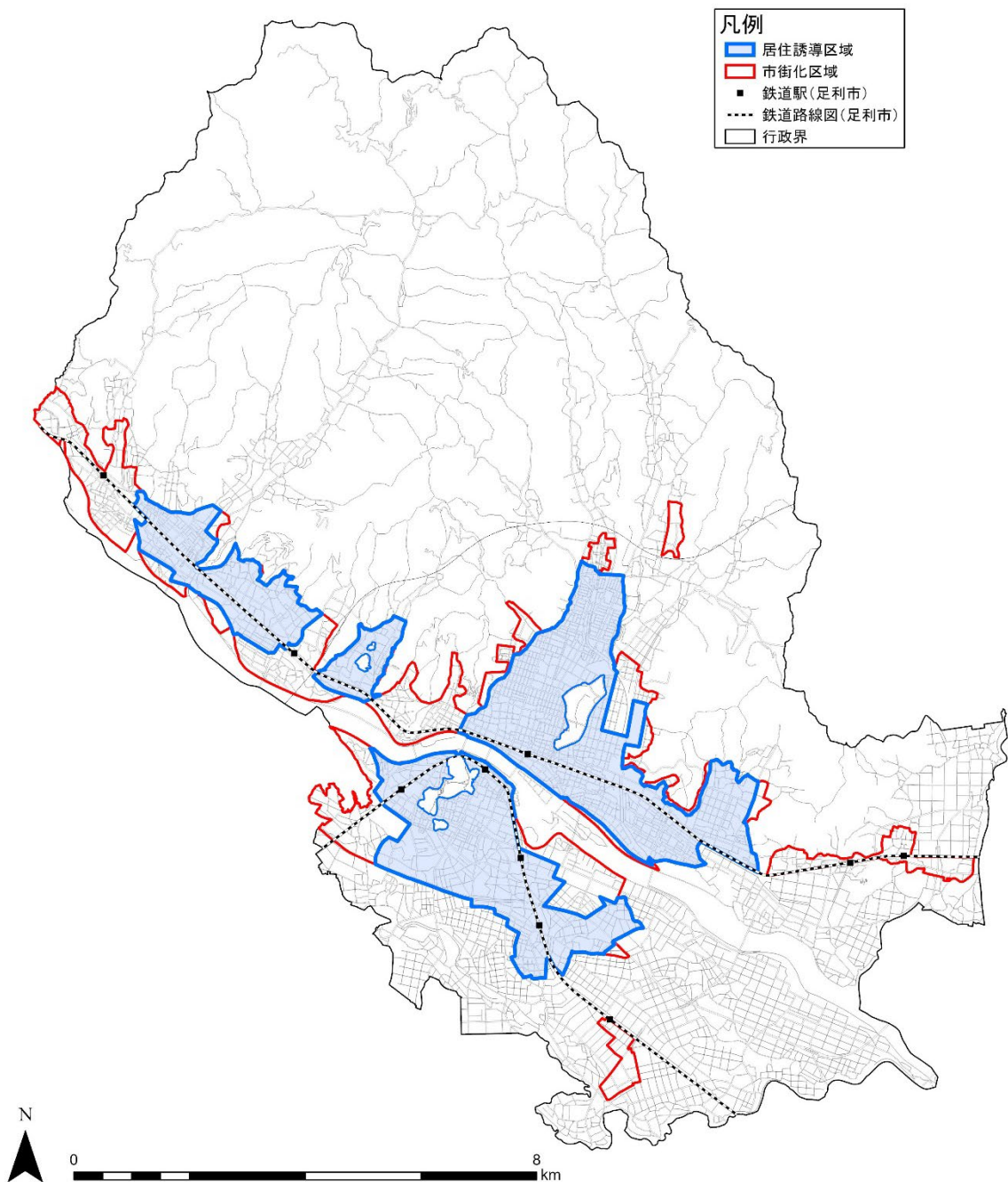


図 6-10 居住誘導区域 (全体)

① 立地適正化計画について
② 本市の現況・課題
③ 上位計画・関連
④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
⑥ 居住誘導区域の設定
⑦ 公共交通軸の設定
⑧ 誘導施策
⑨ 防災指針
⑩ 計画の評価・検証

(b) 葉鹿・山前・三重エリア

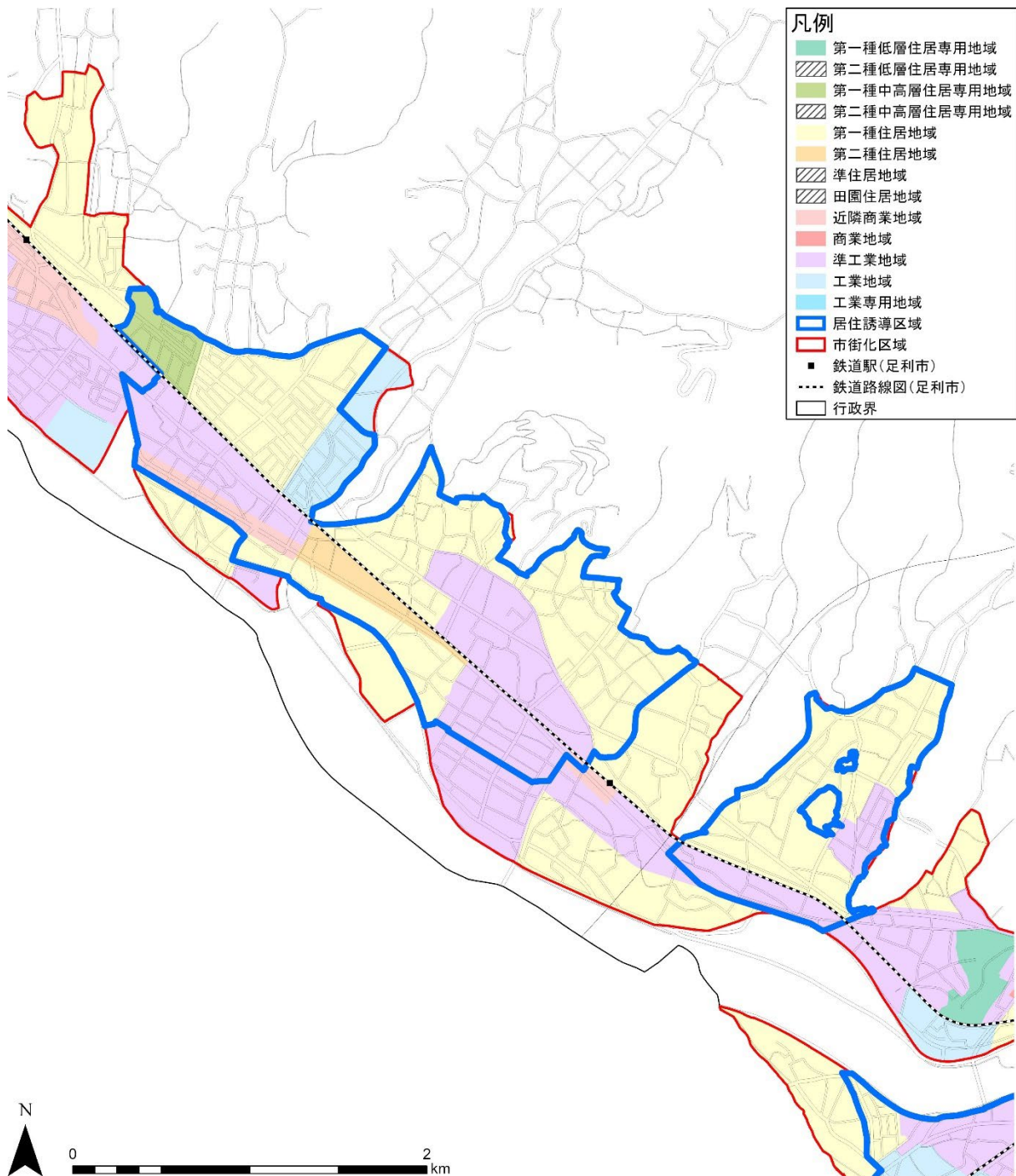


図 6-11 居住誘導区域（葉鹿・山前・三重エリア）

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(c) 足利中央・北郷・毛野エリア

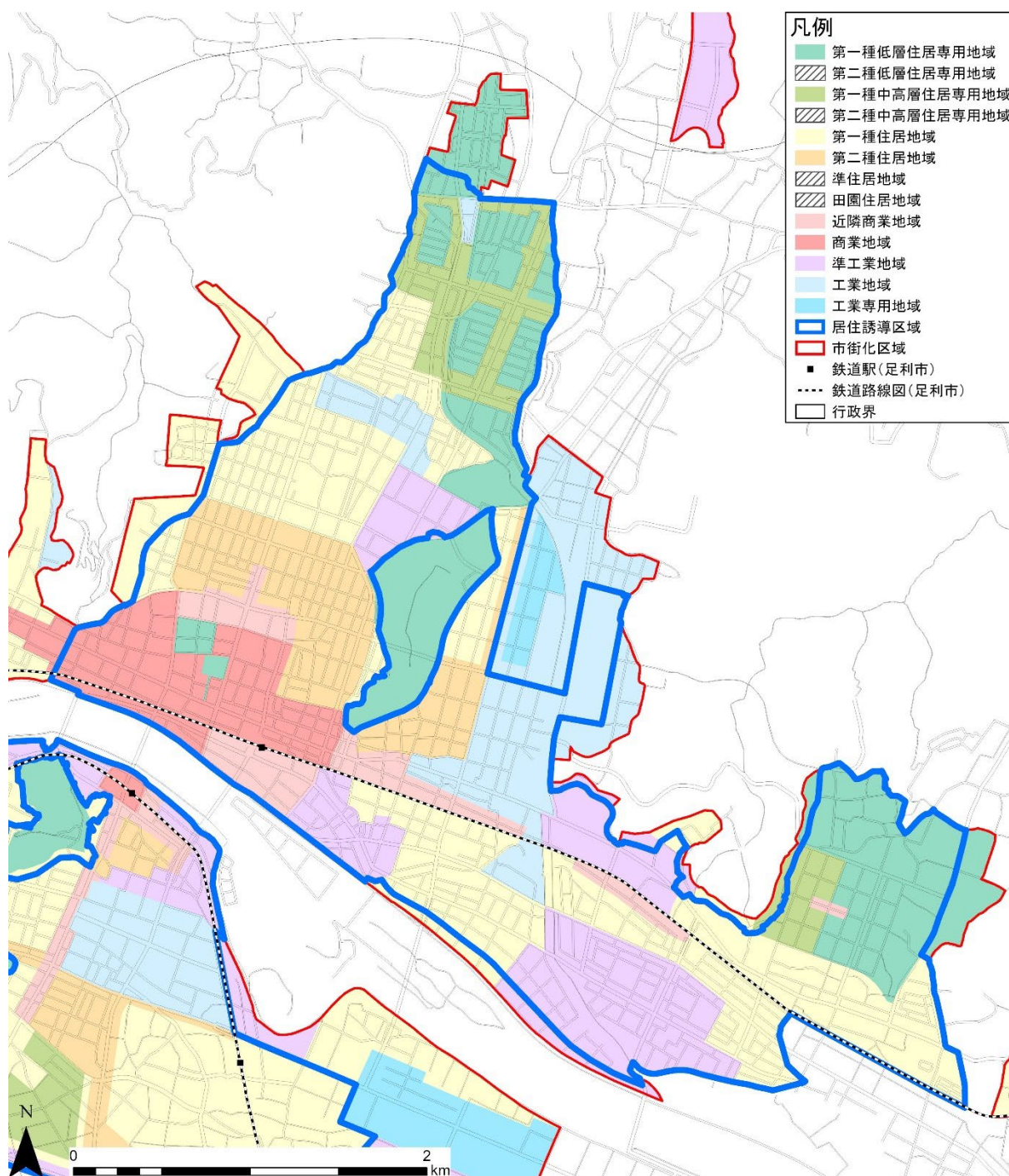


図 6-12 居住誘導区域（足利中央・北郷・毛野エリア）

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(d) 山辺・御厨・梁田エリア

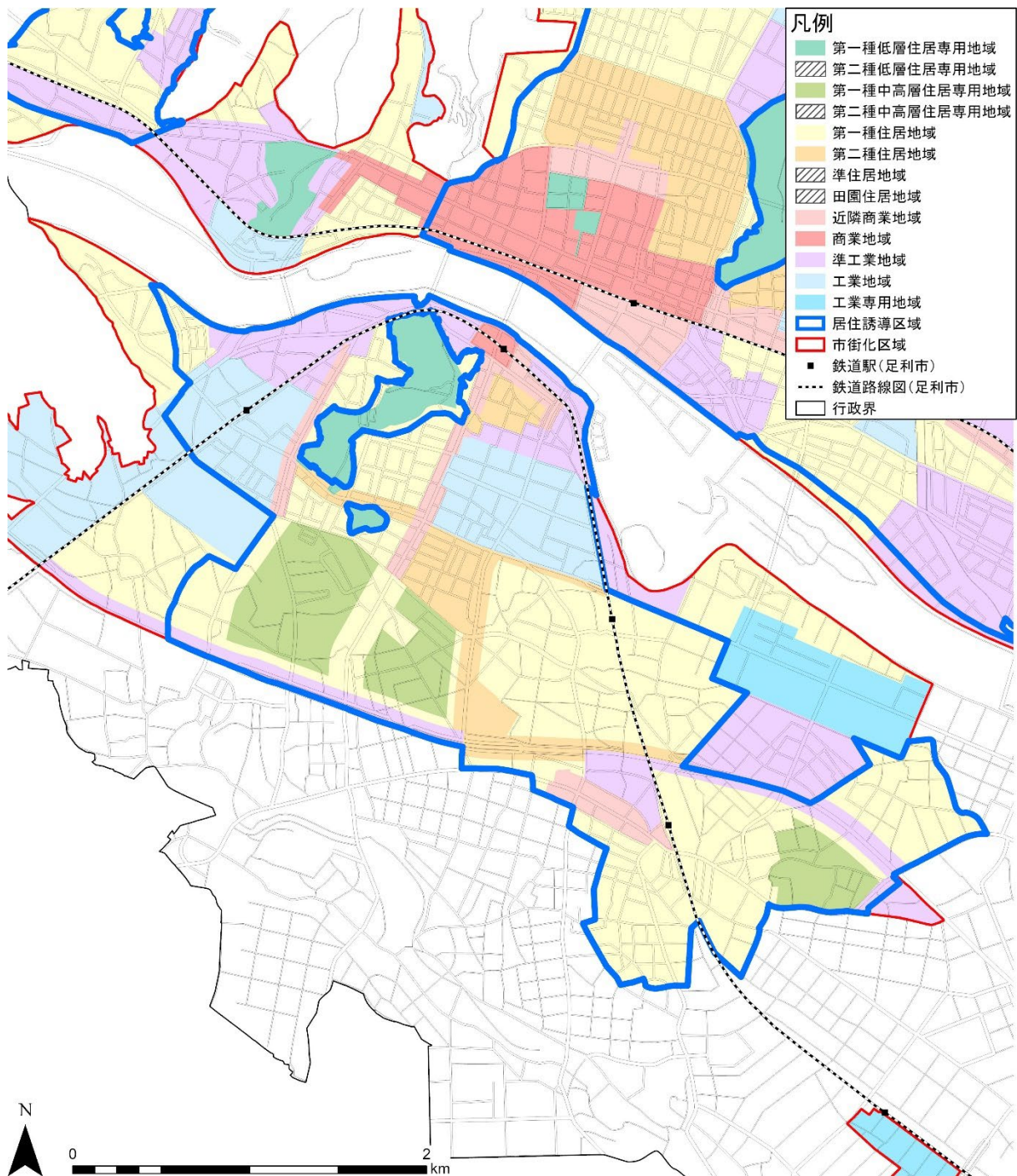


図 6-13 居住誘導区域（山辺・御厨・梁田エリア）

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(3) 誘導区域の設定

設定した都市機能誘導区域、居住誘導区域は以下になります。

都市機能誘導区域は 294ha で現在の市街化区域*面積の約 9%になります。また、居住誘導区域は 2,104ha で現在の市街化区域面積の約 66%になります。

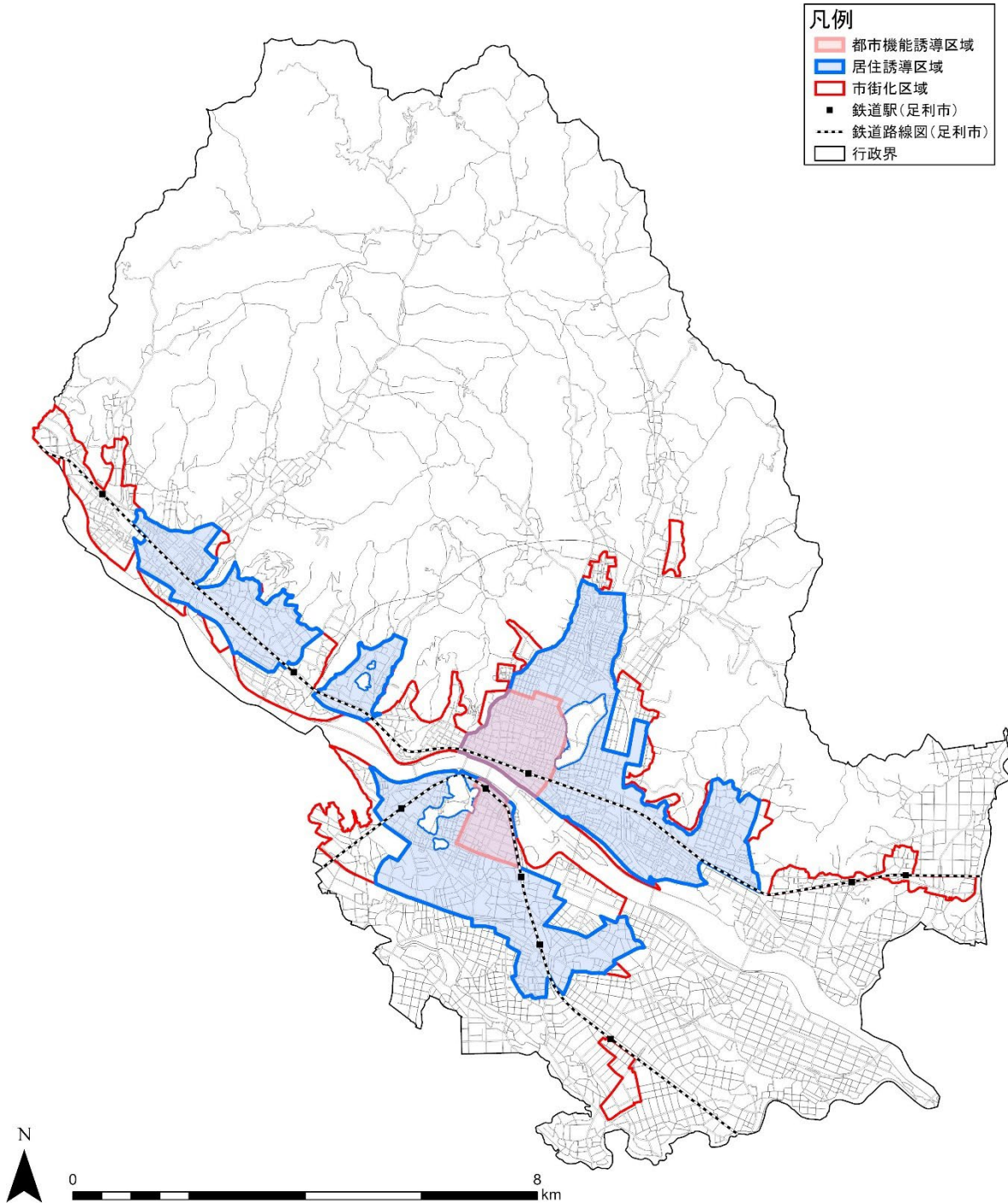


図 6-14 誘導区域の設定図

① 立地適正化計画について
② 本市の現状・課題
③ 上位・関連計画
④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
⑥ 居住誘導区域の設定
⑦ 公共交通軸の設定
⑧ 誘導施策
⑨ 防災指針
⑩ 計画の評価・検証

第3節. 居住誘導区域外の考え方

(1) 居住誘導区域外の考え方

立地適正化計画で定める居住誘導区域は、区域外における居住を制限したり、区域内への移転を強制したりするものではなく、新たに転入する人等を中心に、日常生活に必要な都市機能や公共交通を維持された地域への居住を緩やかに誘導することを目的としています。今後も居住誘導区域外の地域に対して主に以下の取組を継続して実施していきます。

なお、今後もこれまで通りの土地利用が可能ですが、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築行為等を行う場合は、市への届出が必要になります。

■居住誘導区域外に対する取組（例）	
①コミュニティの維持	【対象：居住誘導区域外の都市計画区域*内】
<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域外の集落地については、生活道路の補修など集落環境の維持を図り、コミュニティを維持する。 	
②災害ハザードエリア*における避難行動の周知の徹底	【対象：居住誘導区域外の都市計画区域内】
<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域外の浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の災害の恐れがある区域についても、居住誘導区域と同様に、ハザードマップの周知、避難訓練の実施等により、住民等の適切な避難行動の周知を図る。 	
③居住誘導区域の見直し	【対象：居住誘導区域外の市街化区域内】
<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の変化や公共交通の利便性の変化等により、今後生活利便性が向上する地域においては居住誘導区域への編入を検討する。 	




■届出の対象となる一定規模以上の開発・建築行為		
3戸以上の住宅の建築目的の開発行為、住宅新築	1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	3戸以上の住宅への改築、用途変更
		

図 6-15 届出の対象となる一定規模以上の開発・建築行為

(2) 市街化調整区域*の方針

都市計画マスタープラン等で定める方針に基づき、市街化調整区域内の集落地については、生活道路等の都市施設の修繕など地域コミュニティの維持のための取組を実施します。

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第7章. 公共交通軸の設定

第1節. 公共交通に関する基本的な考え方

鉄道やバス路線等の公共交通は、「コンパクト・プラス・ネットワーク*」の“ネットワーク”を分担するものであり、本計画を推進する上で重要な要素となります。

都市計画運用指針や立地適正化計画作成の手引きでは、公共交通等の基本的な考え方として、以下が挙げられています。

◆公共交通等の基本的な考え方

- 多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進するためには、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定、居住誘導区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保する必要がある。
- このため、交通事業者等の関係者と連携のもと、公共交通、徒歩、自転車等に関する交通施設の整備等について総合的に検討し、居住の誘導のために講ずべき公共交通の確保等の施策を立地適正化計画に記載することが望ましい。

※都市計画運用指針（第11版）より抜粋

◆基幹的な公共交通軸のイメージ

	公共交通軸の特性	対象となる公共交通路線の考え方
基幹的な公共交通軸	中心拠点を中心に地域/生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する軸	<ul style="list-style-type: none"> 一定以上のサービス水準を有する路線であり、一定の沿線人口密度があり、かつ公共交通政策でも主要路線として位置づけられるなど、サービス水準の持続性が確保されると見込まれる路線 中心拠点と地域/生活拠点、各拠点と居住を誘導すべき地域とを結ぶ路線

※立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局）より抜粋

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

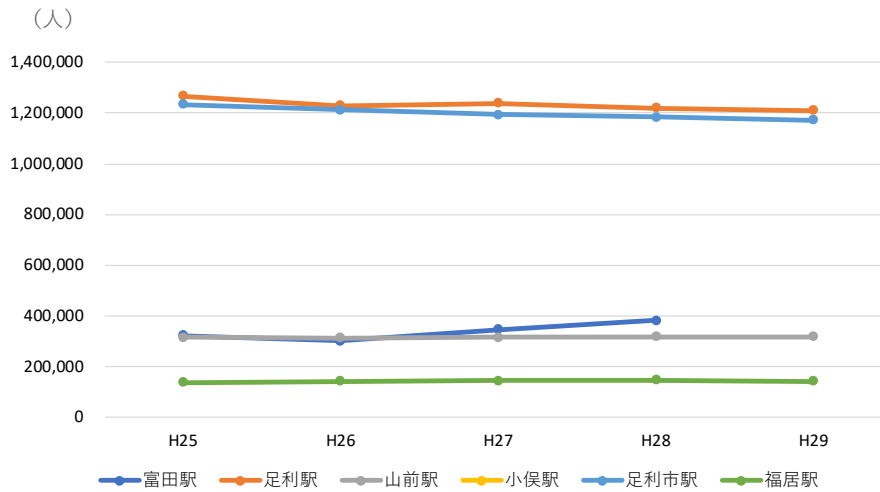
⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第2節. 公共交通の現況・課題

(1) 鉄道利用者数の推移

鉄道利用者数の推移をみると、足利駅及び足利市駅では年間約120万人が利用しており、平成25(2013)年以降ほぼ横ばいで推移しています。



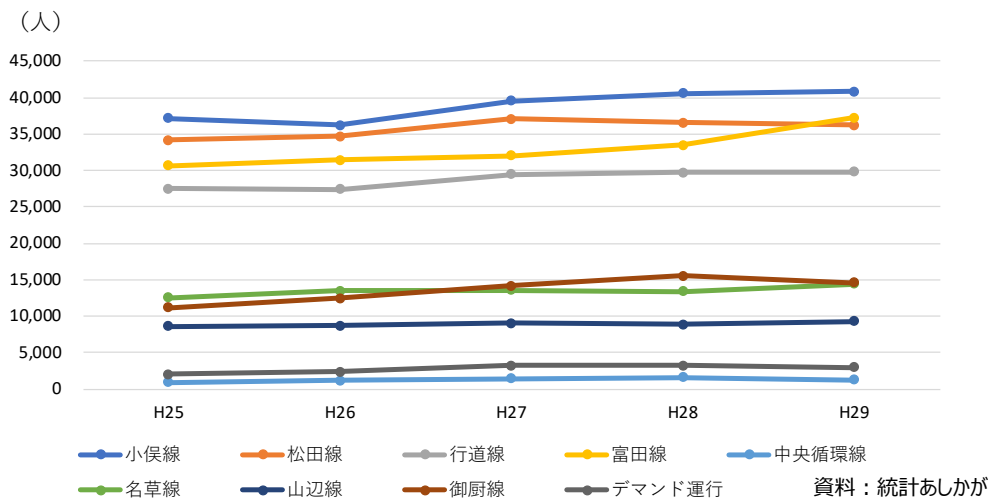
資料：統計あしかが

※平成27(2015)年度以降のJR両毛線は、東日本旅客鉄道(株)ホームページ『各駅の旅客人員』から、一日の乗車人員を日数で乗じ、足利市で算出したもの。小俣駅及び平成29(2017)年度の富田駅は数値が公表されていない。

図 7-1 鉄道利用者数の推移

(2) 生活路線バス利用者数の推移

生活路線バス(アッシー)利用者の数推移をみると、小俣線では年間約4万人が利用しており、全体的に利用者数は増加傾向にあります。



資料：統計あしかが

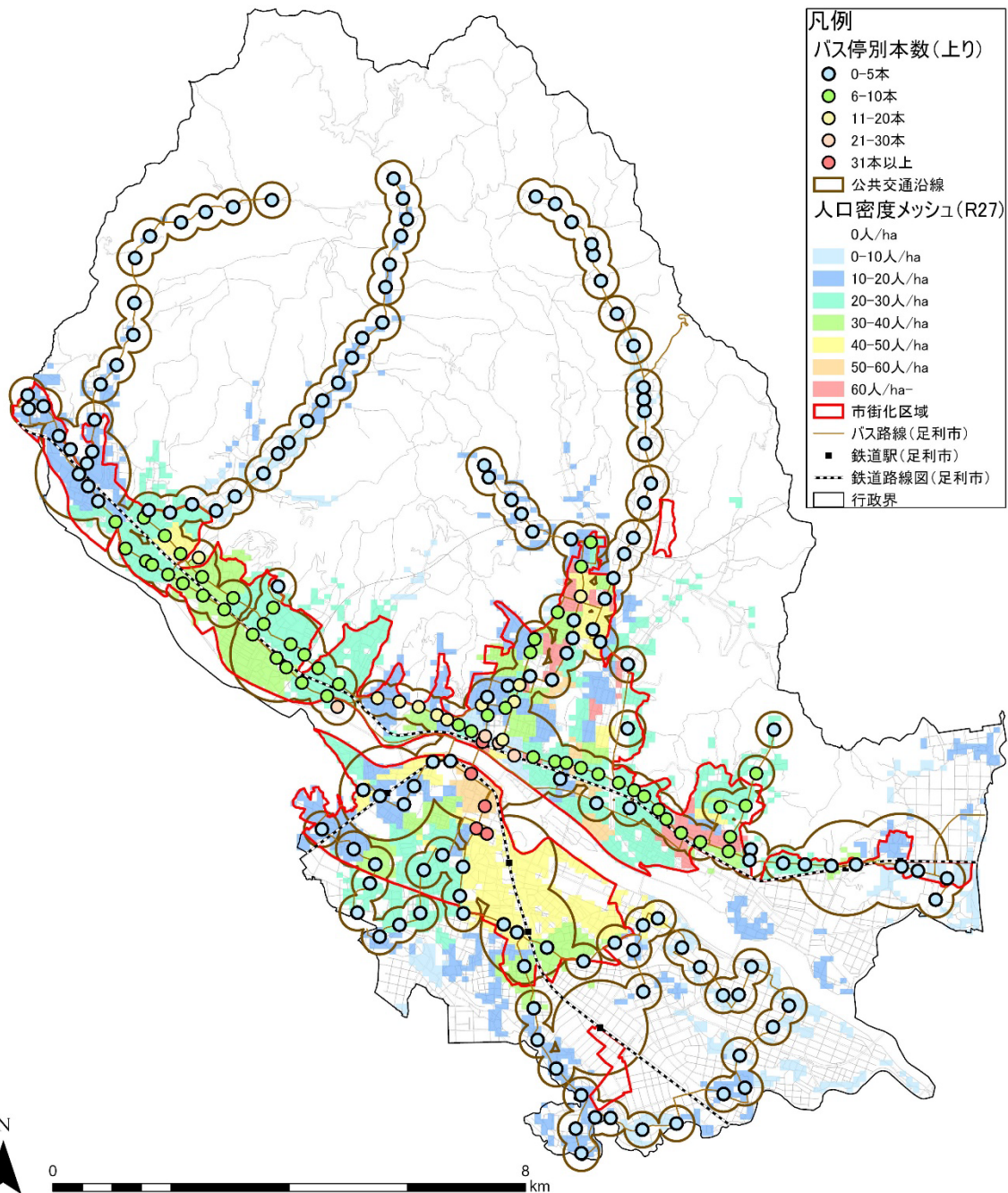
図 7-2 生活路線バス利用者数の推移

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(3) 公共交通徒歩圏*と人口密度

市街化区域*内の公共交通（鉄道・バス）は、一部区間を除いて概ねカバーされていますが、運行本数が5本/日に満たないエリアが多く存在しています。

また、公共交通がカバーされているエリアも、今後人口減少が予想されています。



資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」を用いて作成

図 7-3 公共交通徒歩圏と人口密度（令和 27(2045)年）

(4) 現況と課題

公共交通の現況整理を踏まえて、公共交通に関する課題を以下の通り整理しました。

表 7-1 現況と課題の整理

現状と問題点	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化率上昇により、自動車の運転が困難な層の増加が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通を中心とした利便性の高いまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の公共交通利用者は増加傾向にあっても、今後のさらなる人口減少に伴い、今よりもさらに公共交通需要が増加しなければ公共交通の維持が難しくなるなどが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通サービスの維持や運行の効率化・最適化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 足利駅及び足利市駅は、本市の重要な交通結節点*であり、中心拠点に位置付けられている地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足利駅及び足利市駅間における公共交通サービスの連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート結果より、市民からは適切な運行本数の設定や便数の充実が求められている。 ・ 路線バスの運行本数が 5 本/日に満たないエリアが多く存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通サービスの充実や車両保有台数の増加
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域*内の公共交通（鉄道・バス）は、一部区間において空白地域が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通空白地域の解消

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位計画・関連

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第3節. 公共交通軸の設定

中心拠点や地域拠点において居住誘導区域に位置付けられた地域を中心に、鉄道及び生活路線バスが連携した公共交通サービスの充実により、利便性の高い広域公共交通軸を構築します。特に、本市の中心拠点である河北地域（足利駅）及び河南地域（足利市駅）間における地域公共交通サービスの連携を強化します。

なお、本市における鉄道網としては、JR 両毛線及び東武伊勢崎線が東西の公共交通軸となっていますが、交通結節点*となる鉄道駅については人口密度及び都市機能の充足度の関係や災害リスクにより、誘導区域に含まれない鉄道駅もあります。

そのため、短、中期的には誘導区域内から鉄道駅までの交通手段として、生活路線バスなどによる強化を図りつつ、長期的には誘導区域内へ鉄道駅の新設等を検討します。

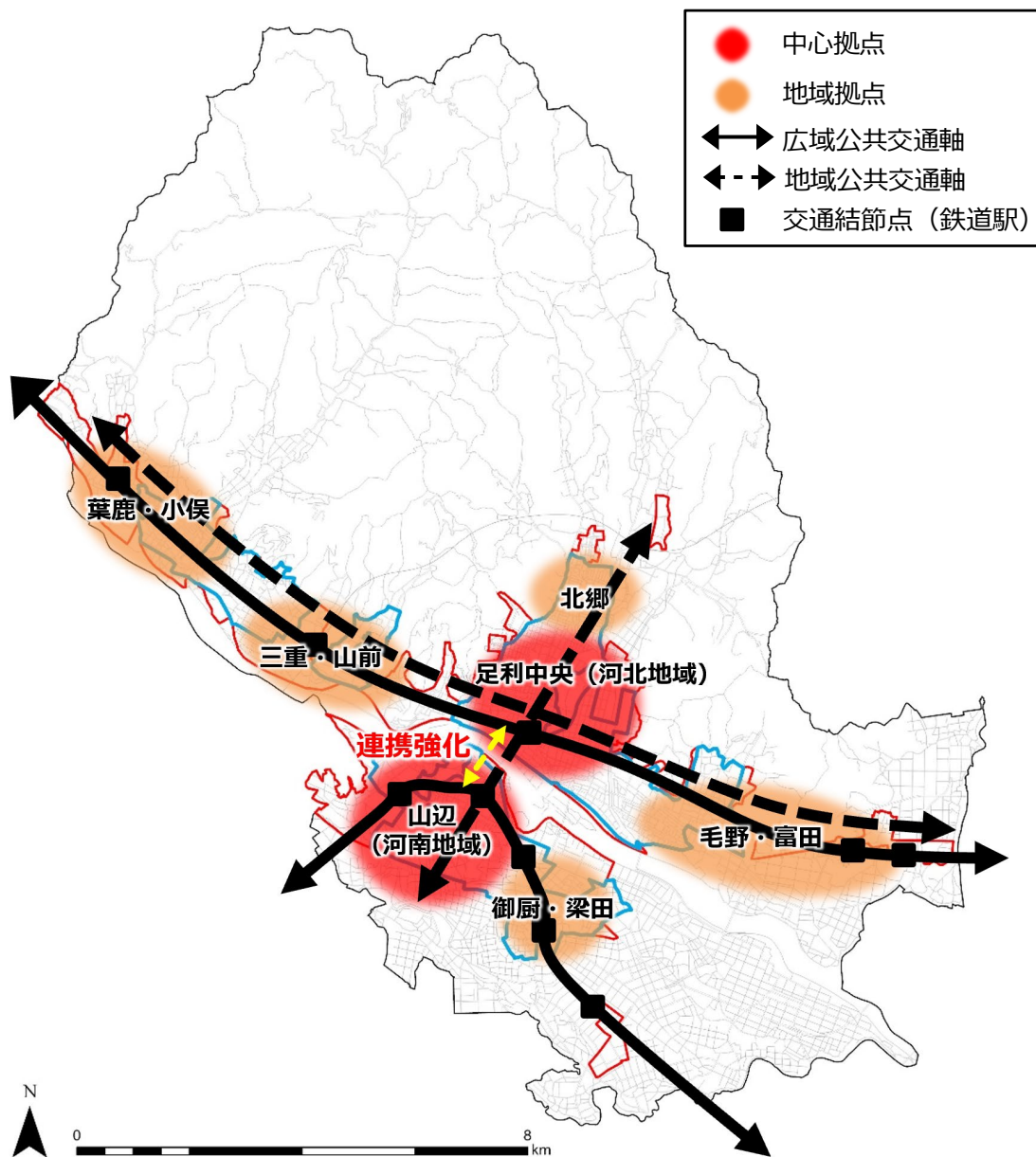


図 7-4 公共交通軸の設定

① 立地適正化計画について
 ② 本市の現況・課題
 ③ 上位・関連計画
 ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
 ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
 ⑥ 居住誘導区域の設定
 ⑦ 公共交通軸の設定
 ⑧ 誘導施策
 ⑨ 防災指針
 ⑩ 計画の評価・検証

第8章. 誘導施策

第1節. 誘導施策の体系

誘導施策は本市が抱える課題を解決するために、前章までに設定した都市機能誘導区域及び居住誘導区域を踏まえ、まちづくりの方針（ターゲット）の実現に向け「都市機能誘導に係る施策」、「居住誘導に係る施策」、「公共交通に係る施策」を位置付け、取り組むことで、都市のサービス水準や人口密度の維持・向上を図り、魅力あるまちづくりを実現します。

(1) 都市機能誘導に係る施策

人口密度が低下すると、都市機能の維持が困難になり、市民サービスの質が低下するおそれがあります。

そこで、散在する都市機能を拠点へと集約することでサービス水準を維持するとともに、都市機能の集積による賑わいあるまちなかを創出するため、各都市機能誘導区域（足利中央地区及び山辺地区）の特色に合わせ、誘導方針のもと都市機能を維持・誘導するための施策を設定しました。これらの施策を講じていくことで、都市機能誘導区域内における定住人口の保持や、魅力の向上を図ります。

なお、都市機能誘導施設の老朽化の状況や、人口動態の実測値と予測値との差異による利用者数の変化に対応するため、おおむね5年毎に評価・検証を行うとともに社会情勢の変化も考慮し、適宜施策の改訂を実施していきます。

(2) 居住誘導に係る施策

人口密度が低下すると、都市機能や公共交通等に影響を及ぼし、地域における文化やコミュニティが希薄化するとともに生活利便性及び賑わいが低下するおそれがあります。

本市では将来を見据え、現在の行政サービスの維持・向上及び賑わいの創出を図るために、災害リスク、都市機能の充足度、公共交通の利便性、将来人口密度等を考慮し設定した居住誘導区域への人口の維持・誘導が図られるよう施策を設定しました。

なお、人口動態については実測値と予測値との間に差異が生じる可能性があるため、おおむね5年毎に評価・検証を行うとともに社会情勢の変化も考慮し、適宜施策の改訂を実施していきます。

また、誘導区域内へ効果的な居住の誘導を図るため、各施策について、誘導区域内における段階的な優遇制度（インセンティブ等）を検討していきます。

(3) 公共交通に係る施策

今後人口動態の変化に伴う移動需要の変化やコンパクト・プラス・ネットワーク*の考え方のもと、公共交通の利便性及び回遊性を向上させるため、バスルートの維持・再編や交通結節点*までのアクセス性の強化を図り、公共交通の利用を促進する必要があります。

JR 両毛線及び東武伊勢崎線、生活路線バス「あしバスアッシー」を軸とした利便性の高い公共交通サービスの提供や、更なる利用促進が図られるよう公共交通に係る施策を設定しました。

なお、公共交通利用率や人口動態については実測値と予測値との間に差異が生じる可能性があるため、おおむね5年毎に評価・検証を行うとともに社会情勢の変化も考慮し、適宜施策の改訂を実施していきます。

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

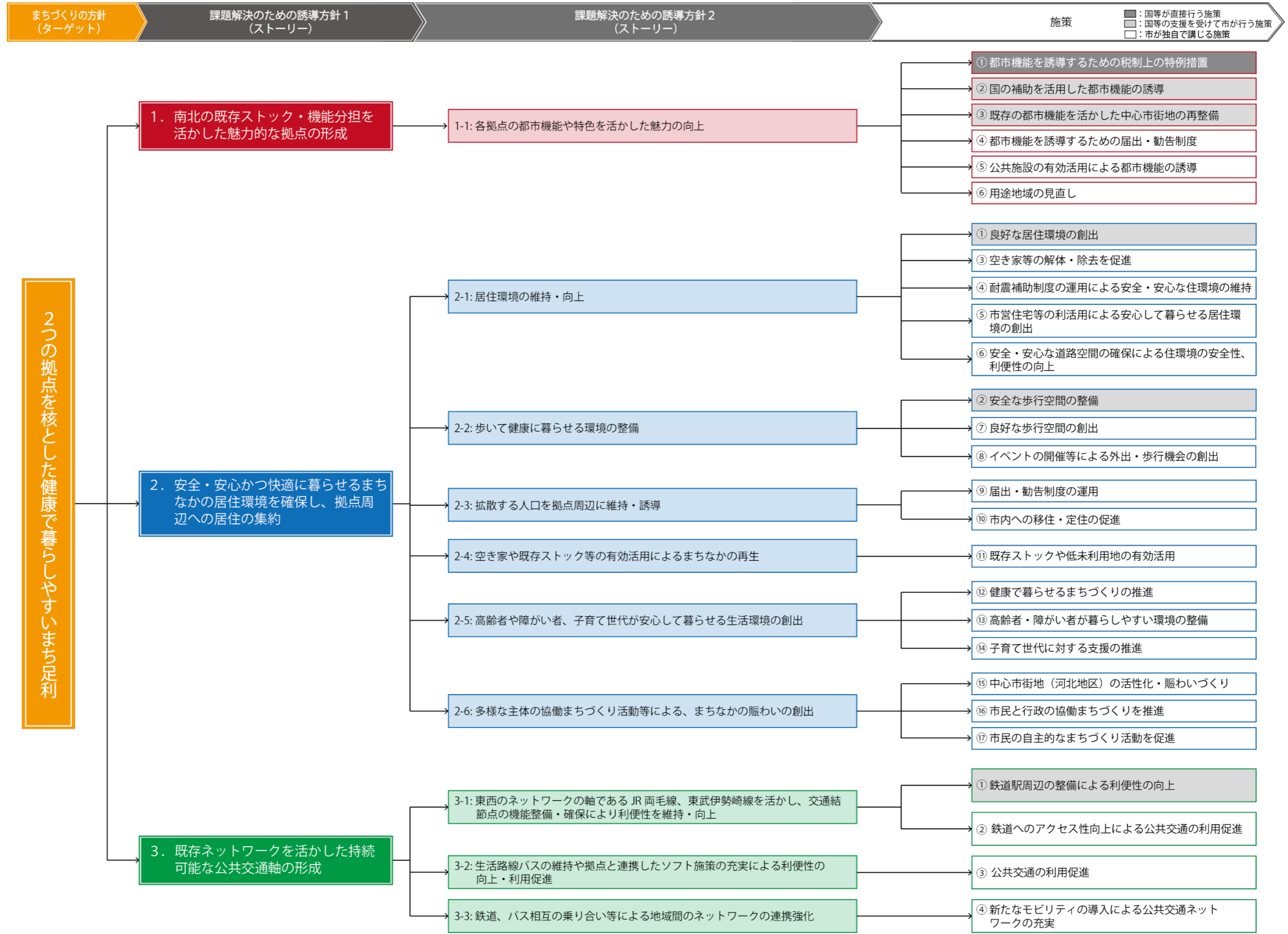


図 8-1 誘導施策体系図

① 立地適正化計画について

② 課題 本市の現況・計画

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第2節. 都市機能誘導に係る施策

(1) 国等が直接行う施策

都市機能の誘導に係る施策のうち、国等が直接行う施策について、以下の通り位置付けます。

誘導方針1	南北の既存ストック・機能分担を活かした魅力的な拠点の形成	
1-1:各拠点の都市機能や特色を活かした魅力の向上		
施策	具体的な内容	所管課
① 都市機能上の特例措置	①-1. 誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例 都市機能の導入事業（民間誘導施設等整備事業計画）に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対し課税の特例措置を行います。	都市建設部 都市計画課
	①-2. 都市再生推進法人等に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例 立地適正化計画に係る取組に参画する都市再生推進法人に対して、土地等を提供した場合、課税の特例措置を行います。	都市建設部 都市計画課

(2) 国等の支援を受けて市が行う施策

都市機能の誘導に係る施策のうち、国等の支援を受けながら市が行う施策について、以下の通り位置付けます。

誘導方針1	南北の既存ストック・機能分担を活かした魅力的な拠点の形成	
1-1:各拠点の都市機能や特色を活かした魅力の向上		
施策	具体的な内容	所管課
② 国の補助を活用した都市機能の誘導	②. 都市構造再編集中支援事業の活用による都市機能の誘導を促進 都市構造再編集中支援事業とは、立地適正化計画に基づき、市町村等が行う一定期間内（おおむね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的としています。 対象区域は「都市再生整備計画区域」で、都市機能誘導区域内における事業では、誘導区域外よりも高い補助を受けることができます。	事業担当課
	③. 土地区画整理事業等の実施による居住空間の再編 既存の都市機能が多く立地している中心都市街地においては、モータリゼーションの進展と、これに伴う商業施設や住宅等の郊外化などにより、居住人口の減少や空き店舗の増加などが進んでいます。 土地区画整理事業等の実施により、道路、公園等の公共施設の再整備及び街区の再編を行い、未利用地の有効活用を促し、都市機能の誘導や都市機能を活用する人の流入を促進します。 ○施行中の事業 ・大日西土地区画整理事業 ・中央土地区画整理事業 ・大日西住宅市街地総合整備事業	都市建設部 市街地整備課

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(3) 市が独自で講じる施策

都市機能の誘導に係る施策のうち、市が独自で行う施策について、以下の通り位置付けます。

誘導方針1	南北の既存ストック・機能分担を活かした魅力的な拠点の形成	
1-1:各拠点の都市機能や特色を活かした魅力の向上		
<p>④ 都市機能を誘導するための届出・勧告制度</p>	<p>④. 都市機能を誘導するための届出・勧告制度</p> <p>市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するために、都市機能誘導区域外で以下の開発行為等を行う場合には、原則として開発行為等に着手する 30 日前までに、市長への届出が必要です。</p> <p>対象行為</p> <p>【開発行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域外で、誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 <p>【開発行為以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域外で、誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 都市機能誘導区域外で、建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 都市機能誘導区域外で、建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 <p>市が都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止を事前に把握するために、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、誘導施設を休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに、市長への届出が必要です。</p> <p>(都市再生特別措置法第 108 条、第 108 条の2)</p> <div data-bbox="454 1093 1204 1377" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 誘導施設を誘導区域外に設置する場合などは、届出制度の対象となる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>届出の対象エリア</p> <p>計画区域 = 都市計画区域</p> <p>都市機能誘導区域</p> <p>居住誘導区域</p> <p>届出の対象エリア (都市機能誘導区域外)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>届出の対象となる行為の例</p> <p>① 開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 <p>② 建築等行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築・用途変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 <p>③ 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止・廃止しようとする場合</p> </div> </div> </div> <p>(出典：国土交通省資料を基に作成)</p>	<p>都市建設部 都市計画課</p>
⑤ 公共施設の有効活用による都市機能の誘導	<p>⑤-1. 市民会館の移転による既存ストックの機能を集約</p> <p>閉館した市民会館の移転・整備に伴い、既存ストックの機能の集約化を進め、市民サービスの維持・向上を図ります。</p>	<p>総合政策部 総合政策課・ 公共施設整備課、 教育委員会 事務局文化課</p>
⑤ 公共施設の有効活用による都市機能の誘導	<p>⑤-2. 足利市立図書館の長寿命化・複合化</p> <p>建築から 40 年以上経過し各種設備等の老朽化が進行していることから、中期（令和 8（2026）年～令和 17（2035）年）の期間までに長寿命化のための改修工事もしくは周辺施設との複合化を検討し、恒久的に市民から利用される図書館を目指します。</p>	<p>総合政策部 総合政策課・ 公共施設整備課、 教育委員会 事務局市立図書館</p>
⑥ 用途地域の見直し	<p>⑥. 商業系用途の立地に適した用途地域の見直し</p> <p>都市機能誘導区域内で商業機能に係る誘導施設の立地を想定する地域については、商業系用途地域への見直しを行い、土地・空間の有効活用を図ります。</p>	<p>都市建設部 都市計画課</p>

第3節. 居住誘導に係る施策

(1) 国等の支援を受けて市が行う施策

居住の誘導に係る施策のうち、国等の支援を受けながら市が行う施策について、以下の通り位置付けます。

誘導方針 2	安全・安心かつ快適に暮らせるまちなかの居住環境を確保し、拠点周辺への居住の集約	
2-1:居住環境の維持・向上		
施策	具体的な内容	所管課
① 良好な居住環境の創出	①-1. 土地区画整理事業の推進 公共施設が未整備のままスプロール化*が進行している市街地において、都市計画道路、公園、区画道路等公共施設の整備改善により土地利用の純化とともに、良好な居住環境を有する宅地の利用を増進します。 ○施行中の事業 ・山辺西部第一土地区画整理事業 ・山辺西部第二土地区画整理事業	都市建設部 市街地整備課
	①-2. 都市公園ストック再編事業（社会資本整備総合交付金の活用） 立地適正化計画や緑の基本計画を作成している地方公共団体に対する国からの補助事業である「都市公園ストック再編事業」を活用して、都市公園を再編・集約し、地域に不足する施設の整備等を実施することで、市民が利用しやすい公園を創出します。	都市建設部 都市計画課・市街地整備課
	①-3. 都市構造再編集中支援事業の活用による良好な居住空間の整備 都市構造再編集中支援事業とは、立地適正化計画に基づき、居住環境向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して集中的な支援を行い、持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的としています。 対象区域は、「都市再生整備計画区域」で「居住誘導区域内」に定められている地区で、都市機能誘導区域内における事業では、誘導区域外よりも高い補助を受けることができます。	事業担当課

2-2:歩いて健康に暮らせる環境の整備		
施策	具体的な内容	所管課
② 安全な歩行空間の整備	②. 都市インフラ*におけるソフト・ハード両面による安全対策の実施（防災・安全交付金などの活用） 国からの支援制度を活用し、通学路の安全対策や橋りょうなどの道路インフラの長寿命化等を図り、将来にわたり安全安心な歩行空間を整備します。 ○具体的な施策 通学路の交通安全対策、橋りょう・トンネルの点検及び修繕、ハザードマップの作成・活用、防災教育・防災訓練の実施、災害時のための資機材整備（マンホールトイシや可搬式ポンプの設置）、遊具の修繕 等 <国からの支援制度概要> 「防災・安全交付金」 地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方主体の取組みについて、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援するもの。 「道路メンテナンス補助」 道路の点検結果を踏まえて策定される長寿命化修繕計画などに基づき実施される橋りょう・トンネルの補修などの道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの。	総務部危機管理課、都市建設部市街地整備課・道路河川整備課・道路河川保全課

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(2) 市が独自で講じる施策

居住の誘導に係る施策のうち、市が独自で行う施策について、以下の通り位置付けます。各施策の補助率や補助額等の詳細については、所管課にお問い合わせください。

誘導方針2	安全・安心かつ快適に暮らせるまちなかの居住環境を確保し、拠点周辺への居住の集約	
2-1:居住環境の維持・向上		
施策	具体的な内容	所管課
③ 空き家等の解体・除去を促進	<p>③. 空き家等の解体・除去による居住環境の向上</p> <p>管理不全な空き家を除去し、跡地を有効活用することで良好な居住空間を創出するため、特定空き家等（危険な空き家等）と認定された空き家の解体・除去費用の一部を補助します。</p>	都市建設部 建築指導課
④ 耐震補助制度の運用による安全・安心な居住環境の維持	<p>④. 耐震化の促進</p> <p>旧耐震基準により建築された一戸建て木造住宅の耐震化を促進するために、要件を満たす木造住宅の耐震化に対し、費用の一部を補助します。</p> <p>また、足利市木造住宅耐震改修等補助金（建替えの場合に限る。）を活用した場合は、住宅ローン「フラット35」の金利の引下げが受けられます。</p>	都市建設部 建築指導課
⑤ 市営住宅等の利活用による安心して暮らせる居住環境の創出	<p>⑤. 市営住宅の再編及び跡地の利活用による安心して暮らせる居住環境の創出</p> <p>市営住宅について、施設の老朽化や利用需要の変化を考慮し適切に更新・長寿命化・集約を進め、住まいのセーフティネット機能を維持します。</p> <p>また、市営住宅の再編により生み出された用地を利活用し、多世代が安心して暮らせる居住環境を創出します。</p>	都市建設部 建築住宅課
⑥-1. 橋りょう、トンネル等の道路インフラの長寿命化	<p>⑥-1. 橋りょう、トンネル等の道路インフラの長寿命化</p> <p>橋りょうやトンネル等の道路インフラの適切な維持管理を行い、長寿命化を図ることで、安全な道路空間を確保します。</p>	都市建設部 道路河川整備課・道路河川保全課
⑥-2. 生活道路の整備、通学路の安全対策の実施	<p>⑥-2. 生活道路の整備、通学路の安全対策の実施</p> <p>住環境の安全性、利便性の向上のため、生活道路の整備や通学路における安全対策を実施することで安全・安心な道路空間を確保します。</p>	都市建設部 道路河川整備課・道路河川保全課

① 立地適正化計画について
② 本市の現況・課題
③ 上位・関連計画
④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
⑥ 居住誘導区域の設定
⑦ 公共交通軸の設定
⑧ 誘導施策
⑨ 防災指針
⑩ 計画の評価・検証

2-2:歩いて健康に暮らせる環境の整備		
施策	具体的な内容	所管課
⑦良好な歩行空間の創出 ⑧イベントの開催等による外出・歩行機会の創出	⑦. 居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出 本市は国土交通省によりウォークブル推進都市*に位置付けられています。中心市街地に点在する歴史・文化遺産、魅力的なまちなみと地域の様々な取組を有機的につなぎ合わせ、人々が集い交流する、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを進めます。	都市建設部 都市計画課
	⑧-1. 健康ポイント事業による歩行の促進 歩いて貯めたポイントや、イベントへの参加で付与されたポイントにインセンティブを提供し、更に小中学校に図書が寄附ができる等の次世代も応援できる健康ポイント事業で、健康づくりとまちの賑わいづくりを促進します。	健康福祉部 健康増進課
	⑧-2. 歩いて健康になる観光地創出事業の推進により、歩きやすいまちなかを創出 足利学校の門前を歩行者天国として開催する「門前マルシェ」を継続的に開催し、快適な歩行空間とまちなかの賑わいを創出します。	産業観光部 観光振興課

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

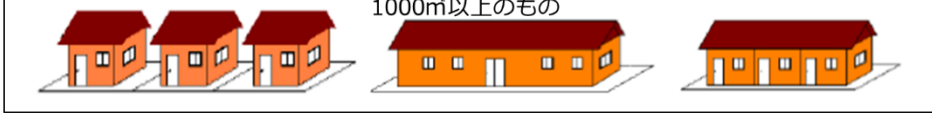
⑦ 公共交通軸の設定


⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

2-3:拡散する人口を拠点周辺に維持・誘導					
施策	具体的な内容	所管課			
⑨ 届出・勧告制度の運用	<p>⑨. 居住を誘導するための届出・勧告制度</p> <p>市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するために、居住誘導区域外において、下図に示す一定規模以上の開発行為・建築等行為を行う場合には、原則として開発行為等に着手する30日前までに、市長への届出が必要です。 (都市再生特別措置法第88条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■届出の対象となる一定規模以上の開発・建築行為</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">3戸以上の住宅の建築目的の開発行為、住宅新築</td> <td style="width: 33%;">1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの</td> <td style="width: 33%;">3戸以上の住宅への改築、用途変更</td> </tr> </table>  </div> <p style="text-align: right;">(出典：国土交通省資料を基に作成)</p>	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為、住宅新築	1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの	3戸以上の住宅への改築、用途変更	都市建設部 都市計画課
3戸以上の住宅の建築目的の開発行為、住宅新築	1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの	3戸以上の住宅への改築、用途変更			
⑩ 市内への移住・定住の促進	<p>⑩-1. 移住促進事業の運用</p> <p>本市では市外からの移住・定住者の誘致を図るための事業に取り組んでいます。以下に示す移住・定住促進事業を適切に運用及び利用を促進することで、さらなる移住・定住者の増加を実現していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足利市移住・定住相談センターAidacco（あいだっこ） ・移住体験ツアー&足力フェ 	総合政策部 総合政策課			
	<p>⑩-2. 空き家・空き地バンクの運用及び利用促進</p> <p>空き家・空き地の売買・賃貸について、所有者の申出に基づき、物件情報を市のホームページなどで、利活用希望者に広く情報発信することで空き家・空き地の発生を防ぎます。さらに、空き家・空き地バンクで購入した空き家を改修する場合、その費用の一部を補助します。</p> <p>また、足利市では空き家バンク改修費補助制度を活用した場合は、住宅ローン「フラット35」の金利の引下げが受けられます。</p>	都市建設部 建築指導課			
	<p>⑩-3. 春日市営住宅跡地における宅地分譲による移住・定住の促進</p> <p>未利用地となっている春日市営住宅跡地について、民間活力による魅力ある宅地分譲を行い、子育て世帯の市内への移住・定住を促進します。</p>	総務部 契約管財課、都市建設部 建築住宅課			

2-4:空き家や既存ストック等の有効活用によるまちなかの再生		
施策	具体的な内容	所管課
⑪ 既存ストックや低未利用地の有効活用	⑪-1. 空き家・空き地バンクの運用及び利用促進（再掲） 空き家・空き地の売買・賃貸について、所有者の申出に基づき、物件情報を市のホームページなどで、利活用希望者に広く情報発信することで空き家・空き地の発生を防ぎます。 さらに、空き家・空き地バンクで購入した空き家を改修する場合、その費用の一部を補助します。 また、足利市では空き家バンク改修費補助制度を活用した場合は、住宅ローン「フラット35」の金利の引下げが受けられます。	都市建設部 建築指導課
	⑪-2. 公共施設の適正な配置による利便性の向上 足利市公共施設再編計画（R2.3）を踏まえ、施設の老朽化及び利用者数の変化等から適切な時期に公共施設の再編・集約・長寿命化を行うことで最適化を図ります。	総合政策部 総合政策課
	⑪-3. まちなか駐車場整備による利便性の向上 ウォーカブル推進都市*の取組みの一環として、まちなかに散在する低未利用地の利活用とあわせて「まちなか駐車場」を適切な位置に整備することで、中心市街地へのアクセス性の向上を図ります。また、駐車場からまちなかへは歩行や公共交通の利用を促すことで、まちなかの賑わい創出及び回遊性向上を図ります。	総合政策部 公共施設整備課、 都市建設部 都市計画課
	⑪-4. 未利用地等の公有化による良好な景観の保全 足利学校・鏝阿寺周辺地域における良好な景観を将来に渡り維持・保全するために、土地等の公有化を推進することで、景観を阻害する建築物等の建築を未然に防ぐとともに、空き家の解体等による良好な景観を創出します。 大日西地区、中央地区、大日東地区、昌平・大門通り地区、大日北地区が公有化推進区域に定められています。	都市建設部 都市計画課
	⑪-5. 「低未利用土地権利設定等促進計画」の区域の検討 足利市で増加している空き家や空き地などの低未利用地に対して、低未利用土地権利設定促進計画の区域を設定し、行政が地権者と利用権者をコーディネートすることで、利活用を促進し賑わいの創出・居住環境の向上を図ります。 関連施策として「③空き家等の解体・除去による居住環境の向上」「⑩-2,⑪-1 空き家・空き地バンクの運用及び利用促進」「⑮-1 遊休資産活用支援事業補助金制度の運用」が挙げられ、これらとの連携を図ります。 【活用イメージ】 ①低未利用地の集約（利用権の交換） ②土地の利用権の交換  ③A,C,Dの土地にまちづくり会社（Y）の利用権を設定 ④カフェに転用（まちづくりファンドで支援） ⑤交流広場を（Y）が駐輪場と一体管理 （出典：国土交通省）	産業観光部 商業振興課、 都市建設部 都市計画課・ 建築指導課

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

施策	具体的な内容	所管課
⑪ 既存ストックや低未利用地の有効活用	<p>⑪-6. 「立地誘導促進施設協定（commons協定）」を活用した低未利用地*の有効活用 空き家や空き地などの低未利用地を活用し、コミュニティ空間や防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理するために地権者合意による協定を締結することで、地域に必要な施設を整備・管理し、良好な居住空間の創出を図ります。 【活用イメージ】</p>  <p style="text-align: right;">(出典：国土交通省)</p>	都市建設部 都市計画課 ・建築指導課

2-5:高齢者や障がい者、子育て世代が安心して暮らせる生活環境の創出		
施策	具体的な内容	所管課
⑫ 健康で暮らせるまちづくりの推進	<p>⑫-1. 自然と健康に導かれるまちの仕掛けづくり 足利で暮らすことで、足利を訪れることで、自然と健康に導かれるまちの仕掛けづくりを創出し、健康づくり、いきがづくり、にぎわいづくりを目標に、高齢化・人口減少が進んでも人々が生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを目指します。 ・スマホ版健康ポイント事業「足すと（あしすと）」（健康増進課） ・濃い味禁止・減塩生活プロジェクト（健康増進課） ・健幸（けんこう）アンバサダー養成事業（健康増進課） ・あしかが路線バスの旅事業（健康増進課） ・いくじい☆いくばありモト運動講座（健康増進課） ・健幸（けんこう）マイレージ事業（健康増進課） ・ポールウォーキングの普及（健康増進課） ・生活路線バス事業（市民生活課） ・おでかけ創造チャレンジ事業（市民生活課） ・歩いて健康になる観光地創出事業（観光振興課） ・歩くまち空間創出事業（観光振興課）</p> <p>⑫-2. 持続可能な社会の実現 足利で暮らすことで、自然と健康に導かれる都市を構築するため、産学官民が連携した多様な視点で、ハード事業とソフト事業を効果的に融合させ、地域コミュニティの醸成や、商業の活性化、医療費や介護給付費の抑制を図ります。</p>	健康福祉部 健康増進課 生活環境部 市民生活課 産業観光部 観光振興課
⑬ 高齢者・障がい者が暮らしやすい環境の整備	<p>⑬-1. 高齢者の生活の支援 安心して自立した生活を送るために、援助の必要な高齢者に対し日常的な支援を行います。 ・高齢者暮らしのお手伝い事業 ・日常生活用具給付事業 ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 ・認知症高齢者等見守り支援事業 ・高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業</p>	健康福祉部 元気高齢課

施策	具体的な内容	所管課
⑬ 高齢者・障がい者が暮らしやすい環境の整備	⑬-2. 交流機会の創出によるいきいきした生活の実現 高齢者が健康でいきいきとした生活ができるよう、以下の事業等を通じて、介護予防や閉じこもり防止を図り、地域での社会参加活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生きがい健康づくり推進事業 ・ささえ愛ボランティアポイント事業 ・ふれあいサロン開設事業 ・元気アップトレーニング事業への支援 	健康福祉部 元気高齢課
	⑬-3. 障がい者が自由に社会参加できる環境づくり 障がい者が自由に社会参加できる環境づくりに努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設へのスロープ、自動ドア、障がい者用トイレの設置や、障がい者用駐車場の整備等について、計画的に改修・整備を推進します。 ・公共施設の場所を示す案内表示について分かりやすいサインの設置を推進します。歩道の段差解消や誘導ブロックの設置、道路施設の破損の修理など、歩行空間の整備に努めます。 	都市建設部 建築指導課 ・道路河川整備課・道路河川保全課・建築住宅課
	⑬-4. 住宅改修費助成事業による障がい者が暮らしやすい住宅の整備 手すりの取付や段差の解消等、在宅の重度身体障がい者が自宅での生活を容易にするため、住宅改修費を給付します。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費助成事業 	健康福祉部 障がい福祉課
	⑬-5. 障がい者の移動の援助 障がい者の社会参加の機会を増やすため、移動手段を確保できるよう制度の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー料金補助事業（ただし、自動車税の減免を受けている方は除く） 以下に該当する方に対し、福祉タクシー券を交付し、障がい者の移動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を所持し、その障がいの程度が1級～3級の方 ・療育手帳を所持している方 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方（有効期限が切れていないもの） ・生活路線バスの運賃割引 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示の方は、生活路線バス（あしバス アッシー）の普通旅客運賃・一日券・定期券の割引を受けることができます。 	健康福祉部 障がい福祉課 生活環境部 市民生活課

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

施策	具体的な内容	所管課
⑭ 子育て世代に対する支援の推進	⑭-1. 児童等に対する医療等に係る補助制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・こども医療費助成制度 生まれてから中学3年生（満15歳の3月末）までの間に医療機関にかかった保険診療分の医療費を助成します。（助成方法：県内一窓口で医療費の支払いが不要な現物給付方式、県外一窓口で医療費を支払い、後日申請すると登録した口座に振り込まれる償還払い方式） ・妊産婦医療費助成制度 妊娠届出のあった日の月の1日から出産した月の翌月末日までの医療費を助成します。（助成方法…窓口で医療費を支払い、後日申請すると登録した口座に振り込まれる償還払い方式：1医療機関につき月500円の自己負担あり） ・新生児聴覚検査助成制度 新生児期の聴力検査をすべての新生児が受診できるようにするため、受診料を助成します。（上限5,000円まで） ・ひとり親家庭医療費助成制度 ひとり親家庭で、高校3年生（満18歳の3月末）までの児童を養育している方及びその児童の医療費を助成します。（助成方法…窓口で医療費を支払い、後日申請すると登録した口座に振り込まれる償還払い方式：1医療機関につき月500円の自己負担あり。所得制限あり） 	健康福祉部 児童家庭課 ・健康増進課
	⑭-2. 幼児教育・保育の無償化 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児の保育料の無償化により、子育て世代の居住誘導を図ります。また、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ代）を免除します。	健康福祉部 こども課
	⑭-3. 一時預かり事業の推進 保育所（園）の入所児童以外の乳幼児を一時的に預かる事業を推進することで、子育て世代の居住の誘導を図ります。また、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。 なお、無償化の対象となるためには、足利市の「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。	健康福祉部 こども課
	⑭-4. 児童の充実した生活や学力向上に係る補助の運用 奨学金制度や学校支援派遣事業等、児童の生活や学力の向上に係る補助を運用し、安心して子育てすることができる環境を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種奨学金支援制度（足利市奨学資金貸与制度、交通遺児奨学金制度） ・足利市就学援助制度 ・学校支援派遣事業 ・英語教育推進事業 ・学力向上・指導力強化支援事業 ・外国人児童生徒支援事業 <div style="text-align: right;">など</div>	教育委員会 事務局教育総務課・学校管理課・学校教育課

2-6: 多様な主体の協働まちづくり活動等による、まちなかの賑わいの創出		
施策	具体的な内容	所管課
⑮ 中心市街地（河北地区）の活性化・賑わいの創出	⑮-1. 遊休資産活用支援事業補助金制度の運用 中心市街地（河北地区）の集客力及び回遊性の向上を図り、その賑わい創出・活性化に貢献することを目的に、中心市街地の遊休資産を店舗として活用するための事業に対し、予算の範囲内においてその事業費の一部を支援します。 【補助額】 足利市中央商店街遊休資産活用支援事業費補助金管理委員会での選考（面談）を経て、補助額を決定します。（上限 100 万円）	産業観光部 商業振興課
	⑮-2. 地域事業者と連携した各種イベントによる賑わいの創出 中心市街地で行われる足利商工会議所や地域商業団体等が行う各種イベント等により、まちなかの賑わいを創出します。	産業観光部 商業振興課
	⑮-3. 中橋の架け替えを契機とした中心市街地の活性化 中橋の架け替えを大きな契機と捉え、商工会議所、観光協会や地元関係団体などと連携し、まちづくりのグランドデザインの策定を進め、足利学校や鑲阿寺などの観光資源を活かしたまちなかの賑わいを創出します。	総合政策部 総合政策課
⑯ 市民と行政の協働まちづくりの推進	⑯. 足利市「市民力」創出協働事業の推進 市民の力を活かした市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、市の施策などにおけるテーマ（課題）に対して、市民団体などから企画提案を募集し、市民と行政が協働で事業を行うことで、官民連携による魅力あるまちづくりや賑わいづくりを実現します。 なお、委託事業は市民活動支援事業等選考委員会で審査選考を経て決定します。	生活環境部 市民生活課
⑰ 市民の自主的なまちづくり活動の促進	⑰. 足利市市民活動支援補助金を活用した賑わいの創出 市民の創意を活かした個性的で魅力的なまちづくりを促進するため、市民が自主的に取り組む活動を以下の通り支援します。 ・育成支援資金（設立後 3 年以内の団体）…補助対象事業費の範囲で 10 万円を限度 ・育成支援資金若者支援コース（設立後 3 年以内の団体）…補助対象事業費の範囲で 5 万円を限度 ・推進支援資金（設立後 3 年を超える団体）…補助対象事業費の 2 分の 1 以内で、50 万円を限度 なお、補助の対象となる事業は、市民活動支援事業等選考委員会の審査選考を経て採択されます。	生活環境部 市民生活課

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

第4節. 公共交通に係る施策

(1) 国等の支援を受けて市が行う施策

公共交通に係る施策のうち、国等の支援を受けながら市が行う施策について、以下の通り位置付けます。

誘導方針3	既存ネットワークを活かした持続可能な公共交通軸の形成	
3-1:東西ネットワークの軸である JR 両毛線、東武伊勢崎線を活かし、交通結節点の機能整備・確保により利便性を維持・向上		
施策	具体的な内容	所管課
① 鉄道駅周辺の整備による利便性の向上	①. 東武伊勢崎線足利市駅へのアクセス道路の整備（社会資本整備総合交付金の活用） 鉄道駅へのアクセス道路となる中橋架け替え事業にあわせて都市計画道路を整備します。 また、都市計画道路周辺において土地区画整理事業を実施することで、密集市街地の解消、都市防災性の向上、既成市街地の再生などを推進します。	都市建設部 市街地整備課

(2) 市が独自で講じる施策

公共交通に係る施策のうち、市が独自で行う施策について、以下の通り位置付けます。

誘導方針3	既存ネットワークを活かした持続可能な公共交通軸の形成	
3-1:東西ネットワークの軸である JR 両毛線、東武伊勢崎線を活かし、交通結節点の機能整備・確保により利便性を維持・向上		
施策	具体的な内容	所管課
② 鉄道へのアクセス向上による公共交通の利用促進	②-1. 中橋の架け替えによる JR 足利駅と東武足利市駅の回遊性を向上 中橋の架け替え事業に合わせ、JR 足利駅と東武足利市駅間の回遊性及びアクセス性の向上を図ることで、公共交通の利用を促進します。	総合政策部 総合政策課 生活環境部 市民生活課
	②-2. 鉄道駅の新設等の検討 誘導区域内へ鉄道駅の新設等によりアクセス性を向上させることで利便性を高め、公共交通の利用促進を図ります。	総合政策部 総合政策課

3-2:生活路線バスの維持や拠点と連携したソフト施策の充実による利便性の向上・利用促進		
施策	具体的な内容	所管課
③ 公共交通の利用促進	③-1. 路線バス見直しの検討 人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化や、中橋の架け替え事業及び本計画における居住の誘導等を受けて、まちづくりやニーズの変化に応じた生活路線バスの見直しを検討し、公共交通サービスの維持や運行の効率化・最適化を図るとともに、居住誘導区域における公共交通空白地域の解消に向けて取り組みます。また、JR 足利駅及び東武足利市駅間における公共交通サービスの連携を強化します。	生活環境部 市民生活課
	③-2. 地域公共交通計画の策定 社会的ニーズの変化に対応するため、地域公共交通のあり方を検討し、路線バスなどの公共交通の最適化及び鉄道駅とバスの接続性向上により、公共交通の利用の促進を図ります。	総合政策部 総合政策課

3-3:鉄道・バス相互の乗り合い等による地域間のネットワークの連携強化		
施策	具体的な内容	所管課
④ 新たなモビリティの導入による公共交通ネットワークの充実	<p>④. MaaS (Mobility as a Service) *に係る技術の構築・導入を推進</p> <p>2020年に標準的なバス情報フォーマットを整備しており、今後もMaaSに関連する取組を推進していきます。</p> <p>また、MaaSとともに移動ニーズの変化等に対応し公共交通の利用促進を図るため、必要に応じて自動運転の導入を検討します。</p> <p>※MaaSとは、出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段を一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、一元的なサービスとして捉える概念のことです。MaaSの普及により移動に対する障害が緩和されることで、移動手段が自家用車から電車やバス、タクシー等にシフトし、公共交通の利用促進が期待されます。</p>	総合政策部 総合政策課 生活環境部 市民生活課

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

第9章. 防災指針

第1節. 防災指針とは

近年、多様化・激甚化する自然災害により、本市においても令和元（2019）年の東日本台風による床上浸水や土砂崩れ等の被害が出ており、より一層安全・安心への取組を進めることが求められています。

このような背景から、令和2（2020）年6月に公布された都市再生特別措置法*の改正において、居住誘導区域からの災害レッドゾーンの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を作成し、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが位置付けられました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、課題を踏まえた取組指針を定めるとともに、取組方針に基づく具体的な取組を位置付けます。

本市の立地適正化計画における災害ハザードエリア*の取扱については、既に市街地が形成されている地域の広範囲に浸水想定区域等が広がっていることから、この範囲をすべて居住誘導区域から除外することは困難となります。そのため、防災指針においては、居住誘導区域内の災害リスクに対して、できる限り回避あるいは低減させるための必要な防災・減災対策を位置付け、計画的に実施していくことが求められます。

表 9-1 本市の立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱

都市計画運用指針の考え方	災害ハザードエリア	根拠法令	本市の立地適正化計画での取扱
居住誘導区域に含まないこととすべき(レッドゾーン)	土砂災害特別警戒区域*	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	居住誘導区域に含まない
	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	指定なし
	災害危険区域**	建築基準法	居住誘導区域に含まない
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	指定なし
	急傾斜地崩壊危険区域*	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	居住誘導区域に含まない
原則として居住誘導区域に含まないこととすべき(イエローゾーン)	土砂災害警戒区域*	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	一部居住誘導区域に含む
	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	指定なし
	浸水想定区域*	水防法	一部居住誘導区域に含む
	都市洪水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法	指定なし
	都市浸水想定区域		指定なし

*栃木県建築基準条例第4条に基づき、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

① 立地適正化計画について
 ② 本市の現況・課題
 ③ 上位・関連計画
 ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
 ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
 ⑥ 居住誘導区域の設定
 ⑦ 公共交通軸の設定
 ⑧ 誘導施策
 ⑨ 防災指針
 ⑩ 計画の評価・検証

第2節. 災害リスク分析と課題の抽出

(1) 災害ハザード情報等の整理

災害リスク分析から課題を抽出するにあたり、本市で発生する恐れのある災害ハザード情報等を表 9-2 に示します。

浸水想定区域*（計画規模、想定最大規模）、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域については、表 9-3 に○で示す河川を対象とします。

表 9-2 災害ハザード情報等

災害種別	ハザード情報等	出典	年度
洪水	浸水想定区域*（計画規模：L1） ※計画規模とは、10～100年に1回程度想定される降雨規模	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所、栃木県公表の洪水浸水想定区域図	H29（2017） -R3（2021）
	浸水想定区域*（想定最大規模：L2） ※想定最大規模とは、1年間に1/1,000程度の確率で発生する降雨規模	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所、栃木県、群馬県公表の洪水浸水想定区域図	H29（2017） -R3（2021）
	浸水継続時間*	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所、栃木県、群馬県公表の洪水浸水想定区域図	H29（2017） -R3（2021）
	家屋倒壊等氾濫想定区域*（氾濫流、河岸浸食）	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所、栃木県、群馬県公表の洪水浸水想定区域図	H29（2017） -R3（2021）
	防災重点ため池*の浸水想定区域	足利市ため池ハザードマップ	R3（2021）
土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域*	都市計画基礎調査	H28（2016）
	土砂災害特別警戒区域*	足利市洪水・土砂災害ハザードマップ	R3（2021）
	土砂災害警戒区域*	足利市洪水・土砂災害ハザードマップ	R3（2021）
地震	地震震度分布	栃木県地震被害想定調査	H26（2014）
	液状化分布	栃木県地震被害想定調査	H26（2014）
津波	—	—	—
その他	宅地造成工事規制区域*	都市計画基礎調査	H28（2016）
	大規模盛土造成地*	大規模盛土造成地マップ	H30（2018）
	過去の被害実績	足利市洪水・土砂災害ハザードマップ	R3（2021）

① 立地適正化計画について

② 課題 本市の現況・

③ 計画 上位・関連

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

表 9-3 災害ハザード情報の対象河川

管理	河川名	浸水想定区域 (L1)	浸水想定区域 (L2)	浸水継続時間	家屋倒壊等氾濫想 定区域
利根川上流河川 事務所	利根川	○	○	○	○
渡良瀬川河川 事務所	渡良瀬川	○	○	○	○
	桐生川	○	○	○	○
	旗川	○	○	○	○
	矢場川	○	○	○	○
栃木県	旗川	○	○	○	○
	矢場川	—	○	—	—
	袋川	○	○	○	○
	姥川	—	○	—	—
	出流川	—	○	—	—
	名草川	—	○	—	—
	尾名川	—	○	—	—
	清水川	—	○	—	—
	小俣川	—	○	—	—
	松田川	—	○	○	○
群馬県	桐生川	—	○	○	○

① 立地適正化計
画について

② 本市の現況・
課題

③ 上位・関連
計画

④ 立地適正化計
画に関する基
本的な方針

⑤ 都市機能誘導
区域及び誘導
施設の設定

⑥ 居住誘導区
域の設定

⑦ 公共交通軸
の設定

⑧ 誘導施策

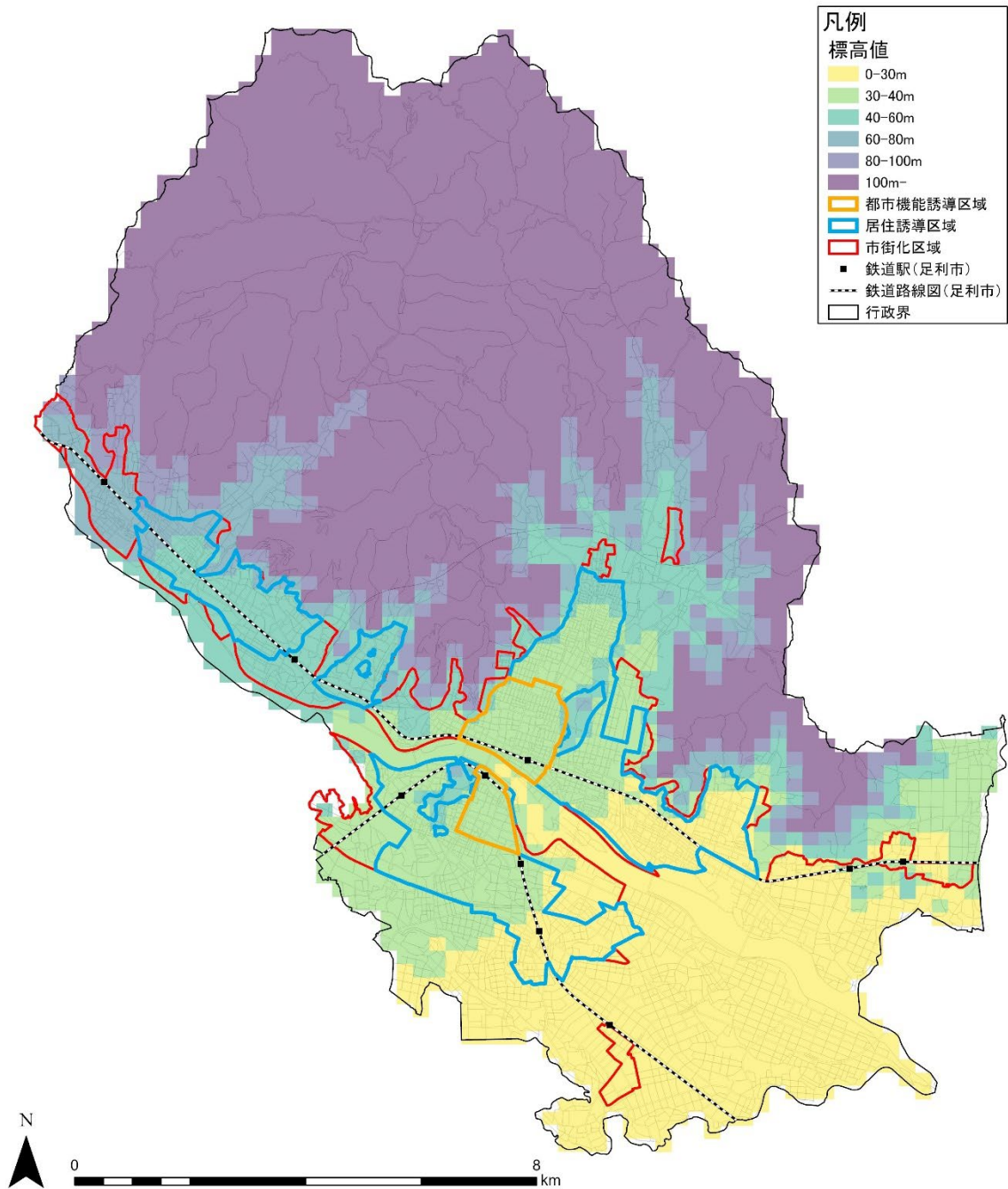
⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・
検証

(a) 足利市の地勢

本市は、栃木県の南西部で、関東平野と山岳地帯の境に位置します。

居住誘導区域は標高の低い平坦地に広がっており、特に毛野、御厨、梁田などは他の地域より標高が低くなっています。

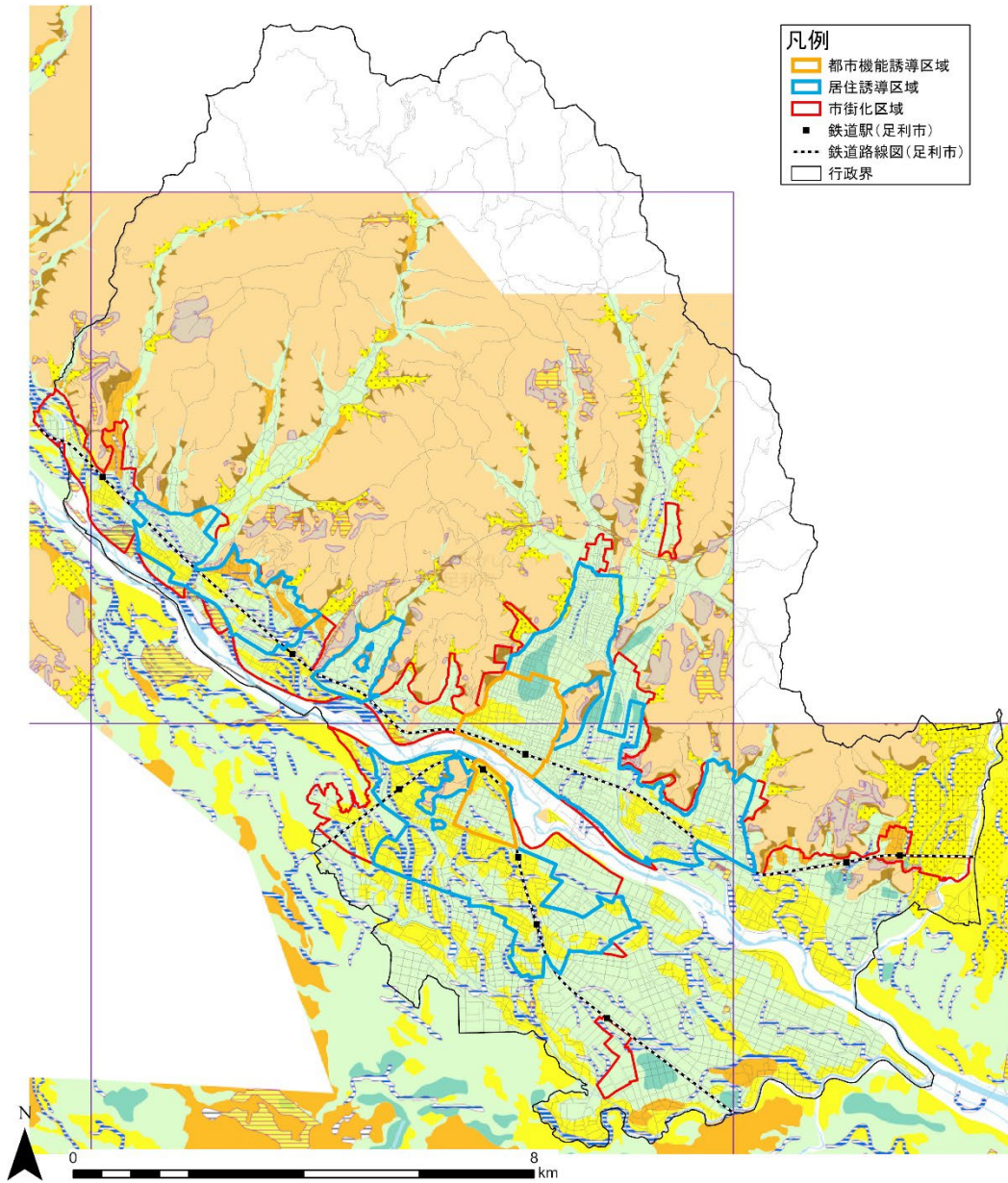


資料：国土数値情報（平成 23（2011）年）

図 9-1 地勢（標高）

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

居住誘導区域には、河川の堆積作用によって形成された起伏の小さい低平地である氾濫平野が広がっており、歴史的にも浸水が頻繁に発生していたと考えられます。



治水地形分類の凡例

大分類	中分類	小分類	細分類	記号
山地				
台地・段丘		段丘面		
		崖（段丘崖）		
		浅い谷		
低地	山麓堆積地形			
	扇状地			
	氾濫平野			
	氾濫平野	後背湿地		
	扇状地、 氾濫平野	微高地（自然堤防）		
		旧河道	旧河道（明瞭）	
旧河道（不明瞭）				
人工改変地形		盛土地・埋立地		
		切土地		
		連続盛土		

資料：国土地理院 治水地形分類図（令和3（2021）年時点）

図 9-2 地勢（地形地物分類）

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(b) 浸水想定区域*

計画規模(L1)の浸水想定区域では、居住誘導区域の大部分で河川による浸水が想定されており、浸水深は3.0m未満となっています。

2階への垂直避難が難しく、誘導区域に含めない浸水深3.0m以上となっているのは、緑町、あしかがフラワーパーク駅周辺等です。

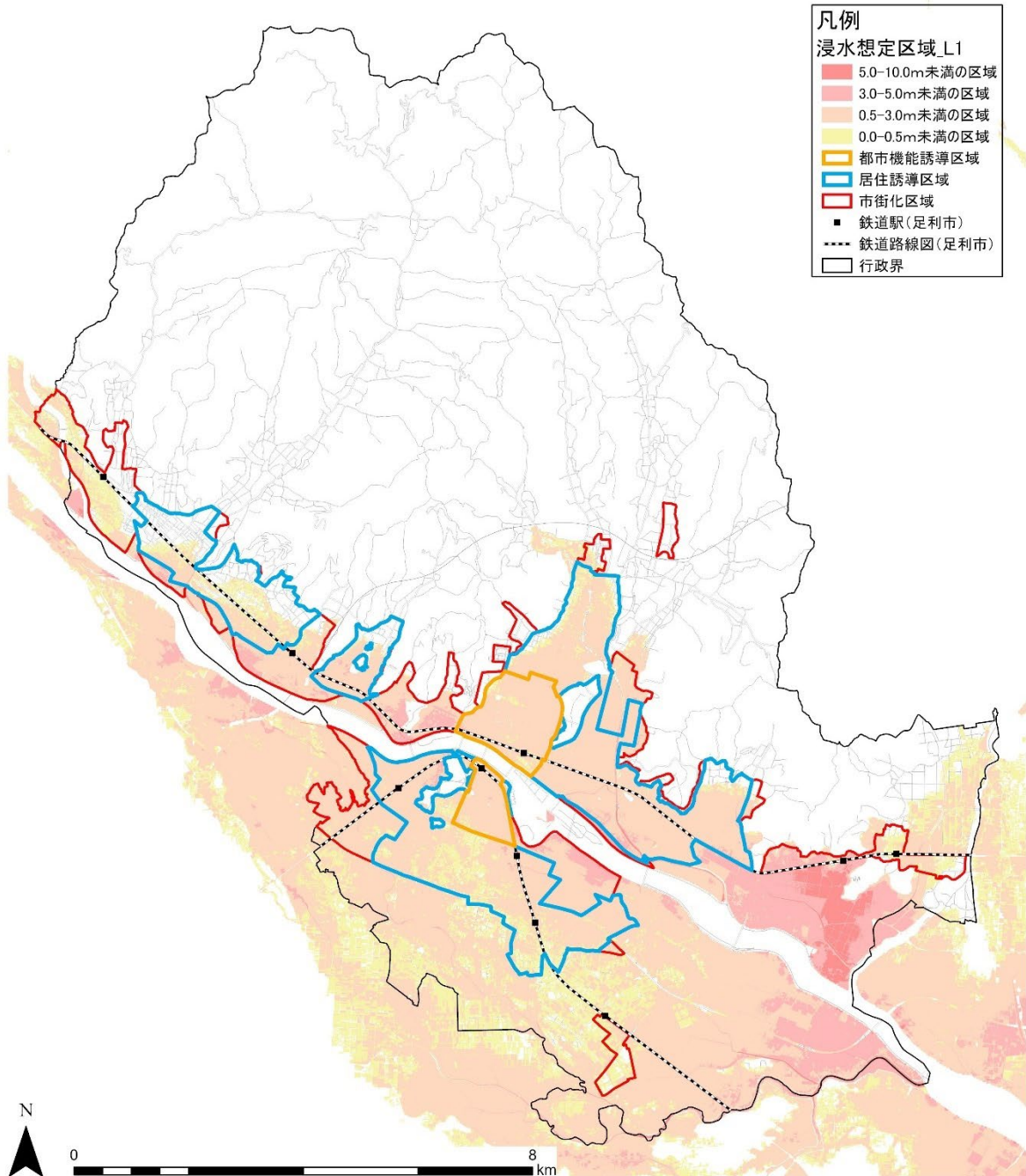


図 9-3 浸水想定区域 (計画規模 (L1))

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

想定最大規模(L2)の浸水想定区域では、居住誘導区域の大部分で河川による浸水が想定されており、3.0m以上の浸水想定エリアも多く存在しています。

浸水深3.0m以上となっているのは、足利中央、毛野、富田、三重、山前、久野、梁田、山辺の西部等です。

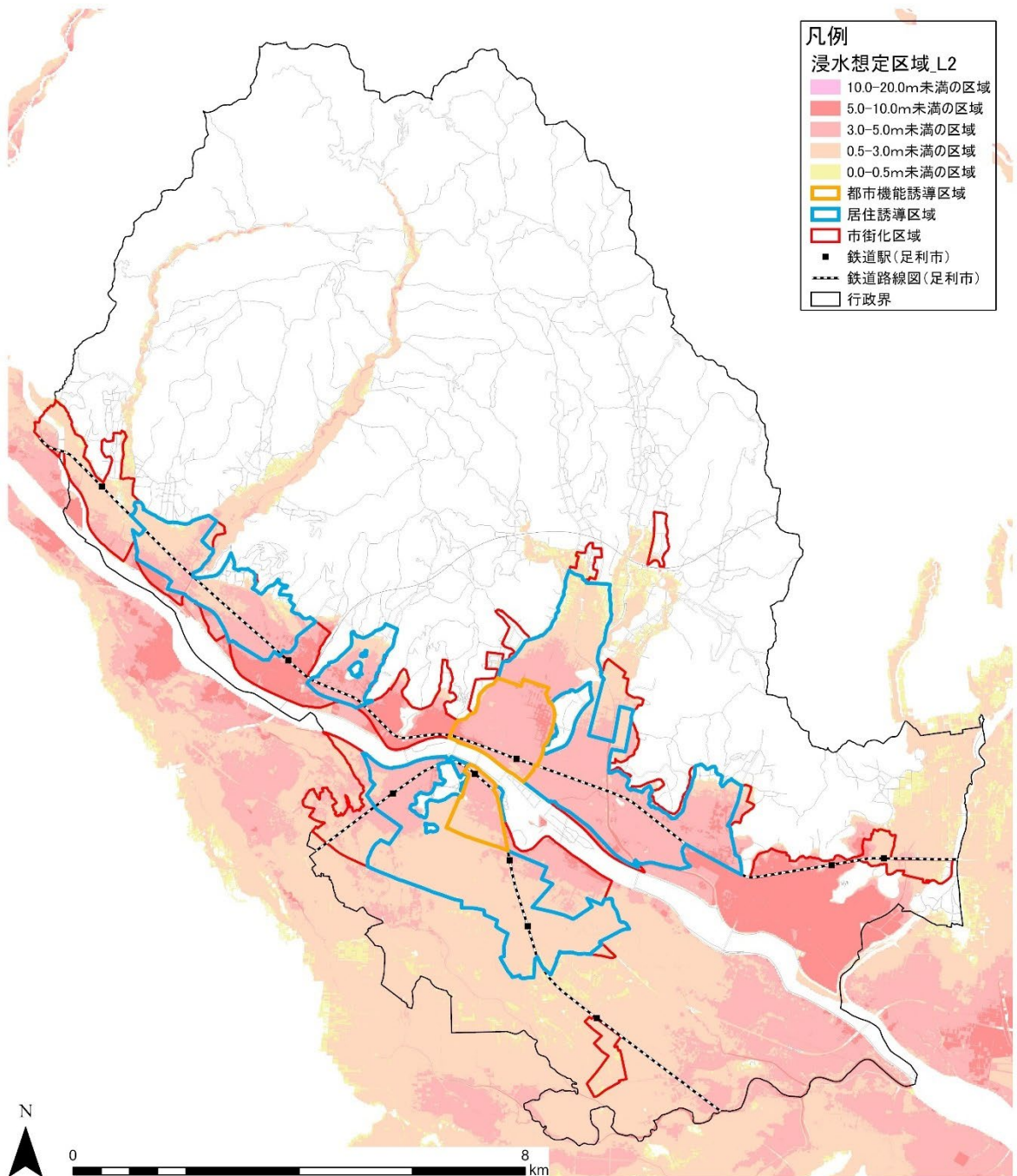


図 9-4 浸水想定区域図（想定最大規模（L2））

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位計画・関連
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(c) 浸水継続時間*

居住誘導区域の大部分において、想定最大規模(L2)の洪水が発生した場合に想定される浸水継続時間は 12 時間となっています。

足利中央、毛野では浸水継続時間が 12 時間以上 24 時間未満（1 日間）の区域がみられます。

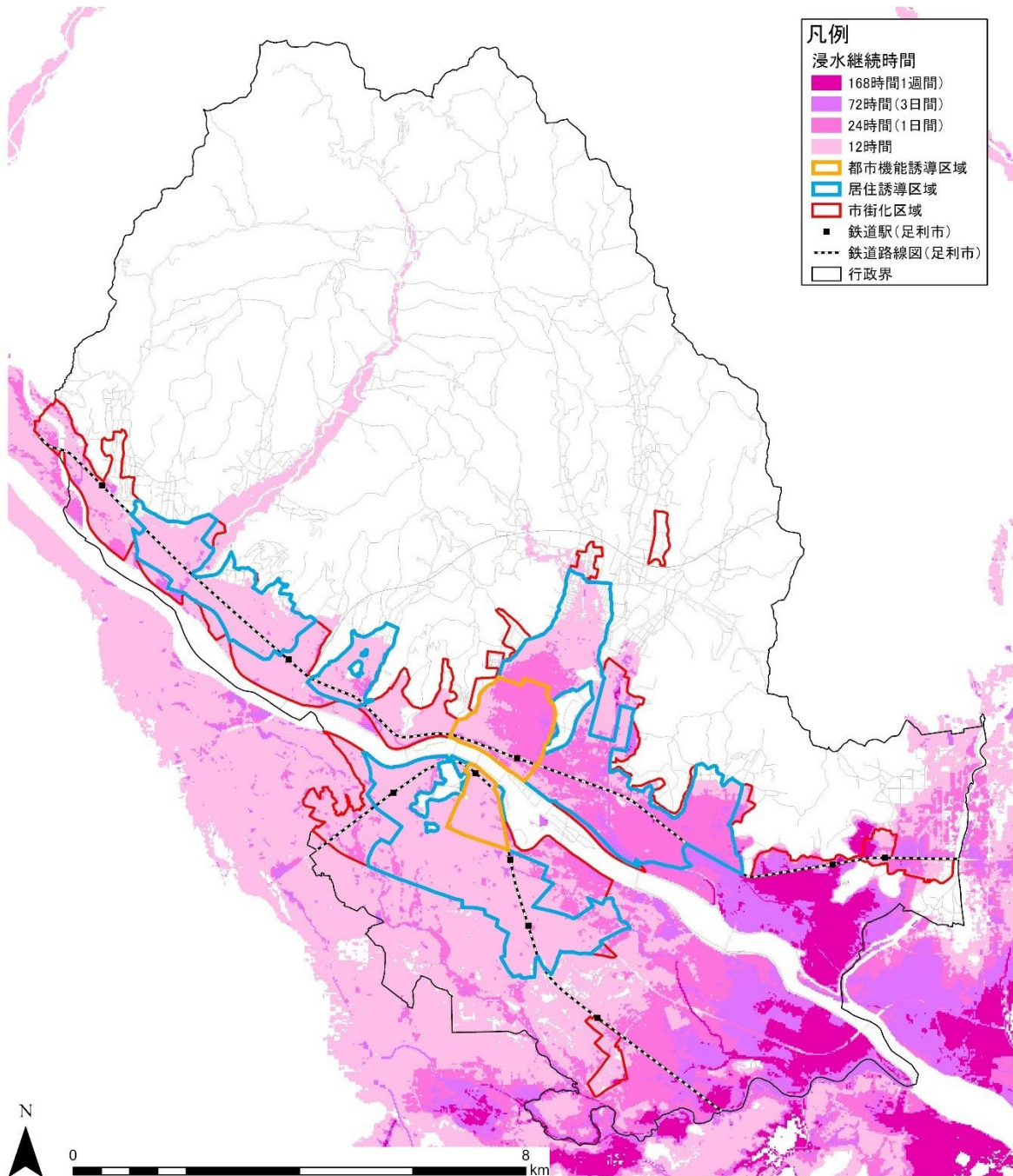


図 9-5 浸水継続時間

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

① 立地適正化計画について
② 本市の現況・課題
③ 上位・関連計画
④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
⑥ 居住誘導区域の設定
⑦ 公共交通軸の設定
⑧ 誘導施策
⑨ 防災指針
⑩ 計画の評価・検証

(d) 家屋倒壊等氾濫想定区域*

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、小俣、葉鹿、北郷、足利中央、毛野、富田などで指定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、渡良瀬川沿いの広範囲に指定されています。なお、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、木造家屋の倒壊の恐れがあり垂直避難が困難です。

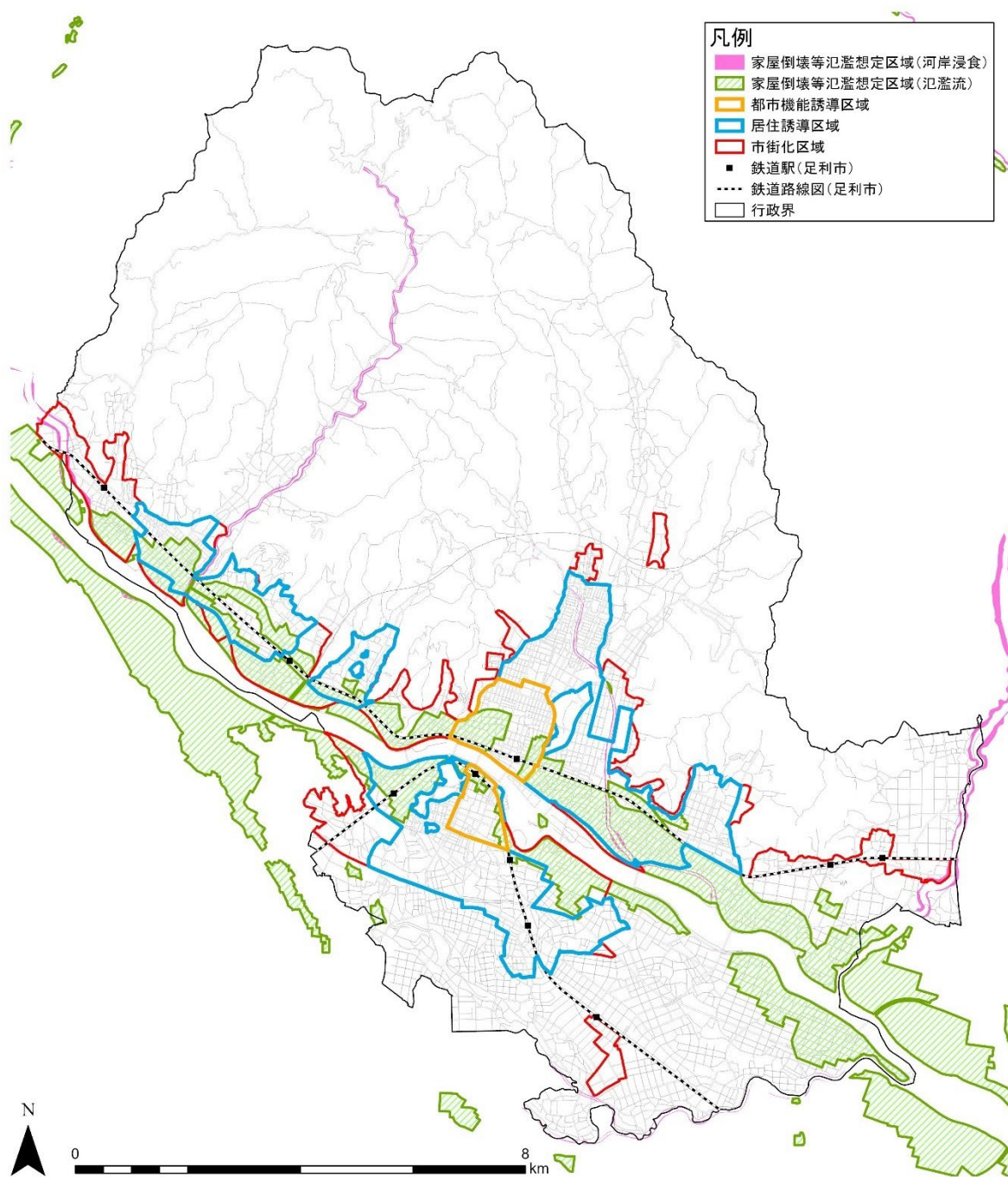


図 9-6 家屋倒壊等氾濫想定区域

(e) 防災重点ため池*による浸水想定区域

市内の防災重点ため池は 55 箇所存在しています。

居住誘導区域においては、小俣・葉鹿、山前、三重、足利中央・北郷、毛野において想定浸水 1.0m 未満の浸水の可能性があります。

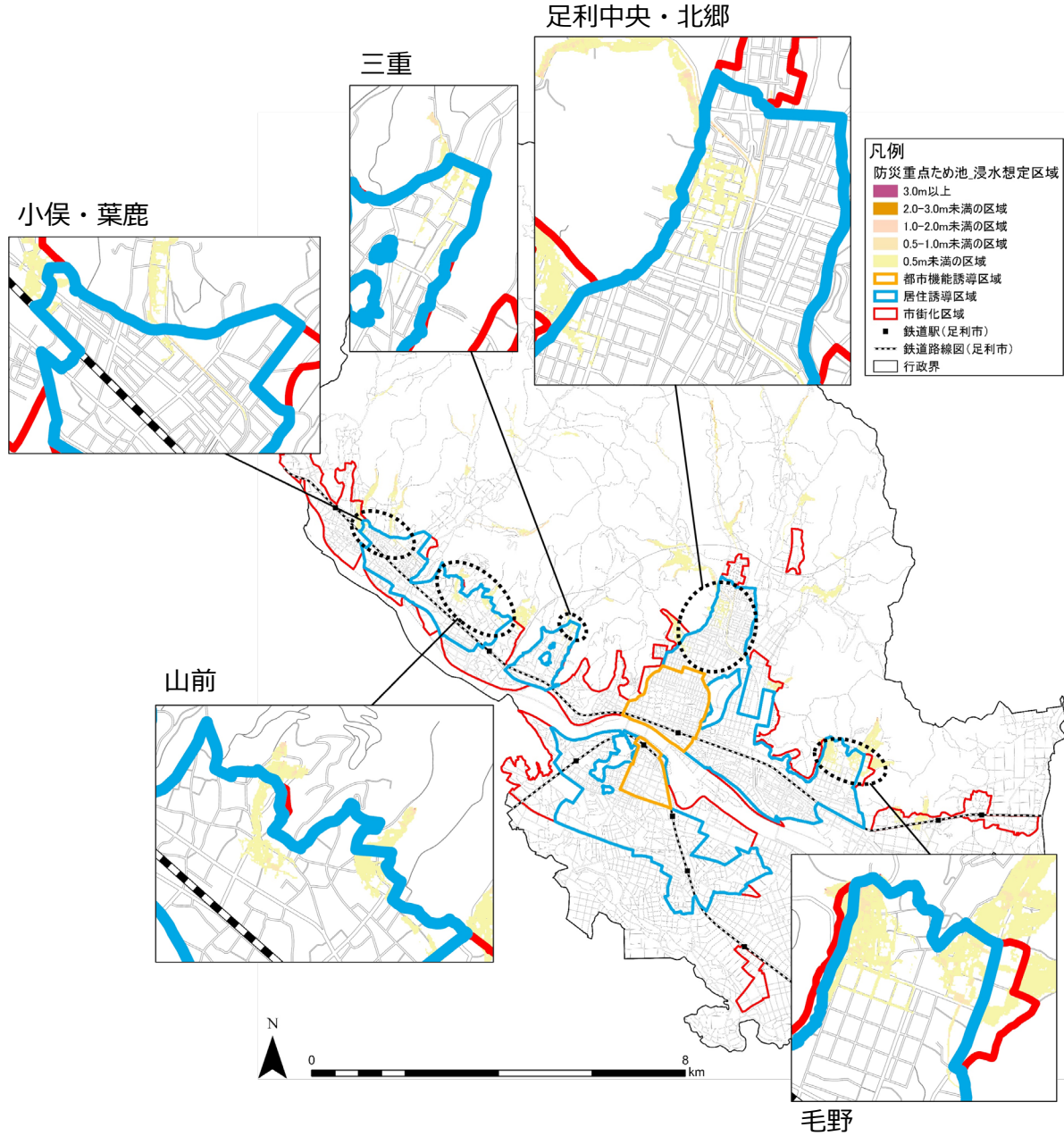


図 9-7 防災重点ため池による浸水想定区域図

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(f) 土砂災害（特別）警戒区域*等

市街化調整区域*を中心に土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域*が指定されており、特に渡良瀬川を境に北部の山間部で集中しています。
 なお、市街化区域*内にも一部指定されている箇所があります。

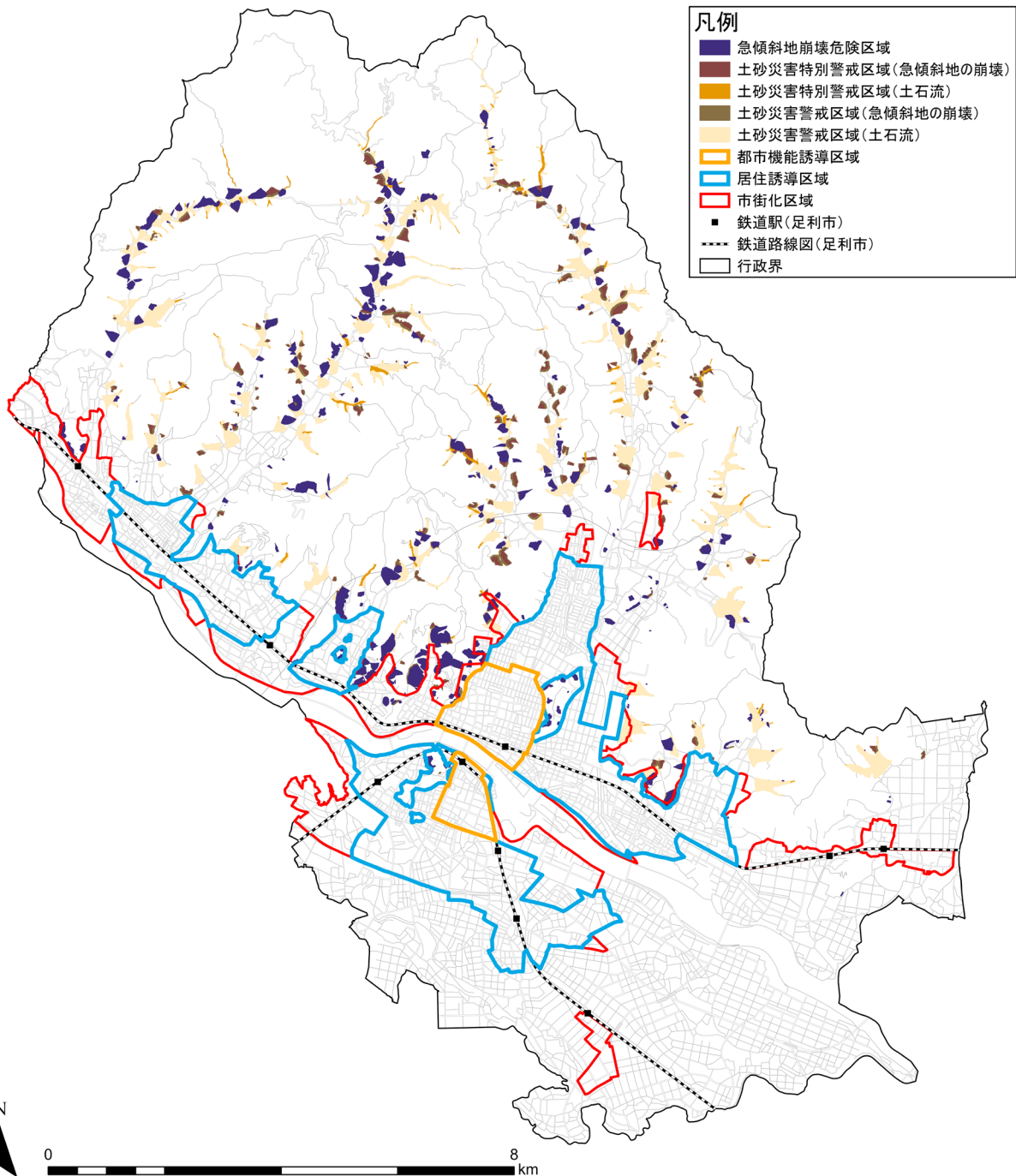


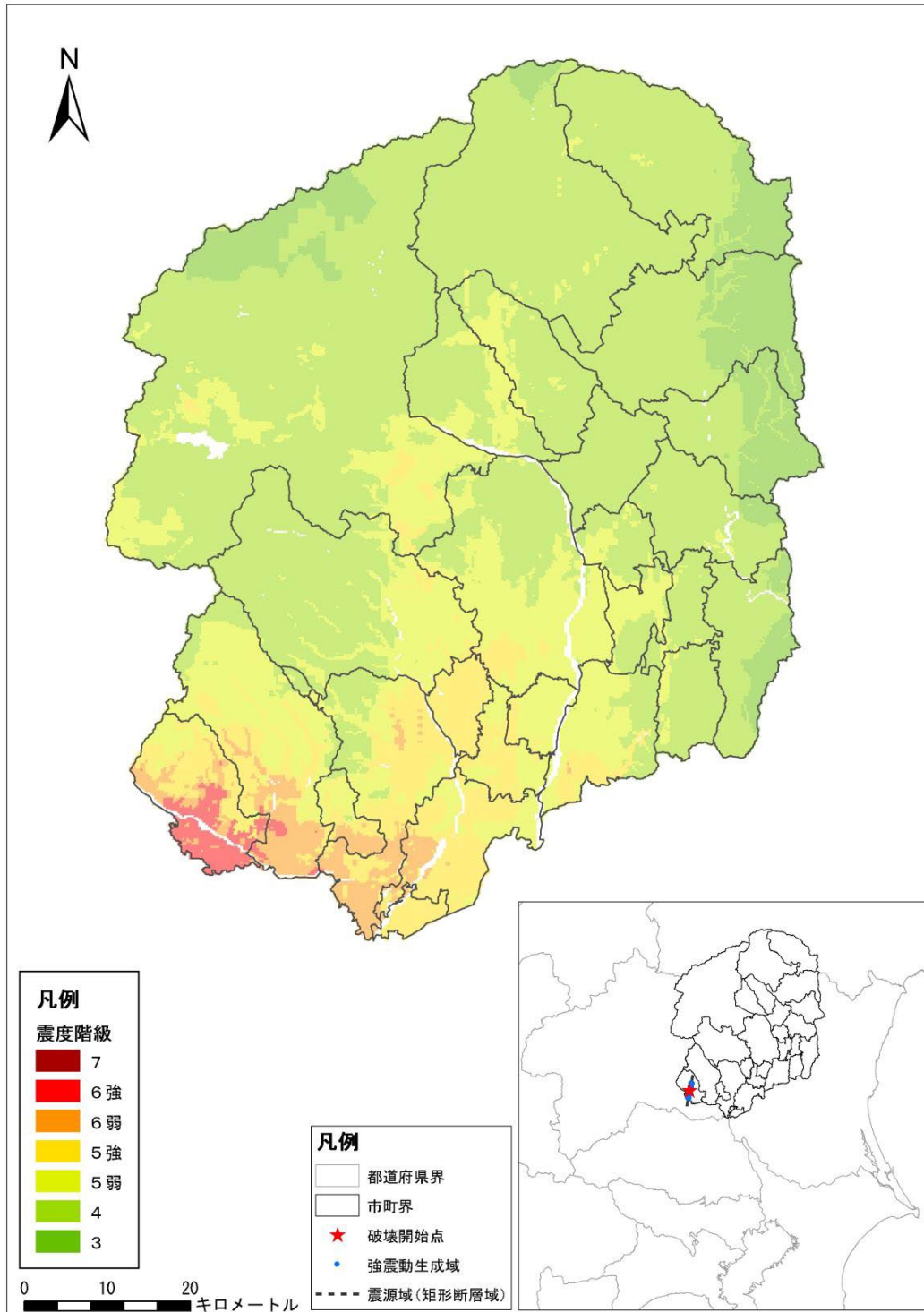
図 9-8 土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

① 立地適正化計画について
 ② 本市の現況・課題
 ③ 上位・関連計画
 ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
 ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
 ⑥ 居住誘導区域の設定
 ⑦ 公共交通軸の設定
 ⑧ 誘導施策
 ⑨ 防災指針
 ⑩ 計画の評価・検証

(g) 地震震度

足利市直下の地震発生を仮定した場合、市全域で建物の倒壊や火災が多数発生し、密集市街地の一部で火災が広がることが考えられます。

特に、河南地域などの市街化区域での被害が想定されます。



※平成 26 (2014) 年岩舟町は栃木市と合併

図 9-9 足利市直下に仮定した地震 (M6.9) 震度分布図

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

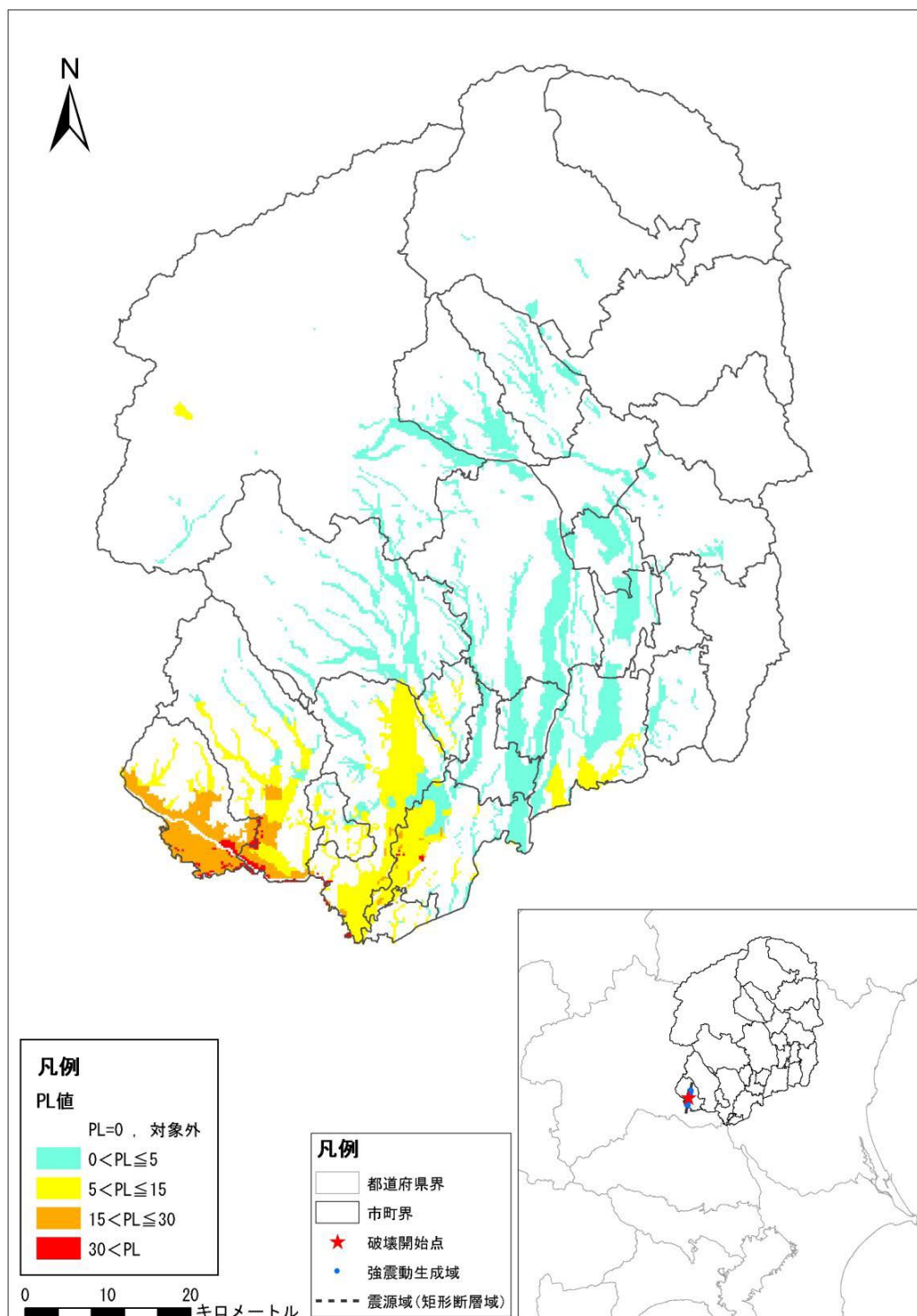
⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(h) 液状化危険度

足利市直下地震を想定した場合、山岳地帯を除く、全市域で液状化発生可能性があります。

特に、市南東部や市街化区域での被害が想定されます。



※平成 26 (2014) 年岩舟町は栃木市と合併

図 9-10 足利市直下に仮定した地震 (M6.9) 液状化危険度

(i) 宅地造成工事規制区域*

宅地造成工事規制区域は、主に足利中央、山辺周辺の山麓に指定されており、市街化区域内においては、東山、浅間山周辺に指定されています。

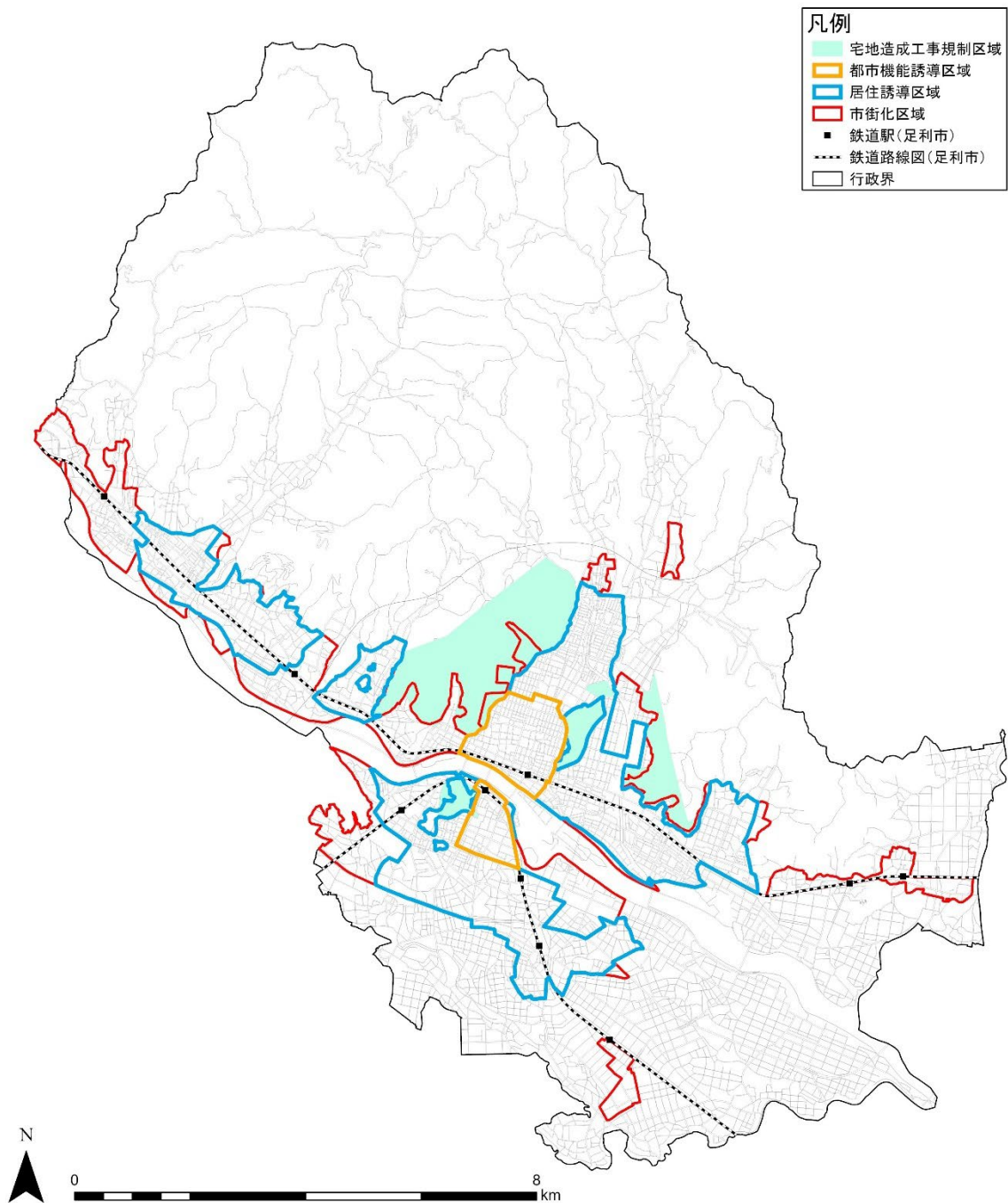


図 9-11 宅地造成工事規制区域

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

(j) 大規模盛土造成地*

大規模盛土造成地のある場所は、地震、降雨による地下水位の変動等により、滑落崩壊する恐れがあります。

居住誘導区域に該当場所はありませんが、市街化区域*においては、足利中央（本城三丁目）、富田（迫間町）の一部にあります。

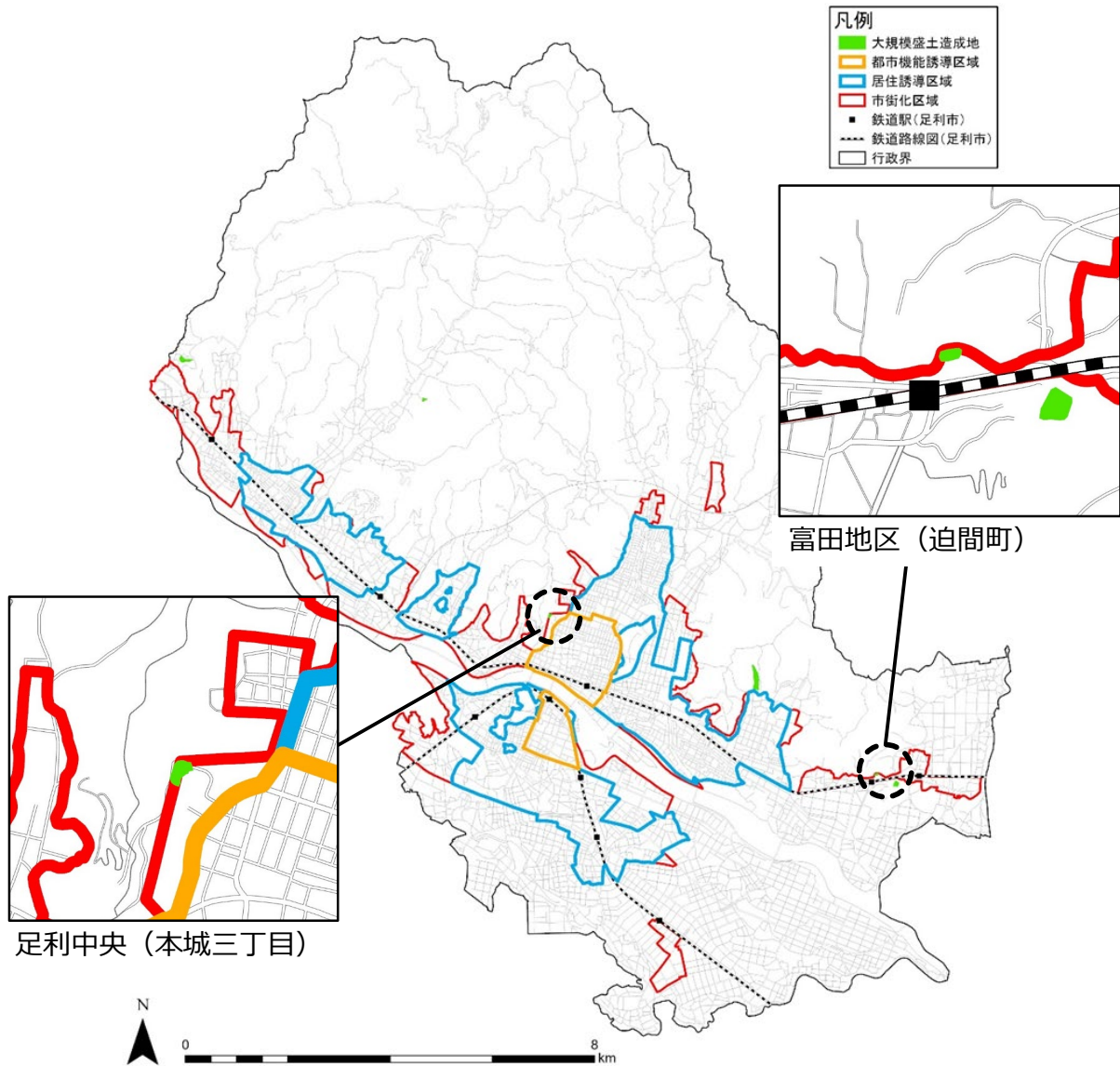


図 9-12 大規模盛土造成地

(k) 過去の被害実績

令和元（2019）年の東日本台風等の市全体での被害実績を図面に示しました。
 居住誘導区域においては、内水による浸水被害や、道路冠水、倒木被害などがみられます。

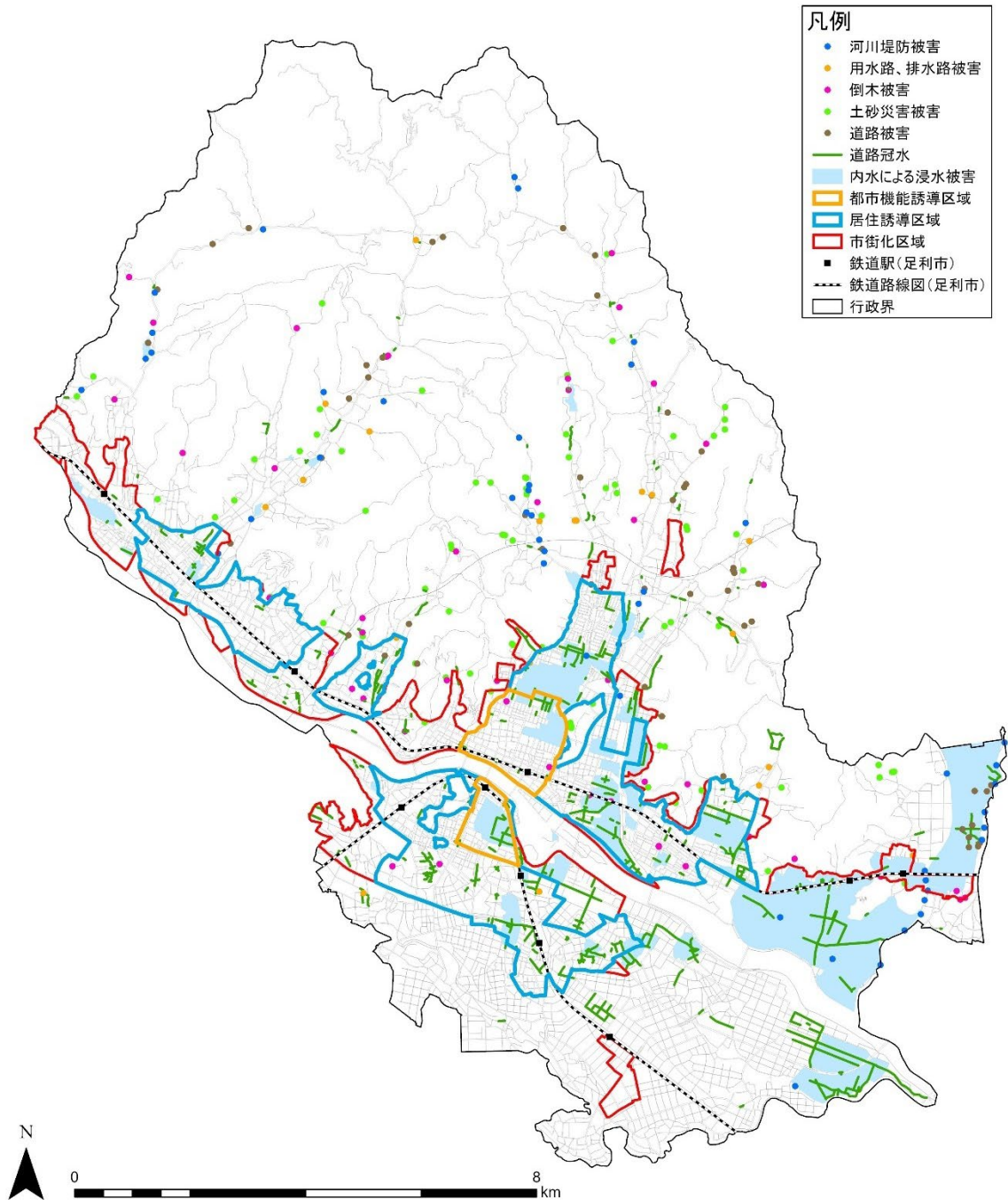


図 9-13 過去の被害実績

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(2) 災害リスクの高い地域の抽出

収集・整理した災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで、災害リスクの高い地域を抽出します。

(a) 浸水想定区域*と指定避難所*の重ね合わせ

居住誘導区域において、指定避難所から 800m（一般的な徒歩圏*）以上離れた地域（山前・北郷・山辺・毛野・御厨・梁田）が存在します。

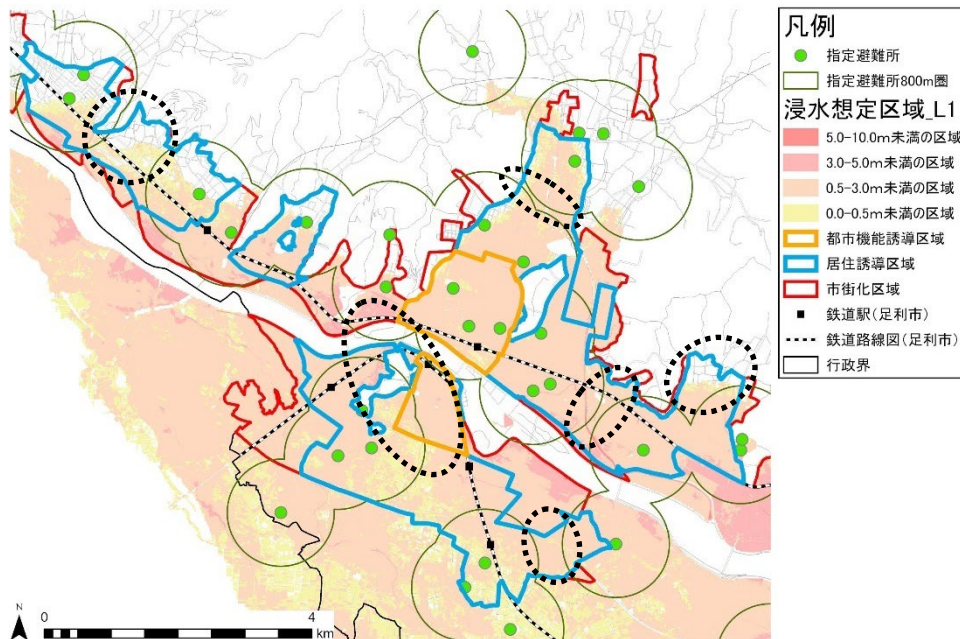


図 9-14 浸水想定区域 (L1) と指定避難所

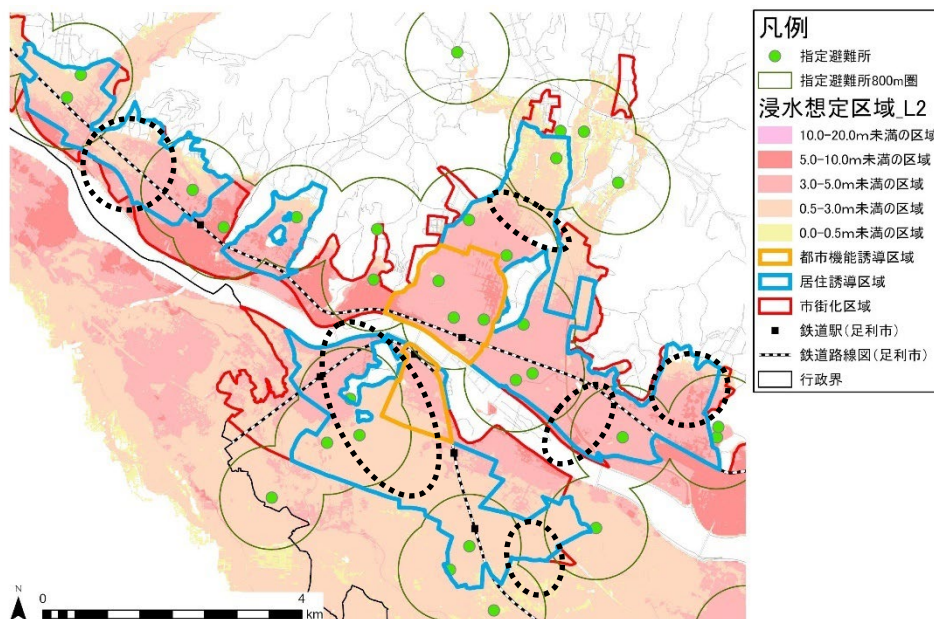


図 9-15 浸水想定区域 (L2) と指定避難所

*一般的な徒歩圏は、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26(2014)年）」より引用

(b) 浸水想定区域*と人口密度の重ね合わせ

足利中央・毛野の一部は、想定される浸水深が3~5m (L2) と、他地域よりも深く、かつ人口密度が高い(60人/ha)地域が存在するため、特に対策が必要です。

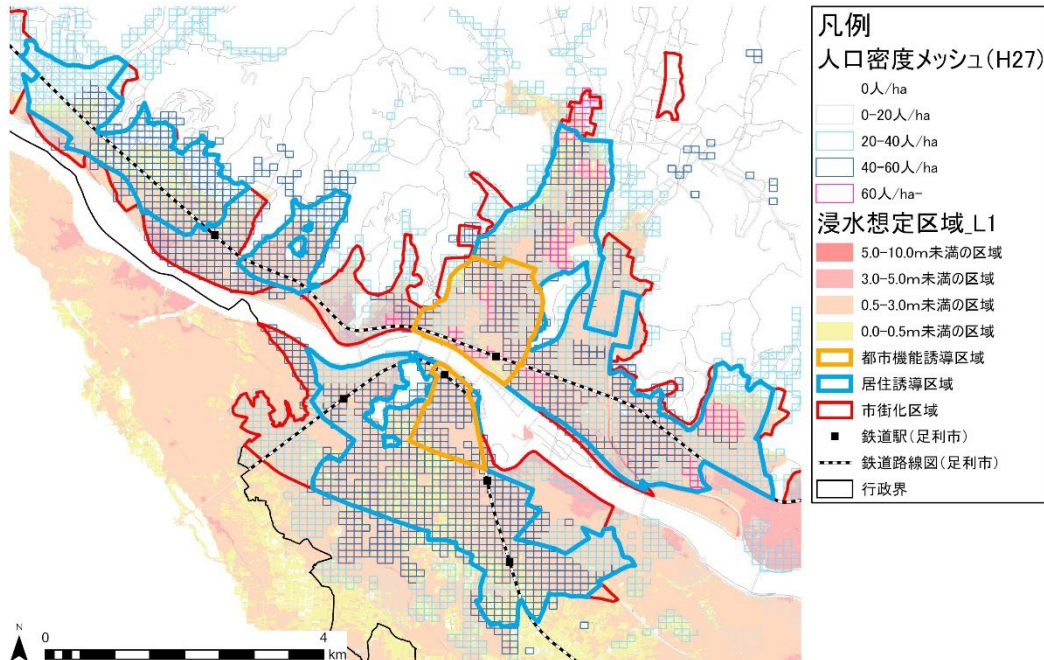


図 9-16 浸水想定区域 (L1) と人口密度

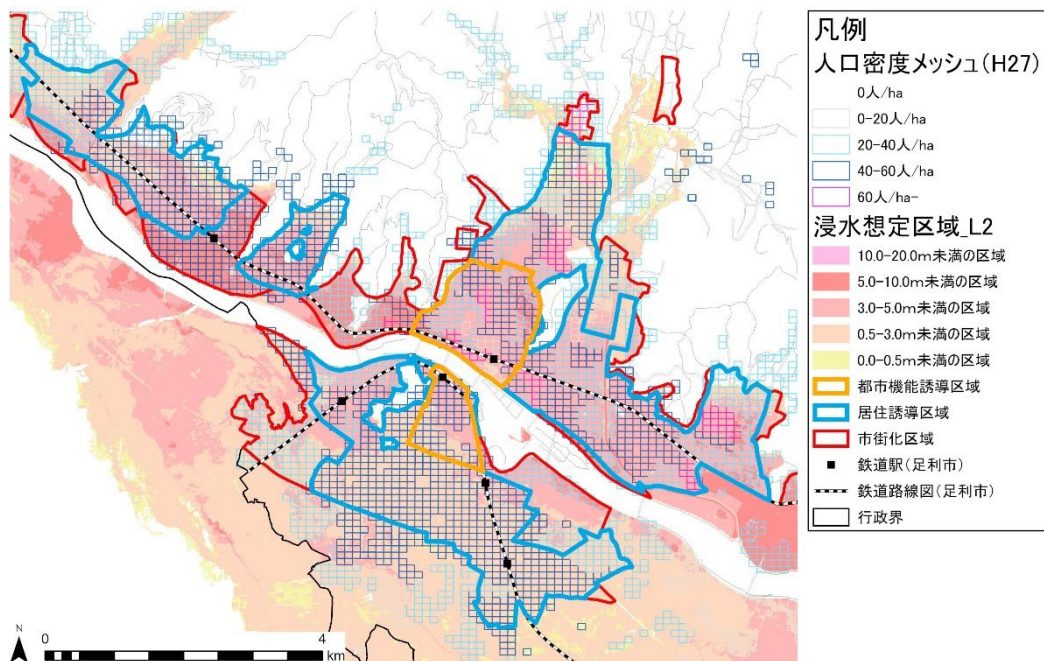


図 9-17 浸水想定区域 (L2) と人口密度

- ① 立地適正化計画について
- ② 課題 本市の現況・
- ③ 計画 上位・関連
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(c) 浸水想定区域*とアンダーパス、緊急輸送道路*の重ね合わせ

緊急輸送道路がアンダーパスとなっている場所（県道 40 号・山川アンダー）があり、浸水時に冠水し、通行不能となる恐れがあります。

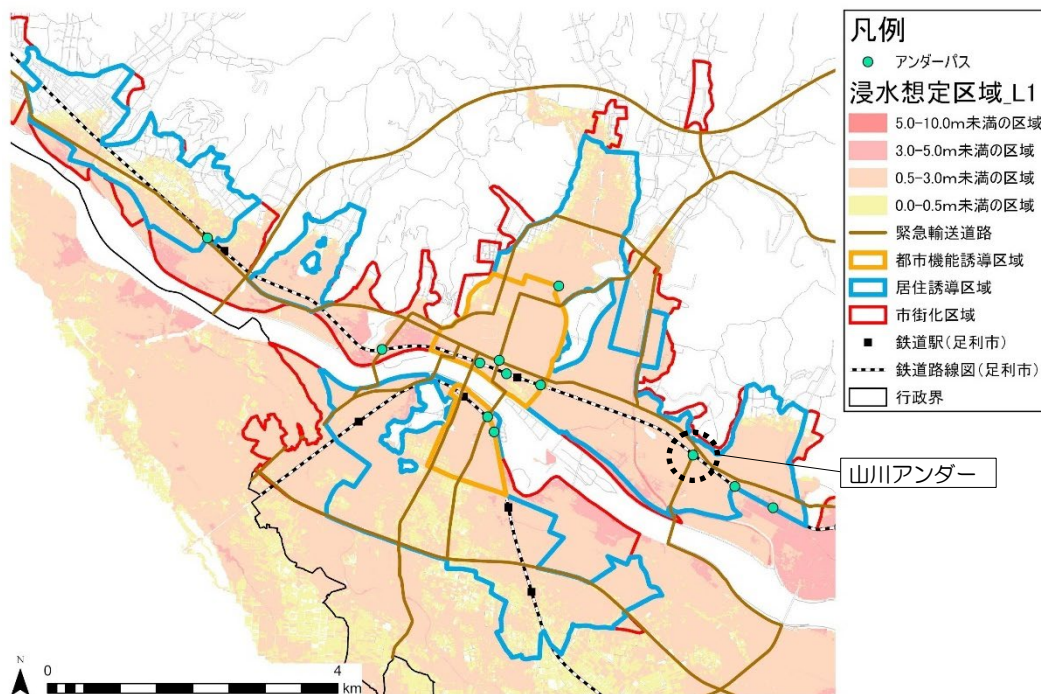


図 9-18 浸水想定区域 (L1) とアンダーパス、緊急輸送道路

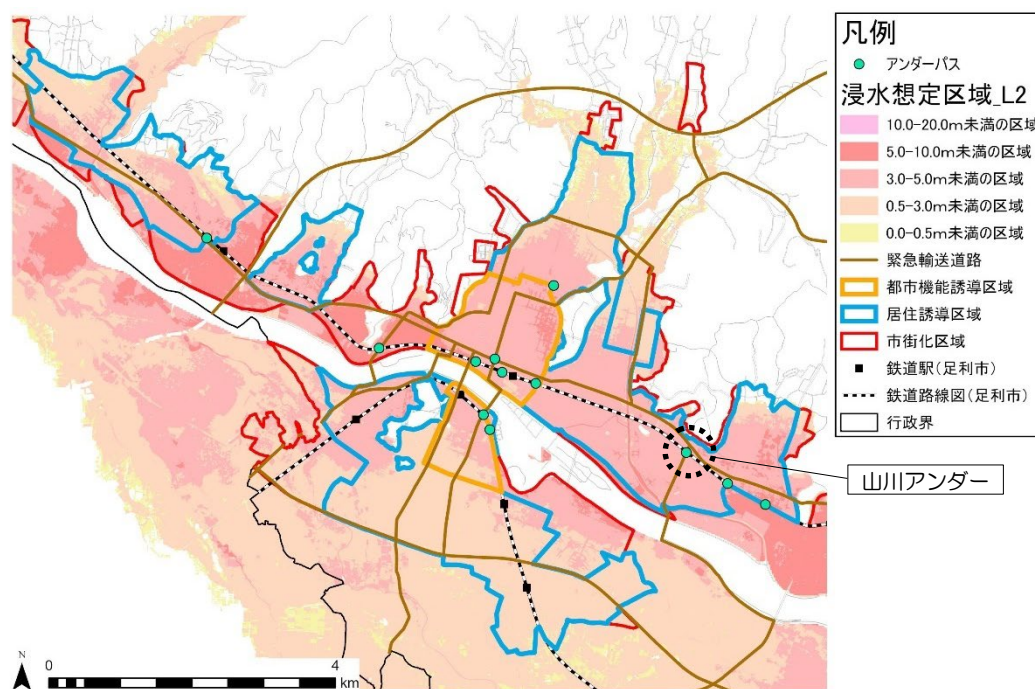


図 9-19 浸水想定区域 (L2) とアンダーパス、緊急輸送道路

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(d) 浸水継続時間*と指定避難所*、緊急輸送道路*の重ね合わせ

居住誘導区域において、足利中央・毛野の多くの範囲で浸水継続時間が 12 時間以上 24 時間未満となっており、災害時に 24 時間孤立することが懸念されます。

そのため、災害直後からの避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のための緊急車両の通行が困難となる恐れがあります。

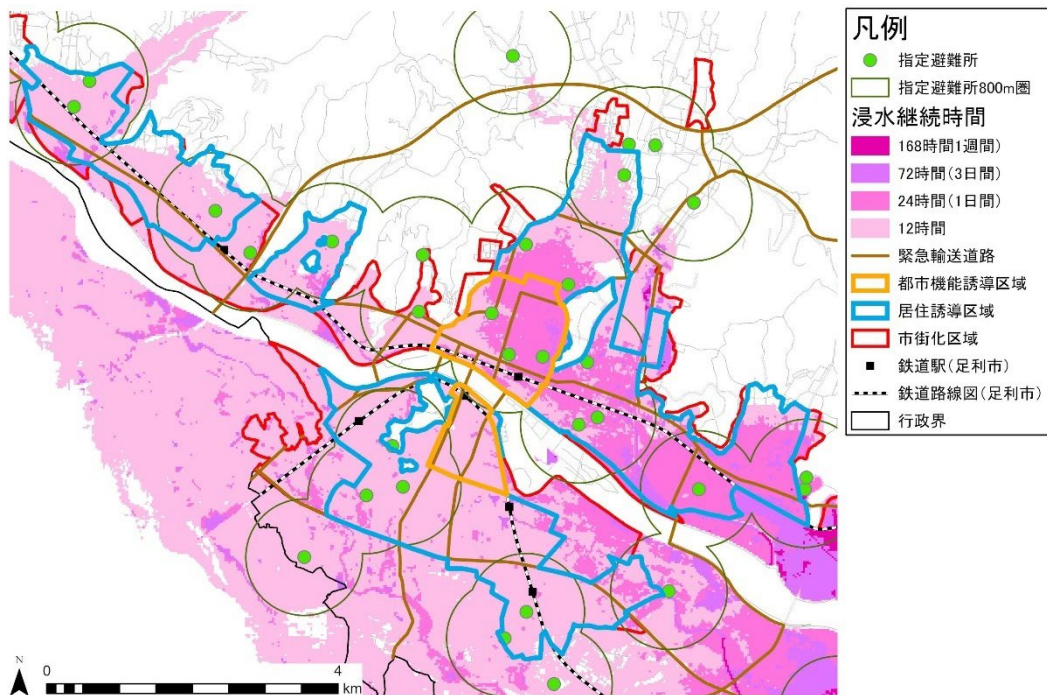


図 9-20 浸水継続時間と指定避難所、緊急輸送道路

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(e) 浸水継続時間*と病院・高齢者福祉施設の重ね合わせ

居住誘導区域において、足利中央の多くの範囲で浸水継続時間が12時間以上24時間未満となっており、病院や高齢者福祉施設内の病人・要配慮者の生命維持にあたり、リスクが想定されます。

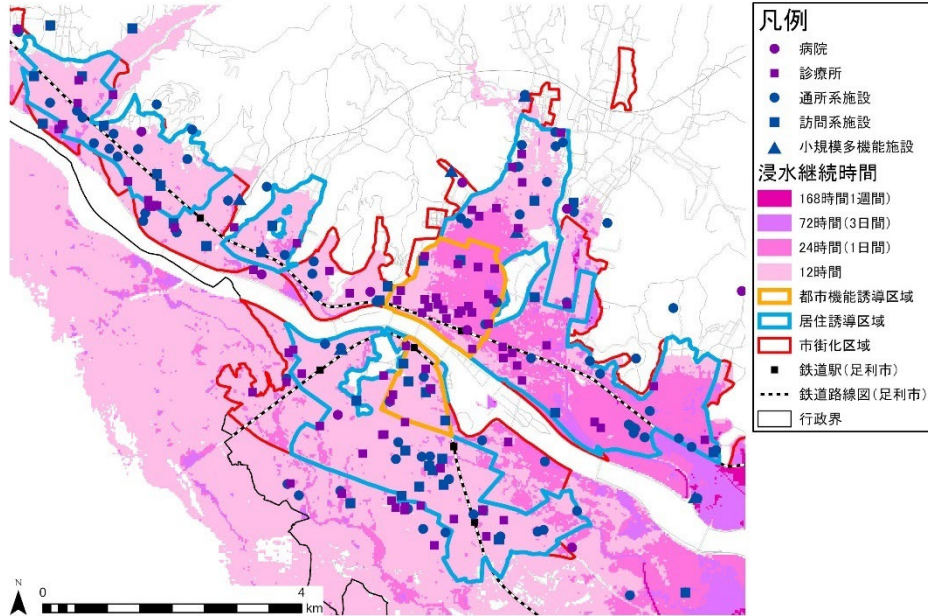


図 9-21 浸水継続時間と病院・高齢者福祉施設

(f) 浸水継続時間と供給処理施設の重ね合わせ

居住誘導区域において、足利中央の多くの範囲で浸水継続時間は12時間以上24時間未満であり、電気・水道供給施設等が24時間冠水する恐れがあります。

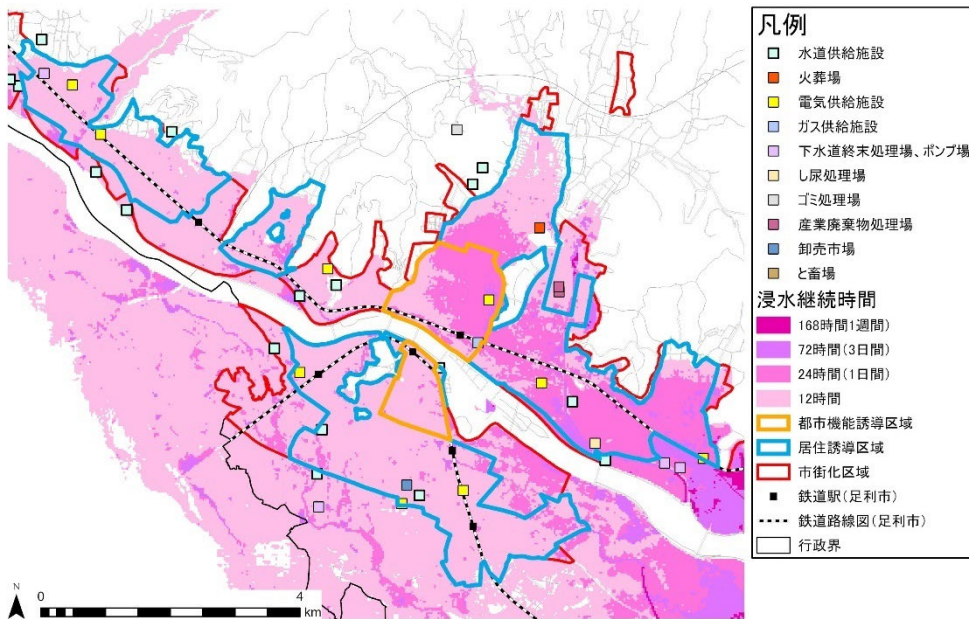


図 9-22 浸水継続時間と供給処理施設

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(g) 家屋倒壊等氾濫想定区域*と建物分布の重ね合わせ

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、渡良瀬川沿いの広範囲に指定されています。同区域にある普通建物等は氾濫流による倒壊のリスクが高いため、垂直避難が困難です。

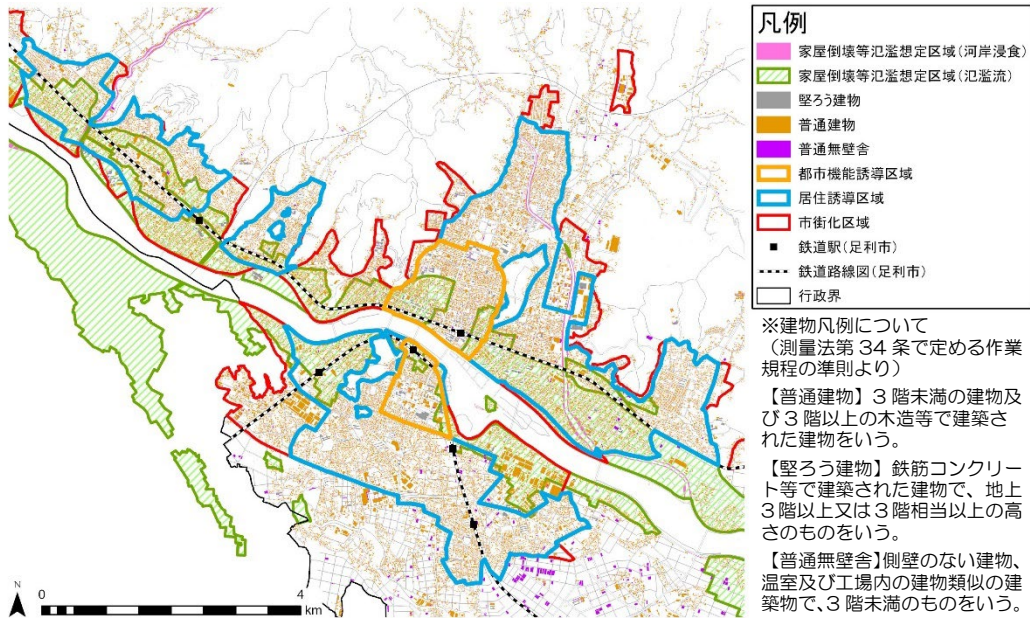


図 9-23 家屋倒壊等氾濫想定区域と建物分布

(h) 土砂災害（特別）警戒区域*等と建物分布の重ね合わせ

居住誘導区域内において、山辺の一部地域で土砂災害警戒区域と建物分布が重なっており、建物被害の恐れがあります。その他、居住誘導区域に近接する山麓においても、土砂災害（特別）警戒区域等と建物分布が重なる箇所では、建物被害の恐れがあります。

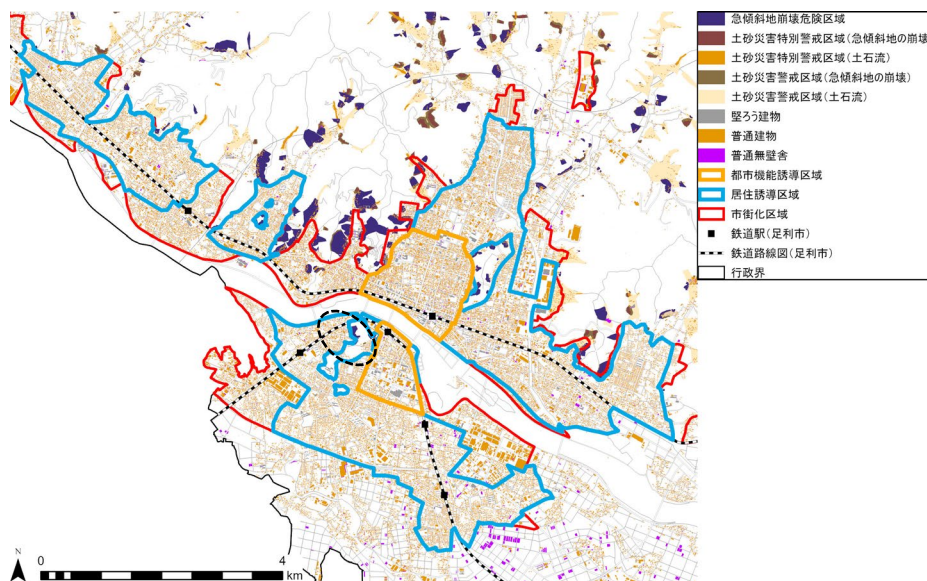


図 9-24 土砂災害（特別）警戒区域等と建物分布

- ① 立地適正化計画について
- ② 本市の現況・課題
- ③ 上位・関連計画
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

(i) 土砂災害（特別）警戒区域*等と道路網（緊急輸送道路*）の重ね合わせ

山間部を通る北関東自動車道付近に土砂災害（特別）警戒区域等の指定があり、道路寸断の恐れがあります。

居住誘導区域において、山辺の一部地域で土砂災害警戒区域と道路網が重なっており、周辺の道路寸断の恐れがあります。

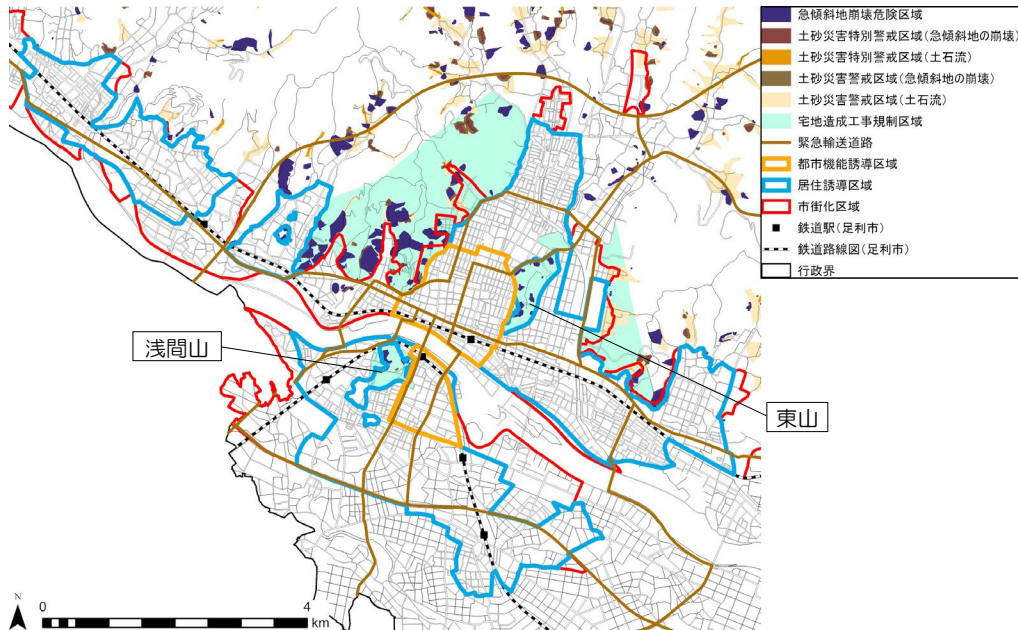


図 9-25 土砂災害（特別）警戒区域等と道路網（緊急輸送道路）

(j) 過去の被害実績と建物分布の重ね合わせ

居住誘導区域において、足利中央、山辺、毛野、御厨等、普通建物が分布する地域に内水による浸水被害や道路冠水がみられます。

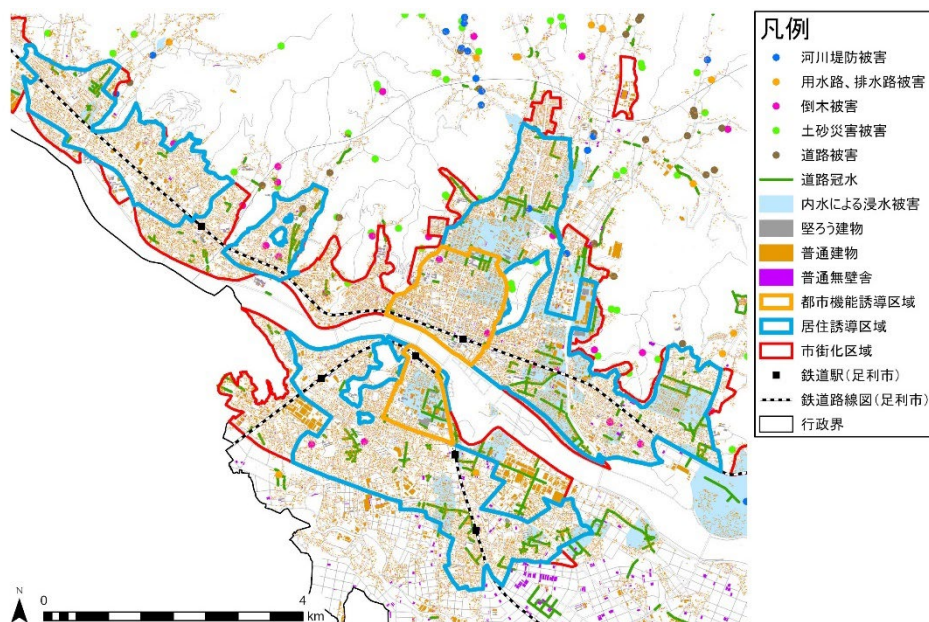


図 9-26 過去の被害実績と建物分布

(3) 地域ごとの防災上の課題整理

災害リスク分析を踏まえ、居住誘導区域等の災害リスクの高い地域の課題を以下の通り整理しました。

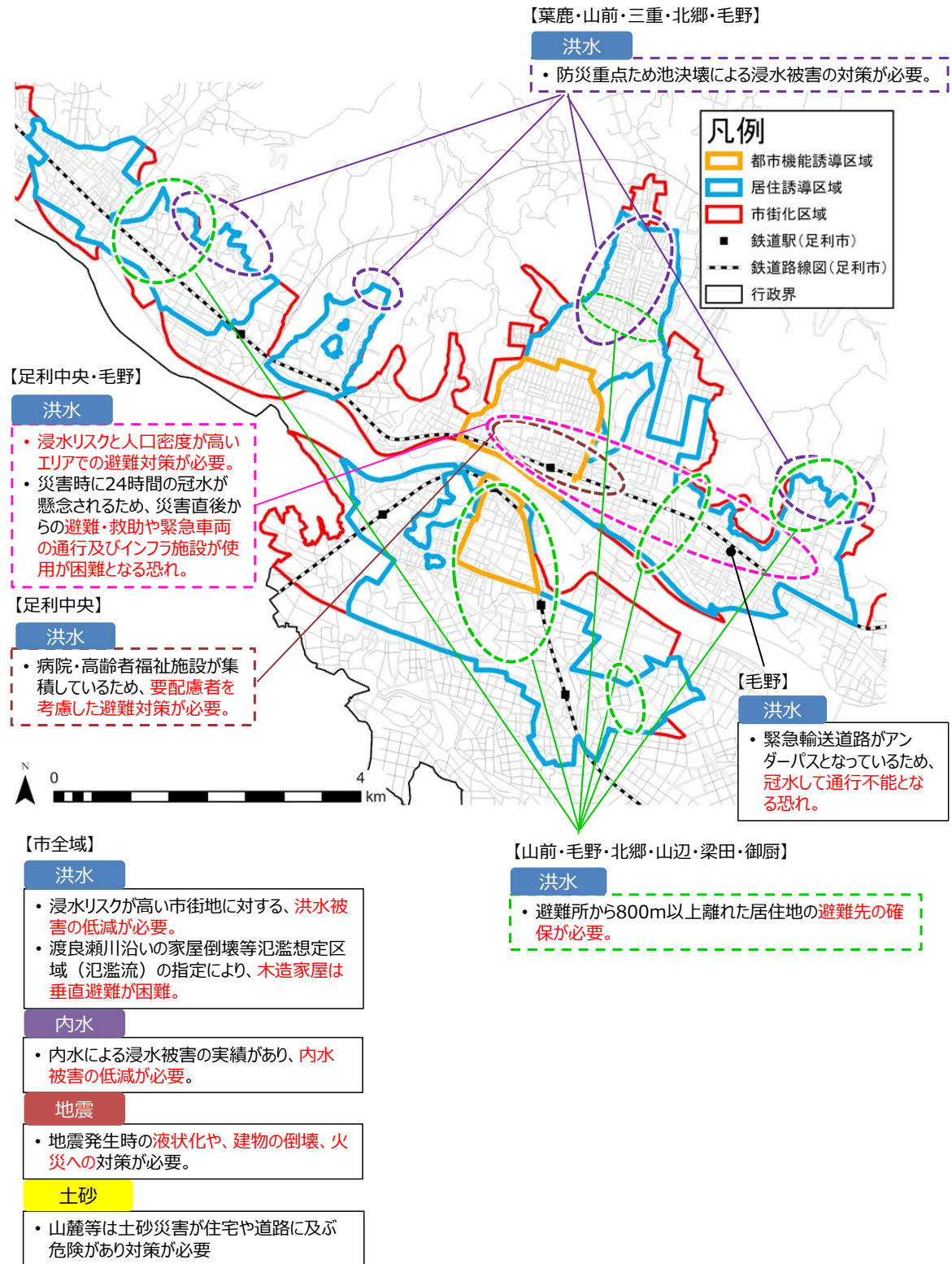


図 9-27 地域ごとの防災上の課題

- ① 立地適正化計画について
- ② 課題 本市の現況・
- ③ 計画 上位・関連
- ④ 立地適正化計画に関する基本的な方針
- ⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定
- ⑥ 居住誘導区域の設定
- ⑦ 公共交通軸の設定
- ⑧ 誘導施策
- ⑨ 防災指針
- ⑩ 計画の評価・検証

第3節. 防災まちづくりの将来像・取組方針

「足利市地域防災計画」や「足利市国土強靱化地域計画」等の方針や個別施策等と整合を図りつつ、整理した各地域の課題を踏まえ、防災上の対応方針及び災害リスクを低減する取組方針を以下に示します。

防災上の対応方針（ターゲット）

「事前の備えによる減災の強化」
～自助・共助・公助により、災害から命を守る～

表 9-4 災害リスクに対する取組方針

災害種別	リスクの対策	取組方針
共通	低減	防災意識の向上、警戒避難体制の強化
		インフラ施設の適正な維持管理
		避難計画、備蓄計画の充実
		要配慮者の利用を考慮した避難体制の強化
		物資供給路、避難路の整備
		避難場所の充実
洪水	低減	河川整備の促進
		想定浸水深 3m 以上（L1）及び 5m 以上（L2）は居住誘導区域から原則除外
		道路アンダーパス部の冠水対策
		水災害対策施設の整備
		農業用ため池施設の適正管理
		農業用ため池に対する防災意識の向上
内水	低減	雨水対策施設の整備
土砂	低減	土砂災害防止施設の整備
地震	低減	建築物等の安全性の向上

第4節. 具体的な取組・スケジュール・目標値

(1) 防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組

取組方針に基づき、ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に必要な具体的な取組を整理しました。

取組の実施にあたっては、取組方針において設定した目標に向けて計画的に対策の進捗を図るため、位置付けた個々の取組に対して、実施主体及び実現時期の目標（短期・中期・長期）を整理しました。

表 9-5 災害リスクの低減に必要な具体的なハードの取組

※ ■ : 実施を予定 ▨ : 実施を検討

分類	災害種別	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
災害リスク低減	共通	道路、橋梁や、上下水道等のライフライン*の定期的な点検やメンテナンスの実施及び長寿命化や耐震化の推進	国・県・市	■	■	■
		緊急輸送道路*や減災ネットワーク道路*の整備と耐震化	国・県・市	■	■	■
		スマートIC及びスマートICへのアクセス道路の整備	県・市	■	■	■
		電線類の地中化の推進	国・県・市	■	■	■
		緊急車両通行のための狭隘道路に面して建築する際の空地確保及び道路の拡幅整備	県・市	■	■	■
		土地区画整理事業の推進	市	■	■	■
	洪水	河川の未改修箇所*の改修	国・県・市	■	■	■
		中橋の架け替え事業	国・県・市	■	■	■
		河川管理施設の適正な維持管理と長寿命化	国・県・市	■	■	■
		重要な公共施設、居住を災害リスクの低い地域へ誘導	市	■	■	■
		アンダーパスにおける冠水対策、冠水情報掲示板やCCTVの整備、電気設備の地上化	県・市	■	■	■
		水防活動の拠点となる水防センターの充実	市	■	■	■
		農業用ため池、調整池等の雨水流出抑制対策の推進	県・市	■	■	■
	防災重点農業用ため池の防災工事等の推進	市	■	■	■	
	内水	雨水幹線や道路側溝等の整備	県・市	■	■	■
	土砂	土砂災害の危険性の高い区域における、砂防施設の整備、急傾斜地対策等の推進	県	■	■	■
	地震	建築物の耐震化、不燃化の推進	市	■	■	■
		土木施設構造物、建築物等に対する液状化対策実施の検討	国・県・市	▨	▨	▨

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

表 9-6 災害リスクの低減に必要な具体的なソフトの取組

※ソフト対策は継続的な取組のため実施時期は長期とします。

分類	災害	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
災害リスク低減	共通	ハザードマップの更新及び周知	市			
		消防防災情報メールの登録の推進	市			
		自主防災会（自治会）における連絡網の作成の推進	市			
		防災会と連携した、自主防災活動を促進する防災リーダーや、要配慮者支援活動を担う人材の育成支援	市			
		防災教育及び避難訓練の実施	市			
		地区防災計画策定の推進	市			
		一時的、自主的な避難所（場所）としての民間施設活用の推進	市			
		最新の浸水想定区域 [*] 、土砂災害警戒区域 [*] を考慮した指定避難所の再検討	市			
		安全確保のための地域の協力体制を含めた要配慮者に対する情報伝達手法の検討	市			
		要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進	市			
		市内事業所等における非常用物資の備蓄の促進	市			
	災害発生時に迅速に行動するための、避難誘導體制整備の促進	市				
	洪水	氾濫流等による家屋倒壊の恐れのある地域への水平避難の周知	市			
		ため池ハザードマップの更新及び周知	市			
土砂	山岳地帯など居住誘導区域外における土砂災害警戒区域の指定	県・市				
地震	足利市木造住宅耐震診断補助、足利市木造住宅耐震改修等補助制度の利用促進	市				

(2) 目標値の設定

防災指針に関して、日頃の防災意識が向上しているか、進捗や効果を適切に評価できるか、今後も継続的なモニタリングが可能か等の視点から、以下の通り目標値を設定します。

表 9-7 防災指針の目標値

指標	基準値 (令和 2(2020)年)	目標値 (令和 27(2045)年)
消防防災情報メール配信者数	13,422 人	29,937 人
防災リーダー認定者数	1,961 人	3,200 人

第10章. 計画の評価・検証

第1節. 評価指標及び目標値の設定

本計画の進捗状況を定量的に評価するため、評価指標及び目標値を設定します。なお、評価指標は、都市機能の誘導、居住の誘導、公共交通の3つの分野についてそれぞれ設定します。

指標の目標年次は令和27(2045)年としていますが、上位計画や関連計画等の見直しを踏まえて、本計画の目標値も見直していきます。なお、データの整備年次により基準値の参照年度は前後するため統一していません。

表 10-1 評価指標及び目標値

評価指標	選定理由	基準値	目標値 (令和27(2045)年)
都市機能の誘導に係る評価指標	都市機能誘導区域内における誘導施設の立地件数	22件 (令和2(2020)年)	26件
	都市機能誘導区域内における地価公示平均価格(商業地)	46,120円 (平成30(2018)年)	基準年の地価公示平均価格以上
居住の誘導に係る評価指標	居住誘導区域内の人口密度	38.2人/ha (平成27(2015)年)	37.3人/ha ^{※1}
	居住誘導区域内における地価公示平均価格(住宅地)	29,982円 (平成30(2018)年)	基準年の地価公示平均価格以上
公共交通に係る評価指標	誘導区域内の鉄道駅 ^{※2} における利用者数	2,845,392人 (平成29(2017)年)	現状維持
	生活路線バスの利用者数	186,745人 (平成29(2017)年)	現状維持

※1：人口減少下においても平成27(2015)年の市街化区域内人口を維持していくことを目指す。

※2：足利駅、山前駅、足利市駅、福居駅を指す。(野州山辺駅等は継続的なモニタリングが困難であるため含めていない)

① 立地適正化計画について

② 本市の現況・課題

③ 上位・関連計画

④ 立地適正化計画に関する基本的な方針

⑤ 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

⑥ 居住誘導区域の設定

⑦ 公共交通軸の設定

⑧ 誘導施策

⑨ 防災指針

⑩ 計画の評価・検証

第2節. 計画の進捗管理

本計画の策定後、計画の進捗状況をPDCAサイクルに基づいて確認し、計画の進捗を管理します。概ね5年ごとに本計画で掲げた施策等の実施状況について検証するとともに、設定した評価指標や目標値等による進捗状況を評価し、その結果等を踏まえ、誘導施策の更新等、必要に応じて計画の見直しを実施します。

今後、土地利用の実態に合わせた用途地域*の変更や市街化区域*編入について検討し、必要に応じて都市機能誘導区域や居住誘導区域の見直しを実施します。

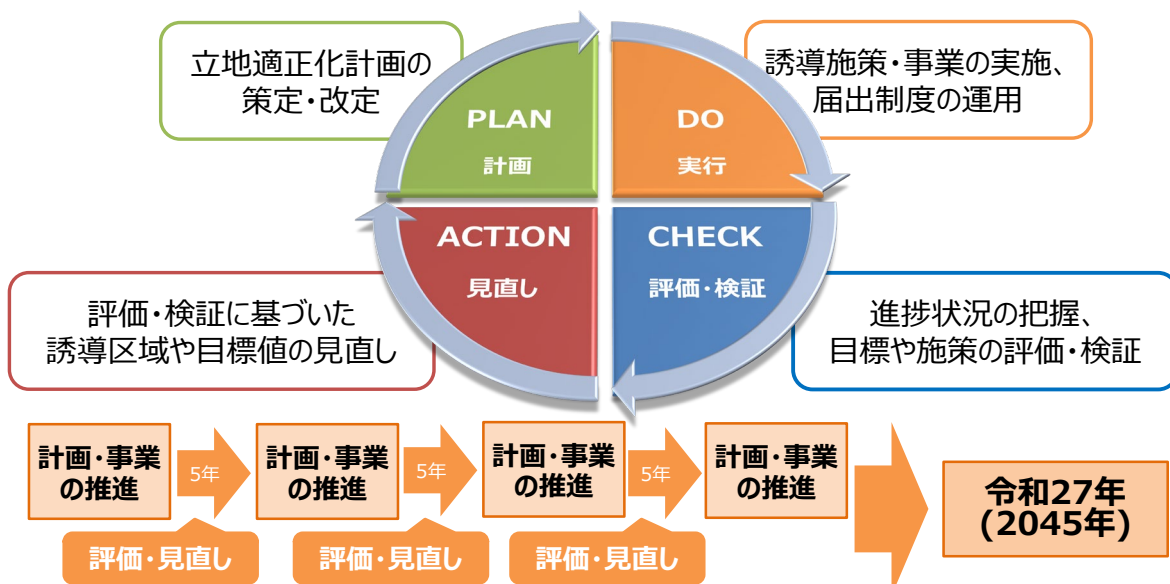


図 10-1 PDCA サイクルに基づく進捗管理

巻末資料

第1節. 市民参加の状況.....	2
(1) コンパクトなまちづくりに向けた市民アンケート調査.....	2
(2) 市民ワークショップ.....	12
(3) 市民説明会.....	14
(4) パブリック・コメント.....	14
第2節. 策定の経過.....	15
第3節. 足利市立地適正化計画策定委員会委員名簿.....	16
第4節. 用語集.....	17

第1節. 市民参加の状況

(1) コンパクトなまちづくりに向けた市民アンケート調査

(a) 実施概要

対象	【対象】市内在住の18歳以上の男女 【抽出方法】住民基本台帳から、人口構成等を勘案し地区別・年齢層別にサンプル数を設定し、抽出。 【調査票配布数】2,250票
期間	令和元（2019）年11月8日（金）～11月30日（土）
方法	郵送による配付・回収（無記名）とする。アンケート票および返信用封筒を同封して送付し、回答後は返信用封筒に入れ、返送いただく。
回収数	918票（※11月末日までに回収した票について集計）
回収率	40.8%

(b) アンケート集計結果

※各回答項目の割合(%)は、小数点以下第2位を四捨五入のため、合計が100%とはならない場合がある。

① あなた自身のことについて

問1-1 性別

男性	女性	無回答
45.3%	54.0%	0.7%

問1-2 年齢

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
2.5%	7.1%	11.8%	14.2%	16.2%	25.1%	22.3%	0.9%

問1-3 職業

農業・林業	小売業・サービス業	飲食業	製造業	建設・土木業	公務員・団体職員	医療・福祉関係	金融・保険業
1.4%	7.5%	1.6%	14.0%	3.8%	4.8%	6.3%	1.2%
研究者	技術者(科学・システム等)	パート・アルバイト	学生	専業主婦(主夫)	無職	その他	無回答
0.3%	1.1%	15.2%	3.5%	13.9%	18.9%	5.4%	1.3%

問1-4 家族構成

一人暮らし	夫婦のみ	親子(2世代)	親子(3世代)	その他	無回答
6.5%	27.9%	51.2%	9.6%	4.2%	0.5%

問1-5 家族構成(子育て世帯と高齢者世帯)

未就学児がいる	小学生がいる	中学生がいる	65歳以上の高齢者がいる	いずれもない
8.0%	9.3%	7.4%	44.2%	31.0%

問1-6 居住地

足利中央	山辺	矢場川	御厨	毛野	富田	三重	山前	葉鹿
14.8%	12.4%	3.6%	9.3%	8.8%	3.5%	6.2%	8.6%	4.9%
小俣	三和	名草	北郷	筑波	久野	梁田	無回答	
4.9%	1.7%	1.4%	8.6%	3.2%	1.9%	3.3%	2.9%	

② あなたの日常生活について
問2-1 ア) 主な利用地区 (%)

施設	市の窓口	スーパー、コンビニ	専門店、大型複合施設	病院	診療所	文化施設	図書館	交流施設	保育園・幼稚園、子育て支援施設	デイサービス関連施設	高齢者福祉施設	スポーツ・運動施設、講演	金融機関
足利中央	36.8	25.9	36.9	35.5	30.3	74.0	85.7	54.5	23.4	38.9	26.7	44.4	31.8
山辺	10.9	18.4	22.3	14.6	18.3	—	—	19.5	17.2	16.7	13.3	7.3	17.8
矢場川	3.3	0.3	0.4	1.3	2.5	—	—	1.8	1.6	5.6	—	0.3	1.2
御厨	7.0	7.5	2.2	3.7	9.7	—	—	2.6	7.8	—	—	2.1	7.1
毛野	6.5	6.8	1.7	2.0	3.8	—	—	2.9	6.3	5.6	26.7	4.6	6.3
富田	3.3	1.5	—	1.8	0.8	6.3	—	2.1	4.7	—	—	0.9	2.3
三重	4.5	3.1	0.6	15.4	2.3	—	—	1.0	4.7	5.6	—	13.7	2.6
山前	5.2	11.7	2.0	6.0	4.8	—	—	3.9	7.8	—	6.7	6.1	5.5
葉鹿	4.6	6.4	1.2	3.2	10.0	—	—	1.3	3.1	—	—	3.0	10.0
小俣	4.1	2.6	0.2	1.8	2.7	1.0	—	1.0	7.8	11.1	6.7	2.4	1.5
三和	1.5	0.1	0.1	—	0.1	—	—	1.3	—	5.6	—	1.2	0.6
名草	5.3	4.7	—	0.2	—	—	—	0.5	—	—	—	0.3	0.7
北郷	0.7	1.8	7.4	4.0	7.2	2.1	—	2.6	4.7	11.1	6.7	3.0	6.9
筑波	2.7	0.6	0.1	0.8	2.0	—	—	1.6	3.1	—	—	0.3	0.8
久野	1.6	1.0	0.1	—	—	—	—	0.5	—	—	—	0.3	0.2
梁田	1.9	7.5	0.1	0.8	1.1	—	—	0.8	4.7	—	13.3	0.9	0.9
市外	—	0.1	24.6	8.7	4.2	16.7	14.3	2.1	3.1	—	—	9.1	3.7
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

問2-1 イ) 利用頻度 (%)

施設	市の窓口	スーパー、コンビニ	専門店、大型複合施設	病院	診療所	文化施設	図書館	交流施設	保育園・幼稚園、子育て支援施設	デイサービス関連施設	高齢者福祉施設	スポーツ・運動施設、講演	金融機関
ほぼ毎日	0.5	21.3	3.0	0.5	0.1	—	1.7	0.8	70.1	18.8	18.8	7.2	0.1
週2～3回	0.7	44.0	9.7	1.5	1.9	0.5	2.2	1.8	—	50.0	18.8	15.1	1.9
週1回程度	1.5	21.4	16.4	2.4	1.4	0.5	5.6	6.0	7.5	25.0	12.5	17.5	7.8
月2～3回	3.7	10.1	28.2	7.8	8.3	4.6	14.0	6.2	3.0	6.3	6.3	16.9	33.3
月1回程度	10.2	1.6	28.3	33.7	35.2	9.8	12.8	10.9	4.5	—	12.5	12.3	44.4
年数回程度	83.4	1.6	14.3	54.1	53.0	84.5	63.7	74.3	14.9	—	31.3	31.0	12.5
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

問2-1 ウ) 交通手段 (%)

施設	市の窓口	スーパー、コンビニ	専門店、大型複合施設	病院	診療所	文化施設	図書館	交流施設	保育園・幼稚園、子育て支援施設	デイサービス関連施設	高齢者福祉施設	スポーツ・運動施設、講演	金融機関
JR 両毛線	—	0.3	0.1	0.5	0.3	0.5	1.1	—	—	—	—	—	—
伊勢崎線	0.3	—	0.3	0.2	0.1	7.8	0.6	0.3	—	—	—	—	0.1
路線バス	0.3	0.3	0.6	1.0	0.3	1.0	0.6	0.8	—	—	—	—	0.2
タクシー	—	0.1	0.3	0.5	0.4	—	—	0.3	—	—	—	—	0.2
自分で運転	83.6	81.4	84.9	81.6	82.7	77.2	82.3	82.7	91.0	10.0	68.8	80.6	82.1
家族の送迎	4.6	6.0	8.3	9.6	7.6	4.7	3.3	2.8	3.0	15.0	6.3	1.8	4.0
自転車	6.0	6.8	3.5	3.6	4.3	3.6	7.7	4.1	1.5	5.0	—	5.2	7.2
徒歩	4.9	5.0	1.5	2.5	3.7	3.6	4.4	8.0	3.0	5.0	—	11.5	5.8
その他	0.3	0.1	0.5	0.5	0.6	1.6	—	1.0	1.5	65.0	25.0	0.9	0.4
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

問2-2 欠かせない施設と考える施設

	自宅周辺に欠かせない施設		中心市街地や主要駅周辺などの地区に欠かせない施設	
	既に存在するもので欠かせないもの	現在はないが今後必要と考えるもの	既に存在するもので欠かせないもの	現在はないが今後必要と考えるもの
市の窓口	443	115	533	51
スーパー、コンビニ	697	160	491	54
専門店、大型複合施設	182	162	430	178
病院	297	167	513	101
診療所	520	166	363	40
文化施設	46	38	248	43
図書館	65	84	261	52
交流施設	205	45	375	45
保育園・幼稚園、子育て支援施設	249	49	232	38
デイサービス関連施設	230	164	222	75
高齢者福祉施設	188	196	232	106
スポーツ・運動施設、公園	239	154	308	65
金融機関	567	146	499	53

問2-3 日常生活における公共交通の利用状況

■足利市内を運行している公共交通の利用頻度

ほぼ毎日	週2~3回	週1回	月2~3回	月1回	年数回	利用しない	無回答
3.1%	1.3%	1.2%	4.0%	4.2%	29.4%	52.9%	3.4%

※重複回答0.4%

■最もよく利用する公共交通機関

JR 両毛線	東武伊勢崎線	路線バス（あしバスアッシー）	その他
20.8%	70.7%	7.1%	1.5%

■最もよく利用する公共交通機関に対する印象

○JR 両毛線

	とても思う	思う	思わない	まったく思わない
乗りたい時間帯に運行していない	25.8%	34.8%	34.8%	4.5%
運行本数が少ない	43.2%	40.0%	15.8%	1.1%
運賃が高い	17.4%	23.3%	53.5%	5.8%
行きたい場所・目的に運行していない	5.7%	25.3%	60.9%	8.0%
乗り継ぎが不便・接続が悪い	28.7%	34.0%	30.9%	6.4%
自宅近くに駅・バス停がない	21.3%	25.5%	38.3%	14.9%
行先や時間などの情報がわかりづらい	4.5%	22.7%	60.2%	12.5%
待合環境が良くない	9.2%	25.3%	51.7%	13.8%
足利市における鉄道・路線バスの運行に満足している	1.1%	35.2%	45.1%	18.7%
その他	100.0%	—	—	—

○東武伊勢崎線

	とても思う	思う	思わない	まったく思わない
乗りたい時間帯に運行していない	20.3%	33.0%	34.6%	12.1%
運行本数が少ない	27.0%	38.4%	26.7%	7.9%
運賃が高い	8.2%	26.6%	55.3%	9.9%
行きたい場所・目的に運行していない	13.6%	22.3%	53.8%	10.3%
乗り継ぎが不便・接続が悪い	30.9%	32.5%	28.3%	8.4%
自宅近くに駅・バス停がない	24.7%	33.0%	32.1%	10.3%
行先や時間などの情報がわかりづらい	10.7%	20.7%	55.3%	13.3%
待合環境が良くない	16.5%	27.2%	47.6%	8.7%
足利市における鉄道・路線バスの運行に満足している	3.2%	24.8%	51.4%	20.6%
その他	71.4%	3.6%	10.7%	14.3%

○路線バス（あしバスあっしー）

	とても思う	思う	思わない	まったく 思わない
乗りたい時間帯に 運行していない	43.3%	33.3%	20.0%	3.3%
運行本数が少ない	51.7%	34.5%	10.3%	3.4%
運賃が高い	3.6%	10.7%	60.7%	25.0%
行きたい場所・ 目的に運行していない	24.0%	28.0%	32.0%	16.0%
乗り継ぎが不便・接続が悪い	39.3%	39.3%	14.3%	7.1%
自宅近くに駅・バス停がない	7.4%	11.1%	51.9%	29.6%
行先や時間などの 情報がわかりづらい	3.7%	44.4%	44.4%	7.4%
待合環境が良くない	50.0%	28.6%	14.3%	7.1%
足利市における鉄道・路線バ スの運行に満足している	—	24.1%	58.6%	17.2%
その他	60.0%	20.0%	20.0%	—

問2-4 将来の自動車及び公共交通の利用意向について

■自動車及び公共交通の利用意向_運転免許証の自主返納

自主返納 しようと思う	自主返納しよ うと思わない	わからない	運転免許を 持っていない	運転免許を 返納済みであ る	無回答
54.8%	7.4%	29.2%	5.6%	1.3%	1.7%

■自動車及び公共交通の利用意向_公共交通の利用意向

利用したいと思う	利用したいと思わ ない	わからない	無回答
53.1%	1.7%	7.6%	37.6%

■自動車及び公共交通の利用意向_自宅周辺の鉄道駅・バス停の有無

自宅周辺に鉄道駅とバス停の両方がある	20.8%
自宅周辺に鉄道駅のみがある	5.9%
自宅周辺にバス停のみがある	43.9%
自宅周辺に鉄道駅又はバス停がない	24.5%
無回答	4.9%

■自動車及び公共交通の利用意向_公共交通利用のために求める環境

適切な運行本数の設定、便数の充実	25.1%
日常的に利用しやすい適切な運賃の設定	14.1%
主要施設や日常的によく利用する場所を通る路線の維持・確保	16.4%
鉄道路線同士や鉄道路線・バス路線間の乗り継ぎの利便さ	8.3%
自宅から駅やバス停の近接性	13.1%
行先や時間、場所のわかりやすさ	8.1%
使いやすい待合環境の充実	4.6%
柔軟な路線経路や運行スケジュールを実現できるデマンド型交通の導入	9.3%
その他	1.0%

③ 住まい・暮らしについて

問3-1 現在のお住まい

持ち家の 一戸建て	持ち家の 集合住宅	賃貸の一 戸建て	賃貸のア パート・ マンショ ン・下宿	社宅・ 寮・公務 員住宅	公営住宅	高齢者向 け住宅・ 施設	その他	無回答
83.6%	1.1%	3.1%	7.1%	0.2%	2.6%	0.0%	0.8%	1.6%

問3-2 現在居住する地区に居住し続けたいか

ずっと住み続けたい	市内の他の地区に移りたい	他の市町村に移りたい	その他	無回答
78.6%	4.7%	6.4%	7.2%	3.1%

④ 今後のまちづくりについて

問4-1 災害に強いまちづくりについて重視すべきと思うこと

防災情報の周知・共有や避難訓練を密に行う	11.8%
地域で助け合えるような活動や自主的な組織づくりを検討する	11.1%
行政ではカバーできない部分については町会単位で自主防災対策に力を入れる	7.2%
災害の発生の恐れのある区域については、開発を抑制していく	13.8%
各避難施設の耐震化を進める	7.2%
災害時に機能できる避難所、防災公園、備蓄倉庫を整備する	23.5%
電気・水道・道路等のライフラインの点検及び強化を進める	22.8%
その他	2.6%

問4-2 足利市の目指すまちづくりについて重視すべきと思うこと

日常生活に必要な身近な買い物環境・サービス機能の確保	13.4%
市内の拠点間への移動に便利な公共交通網の充実	9.6%
拠点となる既存市街地のにぎわいの再生・創出	7.3%
公共施設等の都市機能が集約した、コンパクトなまちづくりの推進	4.3%
居心地がよく、歩いて楽しくなるまちづくり	6.6%
空き地や空き家などの有効活用によるまちなか居住の推進	5.2%
子育てしやすい環境を重視したまちづくりの推進	9.0%
高齢者にやさしいまちづくりの推進	11.6%
自然災害への対策など、災害に強いまちづくり	13.6%
伝統や歴史を活かし、観光が盛んなまちづくりの推進	6.1%
道路、公園、上下水道などの生活インフラの維持・整備	6.7%
中山間部や郊外でも安心して暮らせる拠点や交通ネットワークづくり	4.6%
その他	1.9%

問4-3 住んでいる地区、よく利用する地区へ求める将来像 (票数)

	医療・福祉が充実したまち	子育てがしやすいまち	工業が盛んなまち	災害に強いまち	都会的なまち	自然が豊富なまち	景観が良いまち	文化・スポーツが盛んなまち	伝統や歴史が感じられるまち	観光が盛んなまち	公共交通が利用しやすい便利なまち	大規模商業施設が立地するまち	小売店や商店街が立地するまち
足利中央	447	239	33	307	276	75	289	283	458	393	418	255	325
山辺	125	114	53	103	117	37	57	54	16	18	140	184	126
矢場川	19	31	17	38	4	24	8	10	4	2	20	2	9
御厨	43	56	105	58	14	20	17	24	10	2	50	29	44
毛野	41	56	17	61	7	43	20	15	5	9	48	14	38
富田	21	28	13	44	6	57	36	4	18	70	27	4	14
三重	82	38	3	50	4	28	15	26	5	3	29	6	18
山前	63	49	7	75	6	38	18	12	10	5	49	11	37
葉鹿	40	39	4	49	6	44	10	13	9	2	32	5	39
小俣	22	31	10	39	8	74	18	10	8	0	27	9	16
三和	16	14	4	29	3	67	9	5	3	1	19	4	9
名草	9	16	7	24	7	171	54	2	13	14	8	4	6
北郷	45	60	23	65	8	102	34	19	15	13	47	28	31
筑波	19	22	34	26	4	28	13	5	1	0	15	3	7
久野	11	16	18	20	3	25	7	2	0	2	13	8	9
梁田	16	26	35	33	5	19	2	5	3	0	15	12	15

足利市まちづくりワークショップ 開催概要

1. 目的

- 全国的な人口減少や少子高齢化を背景に、人口減少に対応したまちづくりの重要性が増えています。足利市においても、将来にわたって市民の皆さんが安全・安心で快適に暮らせるよう「コンパクトなまちづくり」の指針となる立地適正化計画の作成を進めています。
- まちづくりワークショップでは、①地域ごとの現状・課題について共有し、②地域の将来像に関して意見交換を行い、各地域に居住する皆さんの日頃感じていることなどを意見としてとりまとめ、計画策定のための基礎資料として活用することを目的に開催しました。

2. 開催詳細

- 開催日時：令和2（2020）年10月24日（土）13:00～16:25
- 開催場所：足利市民プラザ 小ホール
- 参加者数：38名（高校生、大学生、子育て世代、シニア）

3. 内容

●当日スケジュール

時間	内容
13:00～13:15	開会・概要説明
13:15～13:25	自己紹介、役割分担決め
13:25～14:25	グループワーク①「テーマ①自分が住んでいる地域の現状や課題を共有しよう」(60分)
14:25～14:40	中間発表(グループワーク①) (15分)
14:40～14:50	休憩 (10分)
14:50～15:35	グループワーク②「テーマ②将来のまちづくりのあり方について考えよう」(45分)
15:35～16:15	最終発表 (グループワーク②) (40分)
16:15～16:25	講評・総括
16:25	閉会

●ワークショップ内容

- 今回のまちづくりワークショップでは、足利中央、山辺、北地区（北郷）、南地区（御厨・梁田）、東地区（毛野・富田）、西地区（三重・山前・葉鹿・小俣）の6つのグループに分かれ、各グループで以下に示す2つのテーマに沿って話し合いました。
- 意見交換では、自身の意見を書き出した付箋を各市街地のマップに貼りながら、グループ内のメンバーと議論を行いました。
- テーマ①「自分が住んでいる地域の現状や課題を共有しよう」では、グループごとに地域の住みやすい・住みにくいところについて意見交換を行いました。その後、他グループへ移動し、他の地域の住みやすい・住みにくいところについても意見交換しました。
- テーマ②「将来のまちづくりのあり方について考えよう」では、テーマ①で話し合った地域ごとの現状・課題を踏まえて、将来どんな地域になってもらいたいのか、地域の目指すべき姿を考え、そのために必要な取組について意見を交換し、最終発表を実施しました。

■話し合いのテーマ

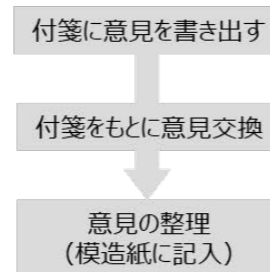
【テーマ①自分が住んでいる地域の現状や課題を共有しよう】[60分]

- 地域の便利なところ、不便なところ、他の地域にはない特徴を考えてみましょう。
- 他の地域の便利なところ、不便なところを考え、住みやすいところ、住みにくいところを提案してみましょう。

【テーマ②将来のまちづくりのあり方について考えよう】[45分]

- あなたが今後も同じ地域に住み続けると仮定した場合、将来どんな地域になってもらいたいのか、地域の目指すべき姿を考えてみましょう。
- 目指すべき姿のために必要な取組を考えてみましょう。

■話し合いの流れ



4. 当日の様子

■会場の様子

- 各グループ5～8名でグループワークを実施しました。
- 概要説明では、足利市の現状・課題、コンパクトなまちづくりについて説明しました。



■各班の議論の様子

- グループごとにテーマに沿って個人で意見を付箋に書き出し、グループ全員で意見交換しました。
- グループ全員で議論している様子が以下の写真からわかると思います。



■各班の発表の様子

- 中間発表(テーマ①について)・最終発表(テーマ②について)を行い、グループごとに出た意見を全体で共有しました。
- 発表は高校生や大学生が行いました。



1. 立地適正化計画に反映すべき事項

- 立地適正化計画では、特に災害リスクが高い地域は誘導区域から除外するとともに、商業・医療・福祉等の都市機能や居住機能を拠点周辺に集約し、それらを公共交通ネットワークでつなぐことで、安全・安心な暮らしや利便性の維持など持続可能なまちづくりを検討します。
- そのため、計画では、防災・減災や拠点周辺への都市機能、居住機能の集約の視点から、ハード・ソフト対策やまちなかへの施設の立地誘導、市街地の魅力向上、居住環境の整備等に係る取組を必要な施策として位置づけます。
- 上記の視点に基づき、今回のワークショップでの議論を踏まえ、皆さまのご意見について計画への反映を検討します。

■ WSで挙がった主な視点

分野	計画に関連する目標と取組（市民意見）	地区
交流・賑わい	既存ストックを活用した、子育て世代、若者世代をはじめとする市民交流の場の創出	山辺
	都心と連携した役所手続きのオンライン化や、中心市街地の税負担軽減など、離れた地域からの移住を推進し、働きやすい環境を創出	
空き地・空き家	空き店舗を商業施設などに利活用し、中心部の賑わいを創出	足利中央
	空き家を商業施設に利活用し、他地域からの交流人口の増加を図る	北郷
	空き家をオフィス、住居地として利活用し、移住定住を図る	山辺
公共交通	耕作放棄地を商業施設やオフィスに利活用し、居住環境を向上	毛野、富田
	バス路線の見直し、車が無くても生活できる環境を目指す	足利中央
	乗合タクシー等の活用により買い物しやすい環境を創出	山辺
	バス路線のルートを見直し、高齢者が利用しやすくする	
	バス路線のルート・時刻などを見直し、公共交通網を充実	御厨・梁田
公共交通網を充実させ、交流人口の増加を図る	毛野、富田	
防災・減災	既存の避難所を維持し、災害の内容や年齢に応じて避難先を適切に設定	北郷
	ハザードマップの周知と町内ごとに避難訓練の実施	毛野、富田
都市機能・施設	若者世代に向けた商業施設を整備	北郷
	病院やスーパーなどの施設整備を行い、生活利便性を向上	毛野、富田
	駅前を整備し、居住環境を向上	三重・山前、葉鹿・小俣

2. その他、今後のまちづくりに反映すべき事項

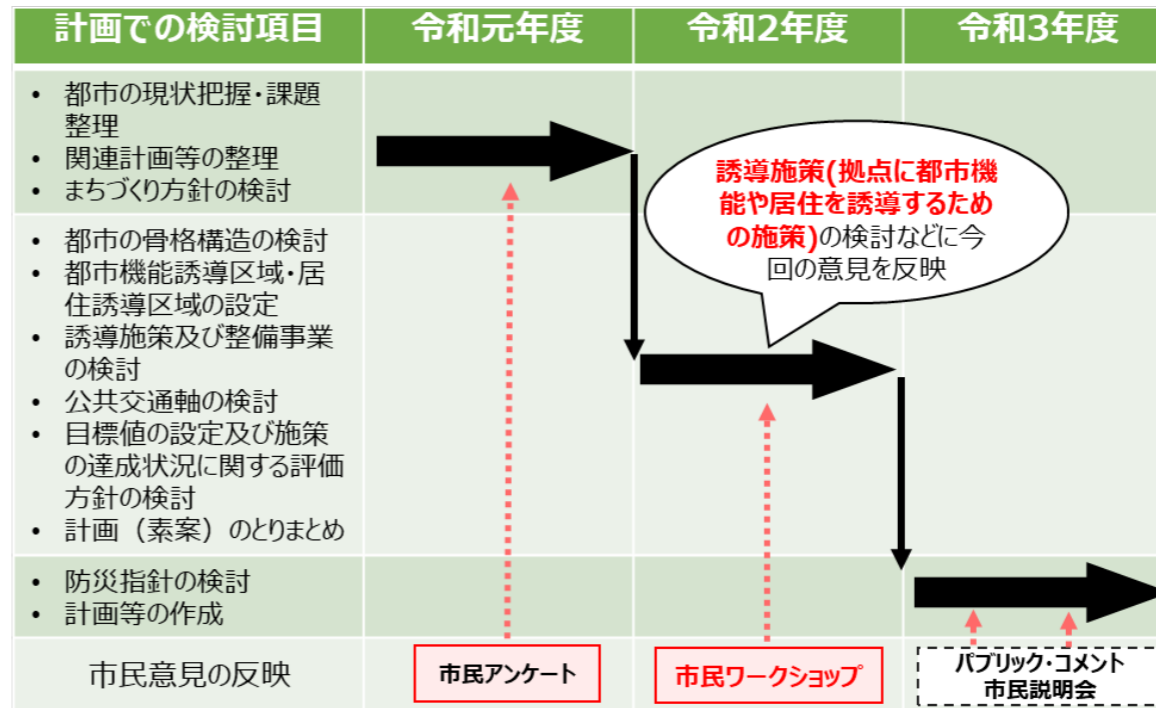
- 今回いただいたご意見を踏まえ、立地適正化計画策定だけでなく、今後のまちづくり全体で解決すべき課題については、引き続き検討を進めていきます。

【今後のまちづくりと合わせて検討が必要な取組（市民意見）】

- まちづくり全体
 - 地域住民同士の交流を深め、主体的にまちの活性化に参加する機会の増加や、防犯対策を図る
 - 若者世代の雇用、移住定住の支援
- 観光
 - 地域の特色を活かした観光資源の創出
- 道路
 - 街灯やミラーのない危険個所に対する整備・対策
 - バリアフリーを考慮した歩道の整備
- 情報発信
 - SNS等を活用したまちの情報発信・観光地等のPR

等

■ 立地適正化計画の策定スケジュール



(3) 市民説明会

開催日	開催場所
令和3(2021)年11月11日	足利市生涯学習センター302会議室
令和3(2021)年11月12日	足利市民プラザ西館3階301会議室

(4) パブリック・コメント

意見募集期間	令和3(2021)年12月1日～令和3(2021)年12月21日
募集結果	意見者数1名 意見数9件

第2節. 策定の経過

年月	事項	備考
令和元(2019)年9月24日	第1回庁内WG	
令和元(2019)年10月9日	第1回庁内検討会議	
令和元(2019)年10月28日	第1回足利市立地適正化計画策定委員会	
令和元(2019)年 11月8~30日	コンパクトなまちづくりに向けた市民 アンケート調査	
令和2(2020)年1月16日	第2回庁内WG	
令和2(2020)年1月29日	第2回庁内検討会議	
令和2(2020)年2月17日	第2回足利市立地適正化計画策定委員会	
令和2(2020)年6月24日	第3回足利市立地適正化計画策定委員会	書面開催
令和2(2020)年10月24日	足利市まちづくりワークショップ	
令和2(2020)年10月29日	第3回庁内WG	
令和2(2020)年11月6日	第3回庁内検討会議	
令和2(2020)年11月18日	第4回足利市立地適正化計画策定委員会	
令和3(2021)年3月17日	第4回庁内検討会議	
令和3(2021)年6月30日	第5回足利市立地適正化計画策定委員会	
令和3(2021)年8月16日	第4回庁内WG	
令和3(2021)年8月30日	第5回庁内検討会議	
令和3(2021)年10月6日	第6回足利市立地適正化計画策定委員会	
令和3(2021)年 11月11・12日	市民説明会(2回)	
令和3(2021)年 12月1~21日	パブリック・コメント	
令和4(2022)年2月14日	第41回足利市都市計画審議会	

第3節. 足利市立地適正化計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	渡邊 美樹	足利大学 教授	
学識経験者	吉田 樹	福島大学 准教授	
住民	戸叶 道孝	足利市老人クラブ連合会 会長	
住民	萩原 晴夫	足利市自治会長連絡協議会 副会長	
住民	清水 由香	足利市小中学校PTA連合会 会長	前任：舘野 進一
住民	小林 友和	(一社)足利青年会議所 理事長	前任：大竹 陽平
医療	漆原 邦之	(一社)足利市医師会 会長	前任：中谷 研一
福祉	岩田 昭	(福)足利市社会福祉協議会 会長	
商業	福島 靖	足利商工会議所 専務理事	
土地	春山 耕二	(公社)栃木県宅地建物取引業協会 県南支部 副支部長	
交通	野澤 浩一	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部 担当部長	
交通	木下 敏成	東武鉄道株式会社経営企画本部 課長	前任：山崎 達矢 金子 悟
交通	小矢島 応行	(一社)栃木県バス協会 専務理事	
行政	吉川 浩	栃木県県土整備部都市計画課 課長	前任：分田 久貴
行政	林 真	栃木県安足土木事務所 所長	前任：嶋田 幸男 分田 久貴
行政	塚田 三夫	栃木県安足健康福祉センター 所長	

第4節. 用語集

【あ行】

用語	解説
インフラ	道路、鉄道、港湾、空港、河川管理施設、下水道、公園等の産業や生活の基盤となる施設。
ウォークブル推進都市	居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を推進する都市。

【か行】

家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
基幹的公共交通	1日30本以上の運行頻度（概ねピーク時片道3本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線。
既存ストック	これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等。
急傾斜地崩壊危険区域	主に崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により居住者に被害のおそれのある区域。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。
減災ネットワーク道路	災害発生時にも支援人員移動や物資輸送に支障を来さないようにするため、高速道路ICや国道、市役所、病院等の防災拠点とを連携する道路。
公共交通徒歩圏	鉄道駅とバス停の徒歩圏（鉄道駅については800m、バス停については300m）。
公債費	市が発行した地方債（財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務）の元利償還（返済金）等に必要な経費。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗換え・乗継ぎ施設。
コンパクトシティ	高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少下において、行政、医療、福祉、商業等のサービスを維持していくために、各種機能を一定の地域に集約化し、さらに各地域を公共交通等でつなぐこと。

【さ行】

用語	解説
災害ハザードエリア	災害ハザードエリアは災害の危険が大きい区域であり、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等が含まれるレッドゾーン、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等が含まれるイエローゾーンがある。
サプライチェーン	商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体を指し、商品が最終消費者に届くまでの「供給の連鎖」。
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
指定避難所	避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するもの。
浸水継続時間	洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すもの。
浸水想定区域	<p>本計画では浸水想定区域は、下記の 2 種類の降雨規模に対して、川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域を対象としている。</p> <p>○計画規模（L1：レベル 1）</p> <p>10～100 年に 1 回程度を想定した降雨規模。計画規模降雨は、氾濫による被害を防ぐための計画の目標となる降雨の規模であり、計画規模降雨を下回る河川が予測されている河川においても、堤防などの河川整備の状況や、雨の降り方によって氾濫が発生するおそれがあるため、注意が必要。</p> <p>○想定最大規模（L2：レベル 2）</p> <p>1 年の間に発生する確率が 1/1,000(0.1%)程度の降雨（1,000 年毎に 1 回発生する周期的な降雨ではない）。毎年の発生確率は小さいが、規模の大きな降雨であることを示している。</p>
スプロール化	市街地が郊外へ無秩序、無計画に広がっていくこと。
生活利便施設	住宅の周辺にある生活に必要な施設。診療所や郵便局、小売業の事務所など。

【た行】

用語	解説
大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法に規定される店舗面積 1,000 m ² 超の小売店舗。
大規模盛土造成地	盛土造成地のうち、盛土の面積が 3,000 m ² 以上、または、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上のもの。
代表交通手段	1 つの移動がいくつかの交通手段で成り立っているとき、この移動で用いた主な交通手段のこと。
宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い災害が生じるおそれ大きい市街地等のうち、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもの。
DID（人口集中地区）	昭和 35 年国勢調査から設定された統計上の地域単位（人口密度が 1k m ² あたり約 4,000 人以上の地区が集中し、合計人口が 5,000 人以上の地域）。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地において、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。
都市計画区域	将来の都市活動の見通しを勘案し、中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。県が指定する。
都市再生特別措置法	近年の急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するため、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めたもの。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
都市のスポンジ化	都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴があくように生じ、密度が下がっていくこと。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

【は行】

扶助費	児童手当や生活保護費などの社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、単独で行っている各種扶助に係る経費。
防災重点ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。

【ま行】

用語	解説
モビリティマネジメント	一人一人のモビリティ（移動）が、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策

【や行】

用途地域	機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、住居、商業、工業その他の用途に配分し、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定する制度。
------	---

【ら行】

ライフライン	電気・水道・ガス・通信等の日常生活に必要な設備。
--------	--------------------------

足利市立地適正化計画

足利市都市建設部都市計画課

〒326-8601 足利市本城3丁目2145番地
策定年月 令和4(2022)年3月
電話番号 0284-20-2167



